

令和3年度（2021年度）

授業科目シラバス集

千葉大学大学院
専門法務研究科

目 次

法律基本科目

公法科目

基礎憲法 1	1
基礎憲法 2	3
基礎公法特論 1	5
基礎公法特論 2	8
憲法 1	10
憲法 2	12
行政法 1	14
行政法 2	18
公法演習 1	21
公法演習 2	22
行政法特論	24

民事法科目

基礎民法 1	27
基礎民法 2	29
基礎民法 3	31
基礎民法 4	33
基礎民事法特論 1	35
基礎民事法特論 2	37
基礎民事法特論 3	39
基礎民事法特論 4	41
民法判例入門	42
民法入門	44
民法 1	46
民法 2	48
民法 3	50
民法 4	52
民法 5	54
民法特論	58
会社法 1	60
会社法 2	62
商法	64
民事訴訟法 1	66
民事訴訟法 2	68

刑事法科目

基礎刑法 1	70
基礎刑法 2	72
基礎刑事法特論 1	74
基礎刑事法特論 2	76
刑法判例入門	78
刑事裁判手続入門	79
刑法 1	80
刑法 2	82
刑事訴訟法 1	84
刑事訴訟法 2	86
刑事法演習	88

導入科目

法学学習ガイド	90
---------	----

法律実務基礎科目

民事実務基礎 1	92
民事実務基礎 2	93
刑事実務基礎	94
法曹倫理	96
エクスターンシップ	98
刑事模擬裁判	99
企業法務	100
刑事法総合演習	103
法律実務総合演習	105
千葉県下の弁護士実務の 現状と諸課題	106

基礎法学・隣接科目

法社会学	107
法哲学	109
法制史	110
英米法	112
法律英語	114
政治学	116
経済学	119

展開・先端科目

労働法基礎	120
環境法	122
倒産法基礎	123
土地・住宅法	125
消費者法	127
独占禁止法基礎	130
知的財産法基礎	133
知的財産法	134
知的財産法演習	136
国際法	138
国際私法基礎	140
法医学	142
医事法	143
租税法	146
犯罪者処遇法	148
現代法の諸問題	150
少年法	152
ジェンダーと法	155
倒産法	158
労働法	161
独占禁止法	163
国際私法	166
民事執行法	168
自治体と法	170
精神医学と法	172

研究・論文

自主研究・論文作成	173
-----------	-----

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎憲法 1	1年次	必修科目	前期	火曜・3時限	大林啓吾

【科目のねらい】

人権総論および人権各論（包括的基本権，平等，精神的自由，経済的自由）について，論点，判例，学説を理解し，憲法の基礎的知識の習得を目指す。

【授業の方法等】

レジュメを基に講義形式で行う。授業では，基本的論点や判例の内容につき質疑応答を行う。適宜，予習・復習を指示する。

*本授業は、Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップし、オンデマンド型で実施する。

【教材等】

<教科書>

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』〔第7版〕（岩波書店，2019年）

憲法判例百選 I 〔第7版〕（有斐閣，2019年）

<参考書>

野中俊彦ほか『憲法 I 』（有斐閣、2012年）

毛利透ほか『憲法 II 人権』〔第2版〕（有斐閣，2017年）

【成績評価】

平常点30%（小レポートなど），中間試験30%，学期末試験40%

*小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】 進行は多少前後することがある。

第1回 憲法総論

憲法の形式的・実質的意味の理解をはかるとともに，歴史的背景を踏まえながら憲法に内在する様々な憲法原理を学ぶ

[憲法の意味・憲法の法源・自然権と国家の成り立ち・法治主義と法の支配・明治憲法と日本国憲法の比較・天皇主権と国民主権・憲法制定権力・立憲主義の展開]

第2回 人権総論（1）

人権の射程①—憲法上の人権はいかなる者がそれを享受するのかについて，外国人の人権享有主体性を中心に，その内容と限界を学ぶ

[外国人の種類・外国人の人権享有主体性・外国人の入国の自由]

第3回 人権総論（2）

人権の射程②—憲法上の人権はいかなる者がそれを享受するのかについて，法人の人権享有主体性を中心に，その内容と限界を学ぶ

[法人の種類・法人の人権享有主体性・享有の範囲や程度]

第4回 人権総論（3）

人権の射程③—憲法上の人権はいかなる者がそれを享受するのかについて，公務員・被收容者の人権享有主体性を中心に，その内容と限界を学ぶ

[公務員の種類・特別権力関係論・公務員が制限される権利の種類・被收容者の人権の制約]

第5回 人権総論（4）

人権には限界があり，憲法が規律する法的関係とは何かを踏まえつつ，いかなる理由によってどのような制約が課されるのかを理解しながら，権利の性質や制約理由によって差があることを学ぶ[私人間効力・公共の福祉・危害原理・パターンリズム・二重の基準]

第6回 包括的基本権（1）

憲法 13 条が保障する包括的基本権の法的性格を踏まえながら、具体的な内容やその限界について学ぶ

[幸福追求権・一般的行為の自由・人格権・補充的性格・自己決定権]

第7回 包括的基本権（2）

プライバシーの権利がどのように発展してきたのかを理解しながら、憲法上保障される内容とその限界について学ぶ

[プライバシーの権利・古典的プライバシー・自己情報コントロール権・個人情報保護との関係]

第8回 法の下での平等

平等とは何かを考えながら、14 条が列挙している事項とそうでない事項の違いや区別と差別の違いを踏まえつつ、具体的場面に応じてどのような取扱いの差異が認められるのかを学ぶ

[法の下での平等の意味・平等の射程・平等の限界・14 条列挙事由・合理的区別・アファーマティブアクション・一票の格差]

第9回 思想・良心の自由

思想良心の自由が侵害されてきた歴史的経緯を踏まえながら、それを保障することの意義を理解し、どのような場面で問題になるのかを学ぶ

[内心の自由・沈黙の自由・外部的強制の問題・思想の侵害場面・国旗国歌の問題]

第10回 信教の自由（1）

信教の自由が侵害されてきた歴史的経緯を踏まえながら、それを保障することの意義を理解し、いかなる行為が保障されるのか、そしてどのような場面で問題になるのかを学ぶ

[信仰の自由・宗教的行為の自由・他者加害を伴う宗教的活動・宗教上の免除]

第11回 信教の自由（2）

政教分離とはいかなる法的性格を有し、どのような機能を果たしているのかを理解し、具体的場面においてどのような観点から政教分離違反を考えればいいのかを学ぶ

[政教分離・制度的保障・目的効果基準・総合衡量基準・住民訴訟]

第12回 表現の自由（1）

表現の自由の保障根拠を理解した上で、表現内容が規制される場合とそうでない場合とでどのような違いが生じるかを考え、それぞれの領域における具体的問題を取り上げながら表現の自由の重要性和その限界を学ぶ

[表現の自由の保障根拠・内容規制と内容中立規制・検閲・事前抑制・名誉やプライバシーとの衝突・わいせつ物規制・集会および結社の自由]

第13回 表現の自由（2）

表現の自由は国民の知る権利に仕える側面があることを理解し、そこから報道の自由が導き出されることを踏まえた上で、報道の自由の内容とその限界を学ぶ

[報道の自由・知る権利・取材の自由・取材源秘匿・編集権]

第14回 経済的自由権

憲法 22 条が保障する職業選択の自由とは何を保障しているのかを理解し、具体的な規制態様を踏まえながら、どのように経済的自由の限界を判断するかを学ぶ

[職業選択の自由・営業の自由・規制目的二分論]

第15回 財産権

憲法が財産権の保障することの意義を理解し、その保障と法律との関係を踏まえつつ、具体的な規制を取り上げながら財産権保障の限界を考え、正当な補償の意味についても学ぶ

[財産権保障の意味・私有財産制・補償の意味]

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎憲法2	1年次	必修科目	後期	木曜・4時限	白水 隆

【科目のねらい】

人権各論の後半部分（人身の自由・適正手続，国務請求権，社会権，参政権）および統治について，判例・学説の基本的な理解を目的とする。

【授業の方法等】

対面での授業が実施できない場合，本授業は Moodle を使用したオンデマンド型で行う。適宜，予習・復習を指示する。対面での授業が実施できる場合，レジュメをもとに講義形式で行うが，授業では，論点や判例の内容につき質疑応答を行うことがある。

【教材等】

<教科書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣，2019年）

<参考書>

渡辺康行ほか『憲法Ⅰ 総論・統治』（日本評論社，2020年）

木下昌彦ほか編『精読憲法判例〔統治編〕』（弘文堂，2021年出版予定）

高橋和之『立憲主義と憲法〔第5版〕』（有斐閣，2020年）

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第7版〕』（岩波書店，2019年）

安西文雄ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣，2018年）

毛利透ほか『憲法Ⅰ 総論・統治〔第2版〕』（有斐閣，2017年）

【成績評価】

平常点（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）

*小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】

第1回 人身の自由・適正手続／国務請求権

身体の安全を保障する人身の自由の意義（人身の自由・適正手続）及び国家賠償請求権・裁判を受ける権利（国務請求権）について学ぶ

[適正手続の意義および範囲，刑事手続上の権利，事後法と二重の危険の禁止，請願権，国家賠償請求権・刑事補償請求権，裁判を受ける権利]

第2回 生存権

国家に積極的行為を要求する生存権の具体的な意味内容について，その意義と共にそれがどのように保障されているのかを学ぶ

[生存権の裁判規範性，立法裁量の統制方法]

第3回 教育を受ける権利・学問の自由／労働基本権

学習権の法的性質，学問の自由の保障内容，労働基本権をめぐる一連の判例の変遷を学ぶ

[教育内容決定権の所在，教師の教育の自由／学問の自由，大学の自治，公務員の労働基本権に対する制限]

第4回 参政権

参政権の様々な法的性質やそれらの制限が許される場合とそうでない場合を理解し，参政権の多様な側面を学ぶ

[選挙権・被選挙権，選挙運動，選挙制度，政党]

第5回 国民主権／象徴天皇制

主権概念が歴史的にどのように形成されてきたのか，そして，象徴天皇制が国民主権とどのように

両立するのかを学ぶ

[統治の基本原理（法の支配，権力分立，国民主権，国民主権の意味／天皇の地位・権能）]

第6回 国会（1）

国会の憲法上の位置づけや立法の委任とその限界について学ぶ

[国会の地位（国権の最高機関，唯一の立法機関，全国民の代表），立法過程，立法の委任，国会の権限]

第7回 国会（2）

憲法上国会に与えられている権能及び両院が各々単独で行使できる権限，そして，各議員の憲法上の地位及び権限について学ぶ

[二院制，議院の権限（自律権，国政調査権），国会議員の地位（不逮捕特権，免責特権）]

第8回 内閣（1）

統治制度としての議院内閣制の概要や行政権の意味内容及び独立行政委員会の合憲性について学ぶ
[議院内閣制，行政権の概念，独立行政委員会]

第9回 内閣（2）

憲法上内閣及び内閣総理大臣に与えられている権能，そして，解散権をめぐる学説について学ぶ
[内閣の組織と運営，内閣の権限，解散権の所在]

第10回 裁判所（1）

司法権の意味内容及びそれを発動するための要件を踏まえつつ，司法権が及ばない場面について検討する

[司法権の概念，客観訴訟，司法権の限界]

第11回 裁判所（2）

憲法上裁判所に与えられている権能及び裁判所の組織について理解し，司法権が適切に行使できるための諸原則（司法権の独立，裁判の公開）について学ぶ

[裁判所の組織と権限，司法権の独立，裁判の公開]

第12回 憲法訴訟（1）

違憲審査制のあり方及び付随的審査制を採用する日本の憲法訴訟の基本的な枠組みについて学ぶ
[違憲審査制の類型，憲法判断回避の準則]

第13回 憲法訴訟（2）

憲法判断における様々な解釈技法及び違憲審査の対象についてその効力と共に学ぶ

[憲法判断の方法，違憲判決の効力，違憲審査の対象]

第14回 財政／地方自治

財政に関する基本的な諸原則及び地方自治のあり方について学ぶ

[財政民主主義，租税法律主義，予算・決算，公金支出の制限，「地方自治の本旨」，憲法上の「地方公共団体」の意味，条例制定権，自治財政権]

第15回 平和主義／条約／憲法保障

平和主義の意義や憲法9条の解釈論を理解し，あわせて，憲法保障と憲法改正の基本的枠組みについて学ぶ

[憲法9条成立の経緯，憲法9条の解釈，平和的生存権の裁判規範性，条約の意義，条約の成立手続，条約の国内法的効力，憲法改正の手続，憲法改正の限界，憲法変遷]

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎公法特論 1	1年次	選択必修科目 3	前期	月曜・1時限	笠松珠美 関口遼介

【科目のねらい】

法学にほとんど触れたことがない未修者を対象として、国会において憲法論議がどのように行われてきたか、また、現に行われているかについて、整理しながら講義する。さらに、将来、法曹として取り扱うことになる法律（特に行政法規）について、①法律案を立案するに際しては、その構成（規定の順序）や表記（用字用語や法令用語）に一定の「決まり」があるが、それはどのようなものか、②そのような法律案がどのような過程（立案過程・審議過程）を経て制定されているのか、といった事項についても取り上げる。

これらの講義を通じて、公法学の基礎的な考え方やその実践的意義の理解に資するとともに、「基礎憲法1」などの基幹的な科目の理解を助けるような補習的科目となることを目指したい。

【授業の方法等】

2人の担当で分担しながら、講義方式で行うことを基本としつつ、課題や演習を併用したいと考えている。

本授業は、Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップし、オンデマンド型で実施する。

【教材等】

基本的な教材については、講義の際に配付する予定であるが、講義の前提となる立法過程に関する概説書として、次のものを掲げておく。

- ・法制執務・法令用語研究会著『条文の読み方（第2版）』（有斐閣、2021年）
- ・大森政輔・鎌田薫編著『立法学講義（補遺）』（商事法務、2011年）
- ・日本弁護士連合会地方自治のあり方と弁護士の役割に関するワーキンググループ編『自治体と弁護士の連携術』（ぎょうせい、2012年）
- ・茅野千江子著『議員立法の実際—議員立法はどのように行われてきたか—』（第一法規、2017年）

【成績評価】

平常点 40%（うち、課題 30%、演習発表 10%）、レポート 60%による。

【各回の内容】

各回の講義の内容については、大要、以下のようなものであるが、受講者数及びその関心の所在その他講義の実施状況等によっては、変更することがある。

第1回

《はじめに》

- ・本講義のねらいと講義の概要

《本論 I》国会における憲法論議

1. 戦後の憲法論議の流れ
 - ・ポツダム宣言受諾～日本国憲法の制定～内閣憲法調査会による調査と報告書
 - ・衆参の憲法調査会の設置とその背景／衆院憲法調査会における調査と報告書
 - ・憲法改正国民投票法の制定／憲法審査会における議論の現況

第2回

2. 日本国憲法の制定過程と憲法の役割に関する議論
 - ・いわゆる「押しつけ憲法」論
 - ・憲法の役割

第3回

3. 前文・天皇（第1章）

- ・「前文」の位置付けとその改正をめぐる議論
- ・現行憲法における天皇の位置付け
- ・女性天皇や天皇の退位をめぐる議論

第4回

4. 戦争の放棄（第2章）
 - ・政府の自衛隊と・自衛権解釈とその変遷
 - ・9条改正をめぐる議論

第5回

5. 国民の権利及び義務（第3章）
 - ・いわゆる「新しい人権」（環境権など）をめぐる議論
 - ・教育を受ける権利や同性婚をめぐる議論

第6回

6. 国会（第4章）・内閣（第5章）
 - ・二院制をめぐる議論
 - ・内閣の機能強化と国会による行政監視をめぐる議論
 - ・解散権の制限をめぐる議論

第7回

7. 司法（第6章）
 - ・違憲審査制の類型とその運用の在り方に関する議論
 - ・憲法裁判所の設置構想をめぐる議論

第8回

8. 財政（第7章）・地方自治（第8章）
 - ・財政民主主義をめぐる議論
 - ・地方自治の本旨をめぐる議論
 - ・道州制その他地方自治体の組織・機構のあり方をめぐる議論

第9回

9. 改正（第9章）
 - ・憲法改正国民投票法をめぐる議論

第10回

《本論Ⅱ》法制度設計論（法制執務概論）

1. 法制度設計論
 - ・法制度化の検討（政策合理性の検討／法的整合性の検討）
 - ・条文化（確立した立法慣行（立法技術）に基づく，正確・簡潔・平易な条文化）

第11回

2. 「マクロの法制執務」（法律の構成や条文の規定順に関するルール）
 - ・法律の4つの形式（新規制定法・一部改正法・全部改正法・廃止法）
 - ・法律の一般的構成（題名・本則・附則／総則・実体規定・雑則・罰則 等）

第12回

3. 「ミクロの法制執務」（個々の条文の表現方法や法令用語に関するルール）
 - ・文の構成
 - ・法令における句読点の用い方
 - ・主な法令用語について（「及び・並びに」，「その他・その他の」等）

第13回

《本論Ⅲ》立法過程論

1. 現代立法の状況と特質
 - ・明治以降の制定法律の量的推移と「立法のインフレーション」

- ・最近の「基本法」と「特例法」の増加／法律の役割の変化？

第14回

2. 立法過程の概要

- ・立案過程と審議過程
- ・内閣提出法律案（閣法）の立案過程と議員提出法律案（衆法・参法）の立案過程
- ・立案過程における「事前の党内審査」と機関承認・党議拘束

第15回

《まとめ》演習

- ・参加者による発表と講評

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎公法特論2	1年次	選択必修科目3	前期	火曜・1時限	木村琢磨

【科目のねらい】

公法のうち、とりわけ行政法のイントロダクションとして、行政に関する個別法令を参照しながら、具体的な問題解決のあり方について検討する。行政関係の個別法に慣れるとともに、行政法の基本原理に関する理解を深めることを目的とする。

【授業の方法等】

予習課題をもとにした双方向方式を取り入れながら授業を行う。

本年度は、基本的には同時双方向型のメディア授業（G Suite によるもの）を予定しているが、オンデマンドの授業を取り入れる可能性がある。詳細については、事前のWEB 掲示を通じて伝達する。開講前に、本研究科の学務関係の掲示のほか、本授業科目のG Suite（Google Classroom）の掲示を確認すること（開講日の1週間前を目途に、初回の予習内容とともに掲示する予定である）。

【教材等】

木村琢磨『プラクティス行政法〔第2版〕』（信山社、2017年）

別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2017年）

このほかに、関係法令等のプリントを配布する。

【成績評価】

平常点40%（小テスト30点、発言状況等10点）、学期末試験60%によって評価する。

【備考】

以下の「各回の内容」、とりわけ第3回以降に掲げる法制度については、受講者の学習状況等を勘案して、取り扱う順序や重点の置き方とともに、変更する場合がある。また、教材についても、変更する可能性があるので注意すること。

【各回の内容】

第1回 行政法の基本原理

授業全体のイントロダクションとして、おもに伝統的学説の体系に依拠しながら、行政法の全体像を示し、行政法学の基本的な視点を明らかにする。

第2回 典型的な行政作用

典型的な行政作用をいくつか取り上げ、その類型を含めて、行政法の基本原理との関係を考察する。あわせて、行政組織法の基本事項について検討する。

第3回 許認可に関する法制度(1)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政法の基本原理に関係する諸問題を検討する。

第4回 許認可に関する法制度(2)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政法総論に関係する諸問題を検討する。

第5回 許認可に関する法制度(3)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政訴訟に関係する諸問題を検討する。

第6回 許認可に関する法制度(4)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政上の不服申立てや国家補償法に関係する諸問題を検討する。

第7回 サービス行政に関する法制度(1)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として、行政法総論に関係する諸

問題を検討する。

第8回 サービス行政に関する法制度(2)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として、行政訴訟に関する諸問題を検討する。

第9回 サービス行政に関する法制度(3)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として、行政上の不服申立てや国家補償に関する諸問題を検討する。

第10回 国土整備に関する法制度(1)

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として、行政法総論に関する諸問題を検討する。

第11回 国土整備に関する法制度(2)

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として、行政訴訟に関する諸問題を検討する。

第12回 国土整備に関する法制度(3)

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として、行政上の不服申立てや国家補償に関する諸問題を検討する。

第13回 財政に関する法制度(1)

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として、行政法総論に関する諸問題を検討する。

第14回 財政に関する法制度(2)

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として、行政救済法（住民訴訟を除く）に関する諸問題を検討する。

第15回 財政に関する法制度(3)

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として、住民訴訟、地方自治などに関する諸問題を検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
憲法 1	2年次	必修科目	前期	金曜・4時限	白水 隆

【科目のねらい】

人権総論および人権各論の前半部分（包括的基本権，平等，精神的自由）について，判例・学説の体系的な理解を目的とする。

【授業の方法等】

本授業は Moodle を使用したオンデマンド型で行う。適宜，予習・復習を指示する。

【教材等】

<教科書>

木下昌彦ほか編『精読憲法判例[人権編]』（弘文堂，2018）

<参考書>

高橋和之『立憲主義と憲法〔第5版〕』（有斐閣，2020年）

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I 〔第7版〕』（有斐閣，2019年）

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第7版〕』（岩波書店，2019年）

安西文雄ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣，2018年）毛利透ほか『憲法Ⅱ 人権〔第2版〕』（有斐閣，2017年）

渡辺康行ほか『憲法Ⅰ 基本権』（日本評論社，2016年）

【成績評価】

平常点（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）

*小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】

<人権総論>

第1回 外国人の人権享有主体性

問題の所在，国籍の意義，外国人管理法制

／入国・再入国の自由，政治活動の自由，社会保障，選挙権，公務就任権

〔マクリーン事件，東京都管理職事件など〕

第2回 法人・団体の人権享有主体性／結社の自由

問題の所在，対国家関係，対内関係：自律権と構成員の協力義務の限界，強制加入団体

／結社の自由

〔八幡製鉄事件，南九州税理士会事件など〕

第3回 私人間効力

問題の所在，理論構成／国・地方公共団体の私法上の行為

〔三菱樹脂事件，昭和女子大学事件，女子若年定年制事件／百里基地訴訟など〕

第4回 公務員，刑事収容施設被収容関係／人権の制約

問題の所在／「公共の福祉」の意味／公務員の政治的行為の自由に対する規制

／刑事収容施設被収容者の人権制限

〔猿払事件，国公法違反被告二事件／被拘禁者の喫煙禁止事件，よど号新聞記事抹消事件など〕

<人権各論>

第5回 包括的基本権

幸福追求権の法的性格／プライバシー権・自己情報コントロール権／自己決定権／人格権，環境権

〔京都府学連事件，前科照会事件，講演会参加者リスト提出事件，住基ネット訴訟／エホバの証人

輸血拒否事件，校則によるバイク制限／大阪空港公害訴訟など]

第6回 平等（1）

平等の概念／14条1項後段列举事由の意味／アファーマティブ・アクション

[尊属殺重罰規定違憲判決，サラリーマン税金訴訟，国籍法違憲判決など]

第7回 平等（2）

救済方法／14条と24条との関係

[婚外子法定相続分差別違憲決定／女性の再婚禁止期間訴訟，夫婦別姓訴訟など]

第8回 思想・良心の自由

保障範囲，侵害態様の類型：①内心を理由とする不利益処遇，②内心の開示強制・探索，③内心に反する行為の強制

[謝罪広告強制事件，麴町中学内申書事件，「君が代」ピアノ伴奏拒否事件，「君が代」起立斉唱訴訟など]

第9回 表現の自由（1）

表現の自由の保障の意義，二重の基準論

定義づけ衡量／煽動表現，わいせつ表現，青少年の健全育成にとって有害とされる表現・未成年者に対する制約，名誉毀損表現，営利的表現

[渋谷暴動事件／チャタレイ事件，「悪徳の栄え」事件，「四畳半襖の下張」事件／岐阜県青少年保護育成条例事件／夕刊和歌山時事事件／あん摩師等法事件など]

第10回 表現の自由（2）

表現内容規制・内容中立規制二分論，直接規制・間接規制

[屋外広告物条例事件，駅構内ビラ配布事件，自衛隊イラク派遣ビラ配布事件など]

第11回 表現の自由（3）

集会の自由，集団行進の自由，パブリックフォーラム論，敵意ある聴衆の法理

／芸術的表現に対する助成／漠然不明確性・過度の広汎性

[新潟県公安条例事件，東京都公安条例事件，徳島市公安条例事件／泉佐野市民会館事件，広島市暴走族追放条例事件／公立図書館蔵書廃棄事件など]

第12回 表現の自由（4）

「知る権利」，報道の自由，取材の自由，反論権，放送の自由

[博多駅事件，TBSビデオテープ押収事件，外務省秘密電文漏洩事件，取材源秘匿事件，レペタ事件，サンケイ新聞事件，NHK受信料訴訟など]

第13回 表現の自由（5）

検閲の禁止，事前抑制の原則的禁止，名誉毀損とプライバシー侵害／通信の秘密

[税関検査事件，「北方ジャーナル」事件／ノンフィクション「逆転」事件，「石に泳ぐ魚」事件など]

第14回 信教の自由

保障内容：①信仰の自由，②宗教的行為の自由，③宗教的結社の自由／宗教的人格権

[エホバの証人剣道受講拒否事件，日曜日授業参観事件，加持祈祷事件，牧会活動事件，宗教法人オウム真理教解散命令事件／自衛官合祀訴訟，内閣総理大臣の靖国神社公式参拝訴訟など]

第15回 政教分離

政教分離の意義・法的性格・内容，「宗教団体」・「宗教上の組織若しくは団体」の意味，政教分離規定違反の判断方法

[津地鎮祭事件，箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟，愛媛県玉串料訴訟，空知太神社事件など]

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
憲法2	2年次	必修科目	後期	金曜・4時限	大林啓吾

【科目のねらい】

人権各論（経済的自由，適正手続，国務請求権，社会権，参政権）および統治について，新しい判例や学説を交えながら，応用力を身につけることを目的とする。

【授業の方法等】

質疑応答および解説方式で行う。事前に指定された判例を読み，予習をしておくこと。また，教科書を使って理解の深化をはかるので，事前に指定された該当箇所を読み，復習しておくこと。なお，判例集および予習・復習内容を記したプリントについてはガイダンス時に配布する。

*本授業は、Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップし、オンデマンド型で実施する。

【教材等】

<教科書>

高橋和之編『ケースブック憲法』（有斐閣，2011年）

<参考書>

小山剛『憲法上の権利の作法』〔第3版〕（尚学社，2016年）

渡辺康行ほか『憲法I』（日本評論社，2016年）

憲法判例百選I・II〔第7版〕（有斐閣，2019年）

判例プラクティス憲法〔増補版〕（信山社，2014年）

【成績評価】

平常点（小レポートなど）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）

*小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】 進行は多少前後することがある。

第1回 職業の自由

判例法理の動向・審査基準の枠組・二分論の内容と限界を学ぶ

[小売市場事件，薬事法距離制限事件，薬事法ネット規制事件]

第2回 財産権

財産権規制の態様・審査基準の枠組・補償を学ぶ

[森林法共有林分割請求事件，証取法違憲訴訟事件，河川附近地制限令事件]

第3回 適正手続

令状主義・適正手続の内容・不利益供述の禁止・違法収集証拠排除の原則を学ぶ

[徳島市公安条例事件，川崎民商事件，違法収集証拠排除事件]

第4回 国務請求権

国家賠償請求権・裁判を受ける権利・請願権を学ぶ

[郵便法違憲訴訟，関ヶ原署名訴訟，家事審判法違憲訴訟]

第5回 生存権

生存権の法的性格・最低限の生活の意味・立法裁量および行政裁量の程度・司法的救済の可能性・判断過程審査の手法を学ぶ

[朝日訴訟，堀木訴訟，高齢加算廃止違憲訴訟，外国人生活保護請求事件]

第6回 教育を受ける権利／学問の自由

教育権の所在・学問の自由の意義と限界を学ぶ

[旭川学テ事件，東大ポポロ事件，伝習館高校事件]

第7回 労働基本権

公務員の労働基本権の制限・合憲限定解釈・判例変更の可否を学ぶ

[全通東京中郵事件, 都教組事件, 全農林警職法事件]

第8回 参政権

選挙権および被選挙権の保障・選挙運動の制限・一票の格差を学ぶ

[在宅投票制度違憲訴訟, 在外邦人選挙権訴訟, 議員定数不均衡訴訟]

第9回 国会および政党

国会の各権限・政党の位置づけを学ぶ

[免責特権事件, 日商岩井事件(一審), 日本新党事件]

第10回 内閣

内閣の権限・解散権の所在・独立行政委員会の合憲性を学ぶ

[ロッキード事件, 米内山事件, 独立行政委員会違憲訴訟(一審)]

第11回 裁判所(1)

司法権の意味・付随的司法審査制・法律上の争訟・部分社会論を学ぶ

[板まんだら事件, 種徳寺事件, 富山大学事件, 共産党袴田事件]

第12回 裁判所(2)

司法審査の限界・統治行為論・自律行為論・自由裁量論を学ぶ

[警察予備隊違憲訴訟, 警察法改正無効事件, 砂川事件, 苫米地事件]

第13回 憲法訴訟

憲法判断の方法・違憲判決の効力・違憲の対象を学ぶ

[第三者所有物没収事件, 猿払事件(1審のみ), 堀越事件, ハンセン病訴訟(1審のみ)]

第14回 財政・地方自治

財政民主主義・租税法律主義・地方自治の本旨・条例制定権を学ぶ

[東京都売春条例事件, 旭川健康保険条例事件, 外形標準課税事件]

第15回 平和主義

安全保障と司法審査・自衛隊派遣の問題を学ぶ

[長沼ナイキ訴訟(最高裁もあり), 恵庭事件(1審のみ), 百里基地訴訟, 自衛隊イラク派遣違憲訴訟(2審のみ)]

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
行政法1	2年次	必修科目	前期	月曜・4時限	下井康史

【科目のねらい】

いわゆる行政法総論の主要論点について、通説や判例の状況を的確に理解すること、および、様々な法理論を具体の事例に当てはめて活用できる能力を涵養することが本科目のねらいである。具体的に取り扱う分野は、行政法の基本原則（行政組織法の基本を含む）と行政作用法総論（行政の行為形式、行政上の義務履行確保措置等）であるが、必要に応じ、行政救済法の論点（その詳細は「行政法2」で扱われる）にも言及する。

【授業の方法等】

基礎的事項の確認から始めて、可能な限り、裁判例の検討に注力する。以下の点に留意されたい。

- ・Google Classroomを使用した同時進行型メディア授業で実施する。
- ・授業は、事前に配布するレジュメに沿って進める。
- ・レジュメには、予習課題としてのQが多数用意されている。これらのQについて予習済みであることを前提に授業を進める。
- ・レジュメでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくこと。
- ・講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発する。

【教材等】

稲葉馨他編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂，2018年）（「CB」と略称する）をテキストとして用いる。授業に必ず持参すること。

なお、基本書の指定はしないが、後期に開講される木村教授担当の行政法2との一貫性という観点から、木村琢磨『プラクティス行政法（第2版）』（信山社，2017年）の講読を強く推奨する。

その他、主要な基本書類については別途資料を配付する。

【成績評価】

平常点（小テスト。30%）、中間試験（30%）、学期末試験（40%）で評価する。

【備考】

時間の制約がある以上、検討すべき事項を授業内で網羅することはできない。授業で詳しく検討し得なかった事項については、各自の自学自習で補ってもらうことになる。自学自習の手がかりは、可能な限り、レジュメにおいて提供する。

授業時には中型六法（判例六法 professional，模範六法）を持参することが望ましい。行政法の学習においては、小型六法（ポケット六法，デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁だからである。なお、中型六法にも掲載されていない条文は資料で提供するので、小型六法には掲載されていないが中型六法には掲載されている条文については各自で用意されたい。

なお、小テスト・中間試験・学期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める。

【各回の内容】

以下では、各回で扱うテーマの他、各回で扱う予定の重要判例を挙げる。CBに【重要判例】として掲載されていないものについては資料で提供する。

なお、検討の順序は一般的な教科書やCBのそれと異なる。その理由は、適宜、授業中に説明する。

第1回 行政法の基礎事項，行政法の基本原則（1）

行政法の基礎事項を扱う。具体的な論点は、行政法の法源，行政組織法の基礎事項，行政活動の分類，規範の種類，行政活動の法的効力を争う訴訟の種類（概略）等である。

第2回 行政法の基本原則（2）

行政法の基本原則を扱う。具体的な論点は、法律による行政の原理その他の行政法の一般原則（信義則や比例原則，平等原則，手続的正義の原則）等である。

- ・ C B 9-5 浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件
- ・ C B 9-2 飲酒運転一斉検問事件
- ・ C B 3-1 個人タクシー事件
- ・ C B 3-7 成田新法事件

第3回 行政法の基本原則 (3)，情報公開・個人情報保護

第2回に引き続き行政法の基本原則を取り上げた後，行政機関情報公開法と行政機関個人情報保護法の主要論点を扱う。具体的な論点は，公法と私法，行政上の法律関係における民事法の適用，情報公開の概念・目的・対象，開示請求制度，開示・不開示決定に対する争訟手続，個人情報保護の概念・目的・対象，本人開示・訂正・利用停止の各請求制度等である。

- ・ C B 9-3 宜野座村工場誘致政策変更事件
- ・ C B 9-4 酒屋青色承認申請懈怠事件
- ・ 最決平成21年1月15日 沖縄ヘリ墜落事件
- ・ C B 10-4 大田区指導要録事件

第4回 行政行為 (行政処分) (1) ——行政行為の特質

行政の各行為形式を概観した後，行政行為を扱う。具体的な論点は，行政行為の意義，行政処分概念との関係，行政行為 (処分) と性質決定されることの法的帰結，行政行為の特質等である。

- ・ C B 11-2 大田区ゴミ焼却場設置事件
- ・ C B 11-1 東山村消防長同意取消事件
- ・ C B 15-5 東京都教育委員会国旗国歌訴訟
- ・ C B 1-1 墓地埋葬通達事件
- ・ C B 11-4 成田新幹線事件
- ・ C B 11-11 労災就学援護費不支給事件

第5回 行政行為 (処分) (2) ——効力①

行政争訟法制を概観した後，第4回に引き続き行政行為を扱う。具体的な論点は，公定力，不可争力等である。なお，授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は，第1回～第5回授業で扱った内容である。

- ・ C B 11-2 大田区ゴミ焼却場設置事件

第6回 行政行為 (処分) (3) ——効力②，瑕疵，取消し・撤回①

第5回に引き続き行政行為の効力を取り上げた後，行政行為の瑕疵，行政行為の取消し・撤回を扱う。具体的な論点は，(自力) 執行力，不可変更力，行政行為の無効事由，行政行為の (職権) 取消しと撤回の特質等である。

- ・ C B 2-9 東京都建築安全条例事件
- ・ C B 2-10 名古屋冷凍倉庫固定資産税等国家賠償事件
- ・ 最判昭和42年9月26日 茨木市地区農地委員会事件
- ・ C B 2-2 山林所得課税事件
- ・ 最判昭和37年7月5日 飯岡村農地委員会事件
- ・ C B 2-3 譲渡所得課税無効事件
- ・ C B 2-8 ネズミ講課税処分事件

第7回 行政行為 (処分) (4) ——取消し・撤回②，種類，裁量①

第6回に引き続き取消し・撤回を取り上げた後，行政行為の種類と行政裁量を扱う。具体的な論点は，取消し・撤回についての法律の根拠の要否，取消し・撤回の制限，許可・特許・認可の区別，裁量の意味，裁量の検討単位，行政庁に裁量が認められる場合如何等である。なお，行政行為 (処分) における裁量を中心に扱うが，適宜，行政立法等，他の行為形式における裁量にも言及する。

- ・ C B 16-7 第2次辺野古訴訟

- ・ C B 2-4 優生保護医指定撤回事件
- ・ C B 2-1 秋田県本荘町・農地買収令書職権取消事件
- ・ 最判昭和29年7月30日 京都府立医科大学事件
- ・ 最判平成9年1月28日 山陽自動車道事件
- ・ C B 4-7 呉市公立学校施設使用不許可事件
- ・ 最判平成24年1月16日 東京都教委国旗国歌訴訟

第8回 行政行為（処分）（5）――裁量②，附款，行政手続①

第7回に引き続き行政裁量を取り上げた後，行政行為の附款と行政処分手続を扱う。具体的な論点は，行政裁量に対する司法審査のあり方，附款の意味と限界，行政手続の意味等である。

- ・ C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・ C B 4-5 伊方原発訴訟
- ・ C B 4-2 神戸全税関事件
- ・ 最判平成24年1月16日 東京都教委国旗国歌訴訟
- ・ C B 4-1 日光太郎杉事件
- ・ C B 4-6 「エホバの証人」剣道実技拒否事件
- ・ C B 4-8 小田急訴訟（本案）
- ・ C B 4-7 呉市公立学校施設使用不許可事件

第9回 行政行為（処分）（6）――行政手続②

第8回に引き続き行政処分手続を扱う。具体的な論点は，申請に対する処分の手続である。

第10回 行政行為（処分）（7）――行政手続③

第9回に引き続き行政処分手続を取り上げた後，行政上の義務履行確保を扱う。具体的な論点は，不利益処分の手続，理由提示，手続的瑕疵の効果である。なお，授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は，第6回～第10回授業で扱った内容である。

- ・ C B 3-6 旅券発給拒否処分理由付記事件
- ・ C B 3-8 一級建築士免許取消事件
- ・ C B 3-1 個人タクシー事件
- ・ C B 3-3 群馬中央バス事件

第11回 行政行為（処分）（8）――行政手続④，行政上の義務履行確保

第10回に引き続き行政手続を取り上げた後，行政上の義務履行確保制度について，即時強制を含めて扱う。具体的な論点は，理由追加の可否，行政上の義務履行確保制度の種類，同制度と法律による行政の原理との関係，行政代執行法，行政上の強制徴収，直接強制，執行罰，司法的執行，行政罰，その他の義務履行確保システム，即時強制等である。

- ・ C B 3-5 中京税務署法人税増額更正事件
- ・ C B 10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件
- ・ C B 3-2 大分税務署法人税増額更正事件
- ・ C B 7-1 茨木市職員組合事務所明渡請求事件
- ・ 最判昭和41年2月23日 茨城県農業共済組合連合会事件
- ・ C B 7-4 宝塚市パチンコ店建築中止命令事件

第12回 行政調査，行政立法（1）

行政調査と行政立法を扱う。具体的な論点は，行政調査の意味・種類，行政調査と法律による行政の原理との関係，行政調査手続，行政立法の意味・種類，法規命令の意味・種類，委任命令への委任方法，委任命令の限界，行政規則の効力等である。

- ・ C B 6-1 川崎民商事件
- ・ C B 6-2 荒川民商事件
- ・ C B 1-5 幼児接見不許可事件
- ・ C B 1-1 墓地埋葬通達事件

第13回 行政立法 (2), 条例 (1)

第12回に引き続き行政立法を取り上げた後、条例を巡る主要論点を扱う。具体的な論点は、行政規則の種類・効力・外部化、自己拘束の法理、事案の個別事情審査、行政立法制定手続、委任条例と独自条例の違い、条例の違法性判断基準等である。

- ・ 最判昭和33年3月28日 パチンコ球遊器事件
- ・ C B 1-1 墓地埋葬通達事件
- ・ C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・ C B 3-8 一級建築士免許取消事件 (田原補足意見)
- ・ C B 13-9 北海道パチンコ店営業停止命令事件
- ・ C B 1-2 徳島市公安条例事件

第14回 条例 (2), 行政計画, 行政契約, 行政指導 (1)

第13回に引き続き条例を取り上げた後、行政計画、行政契約、行政指導を扱う。具体的な論点は、条例の違法性判断基準、行政計画の意味、行政契約の意味・種類、行政契約に対する法的統制、行政指導の意味・種類・機能等である。

- ・ C B 1-2 徳島市公安条例事件
- ・ C B 9-8 福間町公害防止協定事件
- ・ 最判昭和59年2月24日 石油カルテル事件
- ・ C B 5-3 武蔵野市水道法違反事件
- ・ C B 5-2 品川マンション事件

第15回 行政指導 (2)

第14回に引き続き行政指導を扱う。具体的な論点は、行政指導に対する法的統制、行政手続法第4章・第4章の2等である。なお、授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第11回～第15回授業で扱った内容である。

- ・ C B 5-2 品川マンション事件
- ・ C B 5-3 武蔵野市水道法違反事件
- ・ C B 5-4 武蔵野市教育施設負担金事件
- ・ 最判昭和59年2月24日 石油カルテル事件
- ・ C B 5-1 中野区特殊車両通行認定事件

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
行政法2	2年次	必修科目	後期	水曜・1時限	木村琢磨

【科目のねらい】

行政救済法（行政訴訟、行政上の不服申立ておよび国家補償からなる法分野）に関する諸制度と判例を正確に理解し、具体的な事例に当てはめられるようにすることを目的とする。

【授業の方法等】

行政法全体の基礎的な事項の確認をしながら、判例を素材にして、問題の所在と解決方法について考察していく。授業の方法としては、予習課題などをもとにした双方向方式を取り入れながら授業を行う。

本年度は、基本的には同時双方向型のメディア授業（G Suiteによるもの）を予定しているが、オンデマンドの授業を取り入れる可能性がある。詳細については、事前のWEB 掲示を通じて伝達する。開講前に、本研究科の学務関係の掲示のほか、本授業科目のG Suite（Google Classroom）の掲示を確認すること（開講日の1週間前を目途に、初回の予習内容とともに掲示する予定である）。

【教材等】

稲葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第6版〕』（弘文堂，2018年）
別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣，2017年）
木村琢磨『プラクティス行政法〔第2版〕』（信山社，2017年）

【成績評価】

平常点30%（小テスト25点，発言状況等5点），中間試験30%，学期末試験40%の割合で評価する。

【備考】

この授業において中心的な考察対象となる行政事件訴訟法や行政不服審査法については、近時の法改正等をうけて、議論状況が大きく変化している。そのため、授業内容や教材等は、判例・学説の動向を踏まえて変更する可能性がある。なお、取り上げる判例等の詳細については、原則として各授業日の1週間前を目途に指示する。

開講に先立って、上記の指定教科書を通読しておくこと。

【各回の内容】

第1回 行政救済法序論

取消訴訟の実際的な問題状況を確認しながら、行政救済法に関するイントロダクションを行う。個別の論点としては、法律上の争訟や公権力性の意義の問題などを取り上げ、最高裁判所規則改正事件（最判平成3年4月19日民集45巻4号367頁）や大阪空港訴訟（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）をはじめとした重要判例の意義を考察する。

第2回 取消訴訟の対象(1)

処分性の概念を定式化した大田区ごみ処理場設置事件（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁）や福岡消防長不同意事件（最判昭和34年1月29日民集13巻1号32頁）をはじめとした最高裁判例を取り上げ、取消訴訟の訴訟要件について概観する。

第3回 取消訴訟の対象(2)

第2回の授業内容をうけて、冷凍スモークマグロ食品衛生法違反通知事件（最判平成16年4月26日民集58巻4号989頁）、浜松市土地区画整理事業事件（最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁）、横浜市保育所廃止条例事件（最判平成21年11月26日判時2063号3頁）など、比較的最近の最高裁判決を検討し、他の訴訟要件等の論点との関連を含めて、判例の動向について考察する。

第4回 取消訴訟の原告適格

主婦連ジュース不当表示事件（最判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）、新潟空港訴訟（最判平成元年2月17日民集43巻2号56頁）、もんじゅ訴訟（最判平成4年9月22日民集46巻6号571頁）、伊場遺跡訴訟（最判平成元年6月20日判時1334号201頁）などの重要判例を素材として、取消訴訟の原告適格について考察する。あわせて、新潟空港訴訟やもんじゅ訴訟を主たる素材として、取消訴訟における違法主張制限の問題を検討する。

第5回 訴えの利益の事後消滅

名古屋郵便局免職処分取消訴訟（最大判昭和40年4月28日民集19巻3号721頁）、自動車運転免許停止処分事件（最判昭和55年11月25日民集34巻6号781頁）などを素材として、取消訴訟における訴えの利益の客観的消滅について考察する。

第6回 無効等確認訴訟

無効等確認訴訟に関する諸問題について、取消訴訟と比較をしながら、もんじゅ訴訟（最判平成4年9月22日民集46巻6号1090頁）や土地改良区換地処分事件（最判昭和62年4月17日民集41巻3号286頁）などを素材にして考察する。

第7回 義務付け訴訟・差止訴訟・不作為違法確認訴訟

義務付け訴訟と差止訴訟について、それぞれの救済範囲等を取消訴訟や確認訴訟の場合と対比しながら、横川川訴訟（最判平成元年7月4日判時1336号86頁）や君が代訴訟（最判平成24年2月9日判時2152号24頁）などを素材にして考察する。あわせて、不作為違法確認訴訟の実際の意義についても、主として義務付け訴訟との関係で検討する。

第8回 当事者訴訟

当事者訴訟について、特に平成16年改正によって明文化された確認訴訟の意義に注目しながら、在外邦人選挙権訴訟（最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁）や国籍法違憲判決（最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁）などを素材にして考察する。あわせて、他の当事者訴訟の種類の活用例や民事訴訟との区分についても検討する。

第9回 住民訴訟

住民訴訟の制度を概観したうえで、特に財務会計行為や違法性の承継に関する基本判例として、一日校長事件（最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁）や林道開設住民訴訟（最判平成2年4月12日民集44巻3号431頁）を中心に検討し、住民訴訟の実際的な機能について考察する。

第10回 行政訴訟の審理・判決

取消訴訟を中心とした行政訴訟の審理・判決について概観し、横浜市保育所廃止条例事件（最判平成21年11月26日判時2063号3頁）や健康保険医療費値上げ事件（東京地決昭和40年4月22日行裁集16巻4号708頁）などをもとに、救済の実効性に関する諸問題を検討する。

第11回 仮の救済

取消訴訟を中心とした行政訴訟の仮の救済について、弁護士懲戒執行停止事件（最決平成19年12月18日判時1994号21頁）や阪神高速道路事件（神戸地尼崎支決昭和48年5月11日訟月19巻12号33頁）をはじめとした基本的な判例を素材にしながら、仮処分の許容範囲や訴訟要件論との関連性を含めて考察する。

第12回 国家賠償法1条

国家補償制度を概観したうえで、奈良過大更正処分国家賠償事件（最判平成5年3月11日民集47巻4号2863頁）や京都宅建業者事件（最判平成元年11月24日民集43巻10号1169頁）をはじめとした国家賠償法1条に関する判例を検討する。

第13回 国家賠償法2条

国家賠償法1条との比較を交えながら、高知落石事件（最判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁）や多摩川水害訴訟（最判平成2年12月13日民集44巻9号1186頁）をはじめとした国家賠償法2条に関する判例を検討する。

第14回 損失補償

倉吉都市計画街路事業用地収用事件（最判昭和48年10月18日民集27巻9号1210頁）や盛岡都市計画

制限損失補償請求事件（最判平成17年11月1日判時1928号25頁）をはじめとした損失補償に関する判例を分析し，憲法29条などの解釈論のあり方を検討する。あわせて，損失補償の訴訟手続に関する諸問題にも触れる。

第15回 行政上の不服申立て

行政上の不服申立てについて，行政不服審査法上の制度を中心に概観し，平成26年の法改正の意義を示しながら，米子鉄道郵便局懲戒免職事件（最判昭和62年4月21日民集41巻3号309頁）や大和郡山市固定資産評価審査委員会事件（最判平成2年1月18日民集44巻1号253頁）をはじめとした基本判例を考察する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
公法演習 1	3年次	自由選択科目	前期	火曜・5時限	大林啓吾

【科目のねらい】

判例や学説を基に憲法論理を組み立てる作業を学びながら、憲法問題を読み解く力を身につけることを目的とする。応用能力を養い、実践的な問題に対処できるようになることを目指す。

【授業の方法等】

毎回、具体的事例に関する課題を出し、それについて質疑応答や起案を行う。

*本授業は、Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップし、オンデマンド型で実施する。

【教材等】

関連資料については適宜配布する。

なお、参考文献として以下のものを挙げておく。

- ①駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社、2013年）
- ②宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』〔第2版〕（日本評論社、2014年）
- ③大沢秀介ほか『事例演習憲法』（成文堂、2017年）
- ④小山剛ほか『判例から考える憲法』（法学書院、2014年）

*①と②は応用能力を養うのに最適で、③④は事例問題を解く練習になる。

【成績評価】

平常点（10点）、レポート1回（40点）、起案1回（50点）

*小テストを行うことがあるが、その場合は平常点の一部に加算する。

【備考】

「憲法」の既修者を対象とする。

授業日程についてはガイダンスまたは初回の授業時に連絡する。

【各回の内容】

第1回（課題の提示と演習）

人権総論を基にした事例問題について、質疑応答を行う。

第2回（課題の提示と演習）

人権各論（精神的自由）を基にした事例問題について、質疑応答を行う。

第3回（課題の提示と演習）

人権各論（精神的自由）を基にした事例問題について、質疑応答を行う。

第4回（課題の提示と演習）

人権各論（精神的自由）を基にした事例問題について、質疑応答を行う。

第5回（課題の提示と演習）

人権各論（精神的自由以外）を基にした事例問題について、質疑応答を行う。

第6回（課題の提示と演習）

統治を基にした事例問題について、質疑応答を行う。

第7回（文書起案）

全般から設問を出し、受講生が起案を行う。

第8回（文書起案講評）

第7回で行った起案について解説及び講評を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
公法演習2	3年次	自由選択科目	後期	木曜・5時限	下井康史

【科目のねらい】

公法分野のうち、行政法の諸分野について、主として自治体行政に関する具体的課題の考察を通じて、実践的な問題発見能力及び問題解決能力を涵養することを目的とする。

【授業の方法等】

Google Classroomを使用した同時進行型メディア授業で実施する。起案提出の方法等については追って指示する。

主として自治体行政における事案を素材とした文書起案、起案された文書に関する講評、関連する諸問題に関する質疑応答を行う。また、自治体の行政実務を念頭におきながら、授業科目「行政法1」、「行政法2」及び「行政法特論」で扱われた内容を踏まえて、最近の重要判例の分析を行う。なお、テーマについては、自治体行政との比較考察などを行うために、適宜、自治体行政以外についても用いる場合がある。

【教材等】

プリント等を配布する予定であるが、基本的な参考書として以下のものがある。

- ・別冊ジュリスト『地方自治判例百選〔第4版〕』（有斐閣，2013年）
- ・ジュリスト増刊『重要判例解説』（有斐閣，近年のもの）
- ・稲葉馨他編『ケースブック行政法〔第6版〕』（弘文堂，2018年）

【成績評価】

平常点（小テスト。40%）と文書起案（60%）で評価する。

【備考】

本授業科目は、3年次後期の前半に開講される授業科目「自治体と法」とは独立して行われるが、自治体行政実務の動向等を認識しながら学習を進められるよう、同授業科目と併せて履修することを勧める。

講義・質疑応答の回においては、毎回、最後の10分を使って小テストを実施する。

起案・小テストのいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める。

【各回の内容】

第1回（文書起案）

自治体行政における事案について、受講生が文書起案を行う。

第2回（講義・質疑応答）

第1回の起案で問題となった論点等について解説を行い、関連する諸問題について質疑応答をする。

第3回（文書起案）

自治体行政における事案について、受講生が文書起案を行う。

第4回（講義・質疑応答）

第3回の起案で問題となった論点等について解説を行い、関連する諸問題について質疑応答をする。

第5回（講義・質疑応答）

行政法総論の分野を中心に、最近の重要法律改正を踏まえ、主として自治体行政を巡る最近の重要判例を取り上げ、受講者と質疑応答を行いながら、関連する論点等を検討する。

第6回（文書起案）

自治体行政における事案について，受講生が文書起案を行う。

第7回（講義・質疑応答）

行政救済法分野を中心に，主として自治体行政を巡る最近の重要判例を取り上げ，受講者と質疑応答を行いながら，関連する論点等を検討する。

第8回（講義・質疑応答）

第6回の起案で問題になった論点等について解説を行い，関連する諸問題について質疑応答をする。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
行政法特論	3年次	自由選択科目	前期	金曜・3時限	下井康史

【科目のねらい】

いわゆる行政法総論の論点に関する判例を検討し，その中で行政救済法の論点も適宜考察することを通じて，様々な法理論を具体の事例に当てはめて活用できる能力を発展させることが本科目のねらいである。なお，第8回授業においては，行政法総論と行政救済法の応用的理解に資するよう，行政不服審査法の内容を検討する。

【授業の方法等】

行政法の基本を修得済みであることを前提に，基礎的事項の確認は最低限に止め，裁判例の説明・分析に力点を置く。以下の点に留意されたい。

- ・ Google Classroomを使用した同時進行型メディア授業で実施する。
- ・ 授業は，事前に配布するレジュメに沿って進める。
- ・ レジュメには，予習課題としてのQが多数用意されている。これらのQについて予習済みであることを前提に授業を進める。
- ・ レジュメでは，授業で取り扱う判例を明示しておくので，事前に精読しておくこと。
- ・ 講義形式で進めるが，適宜，受講生に対し質問を発する。

【教材等】

稲葉馨他編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂，2018年）（「CB」と略称する）をテキストとして用いる。授業に必ず持参すること。参考文献については，行政法1及び行政法2の該当欄を参照のこと。

【成績評価】

平常点（小テスト。40%），学期末試験（60%）で評価する。

【備考】

各授業の具体的な実施日程は別途通知する。

行政法の学習においては，小型六法（ポケット六法，デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。小型六法に掲載されていない条文については各自で用意されたい。

なお，小テスト・学期末試験のいずれにおいても，判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める。

【各回の内容】

以下では，各回で扱うテーマの他，各回で扱う予定の重要判例を挙げる。CBに【重要判例】として掲載されていないものについては資料で提供する。

第1回 法規命令①

法規命令を巡る最高裁判例を取り上げる。

- ・ CB1-4 サーベル登録拒否事件
- ・ CB1-9 東洋町・町議会議員リコール署名無効事件
- ・ CB1-10 インターネット薬品販売事件

第2回 法規命令②・行政規則

法規命令と行政規則を巡る最高裁判例を取り上げる。

- ・ CB1-10 医薬品ネット販売権確認等請求事件
- ・ 最判昭和33年3月28日 パチンコ球遊器事件
- ・ CB4-4 マククリーン事件本案訴訟

- ・ C B 13-9 北海道パチンコ店営業停止命令事件
- ・ 最判平成25年4月16日 水俣病認定義務付け訴訟（熊本）

第3回 行政行為（処分）①

行政行為（処分）について、その概念や法的機能を明らかにした上で、行政契約との関係や撤回に関する最高裁判例を取り上げる。

- ・ C B 11-2 大田区ゴミ焼却場設置事件
- ・ 最判平成24年3月6日 東京都市町村公務員共済組合事件

第4回 行政行為（処分）②・行政裁量①

行政行為（処分）の職権取消しや行政裁量を巡る最高裁判例を取り上げる。

- ・ C B 16-7 辺野古訴訟
- ・ 最判平成9年1月28日 山陽自動車道事件
- ・ C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・ C B 4-5 伊方原発訴訟
- ・ C B 1-4 サーベル登録拒否事件
- ・ C B 8-5 三菱タクシーグループ運賃値上げ申請却下国賠事件
- ・ 最判平成24年2月28日 生活保護老齢加算廃止訴訟（東京）
- ・ C B 4-8 小田急訴訟（本案）
- ・ C B 4-1 日光太郎杉事件
- ・ 最判平成18年9月14日 弁護士懲戒事件
- ・ 最判昭和29年7月30日 京都府立医科大学事件
- ・ 最判昭和48年9月14日 長束小学校事件
- ・ C B 4-2 神戸全税関事件
- ・ C B 4-7 呉市公立学校施設使用不許可事件
- ・ 最判平成19年12月7日 鹿児島県獅子島事件
- ・ C B 15-6 厚木基地第4次航空機運航差止訴訟

第5回 行政裁量②

行政裁量を巡る最高裁判例について、とりわけ、司法による裁量統制のあり方について検討する。

- ・ C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・ C B 4-5 伊方原発訴訟
- ・ C B 4-1 日光太郎杉事件
- ・ C B 4-7 呉市公立学校施設使用不許可事件
- ・ C B 4-8 小田急訴訟（本案）
- ・ 最判平成19年12月7日 鹿児島県獅子島事件
- ・ C B 16-7 辺野古訴訟
- ・ C B 8-5 三菱タクシーグループ運賃値上げ申請却下国賠事件
- ・ 最判平成24年2月28日 生活保護老齢加算廃止訴訟（東京）

第6回 個別法の解釈

個別行政法の解釈が問題となった判例について、最高裁判例を中心に取り上げる。

- ・ C B 8-2 ストロングライフ事件
- ・ C B 8-4 松任市廃棄物処理業不許可処分事件
- ・ C B 8-1 パチンコ店営業許可取消事件
- ・ C B 8-3 日工展ココム訴訟

第7回 行政法の一般原則・行政手続法

行政法の一般原則である平等原則に関する最高裁判例を取り上げ、関連する諸問題にも言及した後、行政手続法の諸論点のうち、手続的瑕疵の効果に関する裁判例を検討し、併せて、取消判決の効力を論じる。

- ・ C B 1-8 (旧) 高根町簡易水道給水条例事件
- ・ C B 11-16 横浜市保育所廃止条例事件
- ・ C B 3-1 個人タクシー事件
- ・ C B 3-3 群馬中央バス事件
- ・ 東京高判平成13年6月14日 医師国家試験受験資格認定事件
- ・ C B 3-8 一級建築士免許取消事件
- ・ C B 14-7 滋賀県公文書再度非公開事件

第8回 行政不服審査法

行政不服審査法の基本を概説し、重要判例の概要を確認する。なお、授業の最後に小テストを実施する。

- ・ 最判昭和29年10月14日民集8巻10号1858頁
- ・ C B 13-5 米子鉄道郵便局事件

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民法1	1年次	必修科目	前期	水曜・3時限	山口敬介

【科目のねらい】

民法総則および物権（担保物権を除く）について、基本的な考え方を修得することを目標とします。民法総則は、民法の他の分野はもちろん、民法以外の実定法を理解するうえで基礎となる考え方を含み、重要な分野です。物権法は、物を優先的に支配する権利の変動や帰属に関するルールであり、我々の社会にとって重要な財産である不動産や動産についての基本的ルールです。授業においては、実定法学の考え方に少しずつ慣れてもらうような工夫を試みながら、これらの分野の基本的考え方を身につけられるように努めます。

【授業の方法等】

オンデマンド型と同時双方向型を併用します。オンデマンド型では基本的知識を講義形式でお話しし、対面形式の授業では、問答も採り入れつつ、基本的知識の確認や事例問題の解説も行います。

【教材等】

判例集として以下の二冊を指定します。判例集は授業で使用しますので必ず持参してください。

- ①原田昌和ほか『民法1 総則 判例30』（有斐閣、2017年）
- ②水津太郎ほか『民法2 物権 判例30』（有斐閣、2017年）

教科書は予習復習用で使っていただくことを想定しており、授業に持参する必要はありません。民法総則分野については下記の二冊を推奨しますが、それぞれの特徴については第1回授業で説明します。物権法分野については追って説明します。

- ①大村敦志『新基本民法1 総則編（第2版）』（有斐閣、2019年）
- ②佐久間毅『民法の基礎1 総則（第5版）』（有斐閣、2020年）

【成績評価】

平常点（出席・発言状況）及び小テスト（30%）、中間試験（30%）、学期末試験（40%）とします。

【各回の内容】

第1回 民法・民法総則・法律行為序説 / 意思の完全性①

民法・民法総則について説明し、さらに、民法総則の中心テーマである法律行為について解説する。また、錯誤・詐欺・強迫等の意思の完全性に関わる諸ルールについて解説する。

第2回 意思の完全性②

錯誤・詐欺・強迫等の意思の完全性に関する基本的知識を確認した上で、より立ち入った解説をし、具体的事例に即した検討を行う。

第3回 内容の妥当性 / 第三者保護①

公序良俗規定など内容の妥当性に関する諸ルール、さらに法律行為の無効取消しに伴う第三者保護の問題について解説する。

第4回 第三者保護②

第三者保護の問題に関する基本的知識を確認した上で、より立ち入った解説をし、具体的事例に即した検討を行う。

第5回 代理①

代理制度の基本的趣旨や仕組みについて解説する。さらに、代理権がない場合（無権代理）の規律、その場合の相手方保護の規律（表見代理）について解説する。

第6回 代理②

無権代理・表見代理に関する基本的知識を確認した上で、より立ち入った解説をし、具体的事例に即した検討を行う。

第7回 能力 / 条件と期限 / 消滅時効①

能力制度（意思能力・行為能力）と法定代理について解説する。さらに、法律行為に付される条件や期限、さらに合意によるのではない権利消滅原因である消滅時効について解説する。

第8回 消滅時効②

消滅時効に関する基本的知識を確認した上で、より立ち入った解説をし、具体的事例に即した検討を行う。

第9回 人と物

法律行為の主体である人、客体である物について解説する。さらに、総則のまとめとして復習を行う。

第10回 物権・物権法序説 / 不動産物権変動①

物権・物権法について基本的仕組みを概観した上で、不動産物権変動について解説を行う。

第11回 不動産物権変動②

不動産物権変動に関する基本的知識を確認した上で、より立ち入った解説をし、具体的事例に即した検討を行う。

第12回 不動産物権変動③ / 動産物権変動① / 物権的請求権①

不動産物権変動に関する解説を続ける。さらに、動産物権変動、物権的請求権について解説する。

第13回 不動産物権変動④ / 動産物権変動②

不動産物権変動・動産物権変動・物権的請求権に関する基本的知識を確認した上で、より立ち入った解説をし、具体的事例に即した検討を行う。

第14回 所有権① / 用益物権 / 占有

所有権・用益物権・占有について解説を行う。

第15回 所有権②・法人

所有権のうち共有の問題について解説する。さらに、民法総則に含まれる法人についても解説する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民法2	1年次	必修科目	後期	火曜・1時限	鶴ヶ野翔麻

【科目のねらい】

民法のうち講学上の債権総論と担保物権の基本的理解を確立する。

【授業の方法等】

オンデマンド型（Moodleを使用する）の講義を軸に、適宜、同時双方向型（Google Meetを使用する）の授業として事例演習を行う（詳しい予定はオリエンテーションで説明する）。知識の習得よりも基礎にある考え方の習得に重きをおく。

指定する教科書・判例集を参照し、予習してから授業ファイルを参照すること。

【教材】

- ・Moodleを通じて授業ファイルを配布する。
- ・六法（最新版）を必ず用意すること。
- ・判例集として、瀬川信久＝内田貴＝森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論〔第3版〕』（有斐閣、2014年）を使用する予定である（授業開始までに新しい版が出版される可能性もあるので出版状況に注意すること。オリエンテーションの際に改めて案内する）。追加で必要な判例があれば別途指示する。
- ・教科書は、内田貴『民法III 債権総論・担保物権〔第4版〕』（東京大学出版会、2020年）を使用する。

【成績評価】

平常点30%（出席・発言・小テスト）、中間試験30%、および、学期末試験40%で評価する。

【各回の内容】

第1回 債権の概念，関連する基本原則，債権の目的

債権の概念とそれに関する基本原則を確認した後，債権の目的，債権の種類（特定物債権，種類債権，金銭債権）に関する規律に触れる。

第2回 弁済

弁済を検討する。債権が消滅するに至るプロセスに沿って検討する。弁済の提供，受領権者としての外観を有する者に対する弁済を特に取り上げる。代物弁済，供託についても簡単に触れる。

第3回 債務不履行の概念，履行の強制，債務不履行に基づく損害賠償①

債務不履行の概念と，債権を強制的に実現する方法を検討する。受領遅滞についてもここで触れる。その後，債務不履行に基づく損害賠償の要件・効果に関する規律を検討する。

第4回 債務不履行に基づく損害賠償②

債務不履行に基づく損害賠償の続き。

第5回 相殺（なお，その他の債務消滅原因も含む）

相殺の意義，要件と効果に関する規律を検討する。更改，免除，混同にも簡単に触れる。

第6回 債権者代位権

債権者代位権の意義，要件と効果に関する規律，そして債権者代位権の「転用」の問題を検討する。

第7回 詐害行為取消権

詐害行為取消権の意義，要件と効果に関する規律を検討する。これを踏まえて若干の応用問題も検討する（詐害行為取消権の「転用」の可能性，債権者平等の実際）。

第8回 債権譲渡（なお，債務引受，契約上の地位の移転も含む）

債権譲渡一般の規律について検討する（債権譲渡担保については第15回で触れる）。債務引受，契

約上の地位の移転についても簡単に触れる。

第9回 多数当事者の債権債務関係

多数当事者の債権債務関係の意義を確認した上で、分割債権・連帯債権・不可分債権、分割債務・不可分債務にも触れるが、特に連帯債務について、特にその基本構造を対外的効力・影響関係・内部関係の区別に即して検討する。

第10回 保証

保証の意義を確認した後、保証の基本構造を、要件と効果、対外的効力・影響関係・内部関係の区別に即して検討する。連帯保証、根保証も検討する。

第11回 担保物権法序説， 抵当権①

担保物権の意義やこれから扱う担保物権に共通する事項を確認する。そして、担保物権のなかでも特に重要である抵当権について、その意義を確認した後、その設定から消滅に至るプロセスに沿って検討する。その後、抵当権侵害、物上代位、共同抵当、法定地上権に関わる問題を重点的に扱う。

第12回 抵当権②

抵当権の続き。

第13回 抵当権③

抵当権の続き。根抵当権にも触れる。

第14回 留置権， 先取特権， 質権

留置権，先取特権，質権を取り上げる。各担保物権について、その意義を確認した後、その成立・設定から消滅に至るプロセスに沿って検討する。抵当権との異同に着目して理解を整理する。

第15回 非典型担保

非典型担保のうち譲渡担保を特に取り上げる。譲渡担保の意義，基本構造を確認した後、その利用の実態に即して近時重要である集合動産譲渡担保，集合債権譲渡担保について特に検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民法3	1年次	必修科目	前期	月曜・2時限	作内良平

【科目のねらい】

契約，事務管理，不当利得，不法行為からなる債権各論の修得を目的とする。そのため，各種の債権発生原因の性質に関する理解を踏まえて，具体的な事案について適切に条文を適示し，必要十分な解釈論を展開して，説得力のある解決を提示することができることを目標とする。

【授業の方法等】

債権各論の基本的な項目に重点を絞り、講義および問答によって進める。なお、本授業は、G suite を使って同時双方向型で実施する（一部オンデマンド型となる場合もある）。

【教材等】

教科書として以下の三冊を指定する。

- ①瀬川信久・内田貴・民法判例集 債権各論〔第4版〕（有斐閣，2020年）
- ②潮見佳男・基本講義債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得〔第3版〕（新世社，2017年）
- ③潮見佳男・基本講義債権各論Ⅱ不法行為法〔第3版〕（新世社，2017年）

その他の参考図書は授業のなかで紹介する。

【成績評価】

平常点（出席・発言状況）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%），とする。

【各回の内容】

第1回 導入・不法行為①

全体の導入の後，一般の不法行為の要件を扱う。

第2回 不法行為②

不法行為の効果、不法行為責任の減免、消滅時効を扱う。

第3回 不法行為③

監督者責任，使用者責任，注文者責任，工作物責任を扱う。

第4回 不法行為④

共同不法行為、製造物責任，運行供用者責任等を扱う。

第5回 不法行為⑤

不法行為についてまとめと小テストを行う。

第6回 契約①

契約の意義、契約の成立、定型約款、和解を扱う。

第7回 契約②

契約の効力（同時履行の抗弁，危険負担，第三者のためにする契約）を扱う。

第8回 契約③

契約の解除を扱う。

第9回 契約④

売買（契約不適合責任）を扱う。

第10回 契約⑤

売買の続き（手付・予約）のほか、各種契約の序論、贈与、消費貸借を扱う。

第11回 契約⑥

使用貸借，賃貸借（成立，効力，終了）を扱う。

第12回 契約⑦

賃貸借（目的物の譲渡，賃借権の譲渡，目的物の転貸）を扱う。契約上の地位の移転もここで扱う。

第13回 契約⑧

請負・雇用を扱う。

第14回 契約⑨,

委任・組合・寄託等を扱う。

第15回 事務管理・不当利得

事務管理・不当利得を扱う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民法4	1年次	必修科目	後期	木曜・1時限	田中宏治

【科目のねらい】

親族・相続について、基礎を理解し、当事者の望むところを的確に法的構成する能力を身に付けることを目標とする。具体的には、そもそも法的構成とは何かを理解したうえで、上記範囲について、オーソドックスな（伝統的な）法解釈（判例多数説であることが多い）の事実への適用ができるようになることを最低到達目標とする。また、比較的新しい有力説も、あわせて学習するので、余裕があれば、それも身に付けてしまうことが望ましい。

本科目は、前期の基礎民法1と比べ、他科目の前提となる事項が少なく、それほど重要性はない。しかし、この機会に、親族・相続の基本項目を、法律行為を核とする法体系を意識しながら、概観し、それによって民法全体を通覧してしまうことに大きな意義がある。

なお、民法研究には限りがないが、授業範囲は、あくまでも法科大学院において共通に必要なとされている基本項目に限定する。そして、基礎を徹底的に理解するように努め、応用問題に直面しても、原理原則から考えてゆけば解決できる、という自信を得られるようにしたい。

【授業の方法等】

- ・ Moodle を利用したメディア授業（オンデマンド型）である。
- ・ 予習は、各回の範囲について網羅的に、各自が指定教科書および講義案を用いて行う。
- ・ 授業は、毎回の予習を前提に、分かりにくい箇所や誤解しやすい問題などを、単純化した事例を多く用いた形式で行う。教科書を網羅する講義がなされるわけではない。
- ・ 復習は、これを重視して、正確に法的構成できるまで各自が行う。

【教材等】

教科書として、内田貴『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』（東京大学出版会、2004年）を指定する。

また、Moodle を通じて講義案を配布する。上記教科書出版後に施行された法改正については、講義案で対応する。

以下、【各回の内容】において、教科書の該当頁を示し、それを予習の範囲とする。もともと、予習範囲の教科書の内容は、授業中に総て扱われるわけではない。

【成績評価】

基準：上記最低到達目標にどの程度達しているか、すなわち、基礎を理解しているか、オーソドックスな条文解釈に基づく法的構成の能力を事例問題において示すことができるか、を基準にする。

ウェイト：平常点（出席・発言状況）を30%、中間試験を30%、学期末試験を40%の割合で評価する。

【各回の内容】

第1回 第1章 序説・第2章 婚姻（夫婦）(1) 教科書 1-32 頁

家族法の特徴，紛争解決手続，なぜ婚姻について規定するか，婚姻の効果(1)

第2回 第2章 婚姻（夫婦）(2) 教科書 32-70 頁

婚姻の効果(2)，婚姻の成立

第3回 第2章 婚姻（夫婦）(3)・第3章 離婚（1）教科書 70-102 頁

婚姻の無効・取消し，離婚についての総説

第4回 第3章 離婚（2）教科書 102-140 頁

離婚の方法，離婚の効果

第5回 第4章 内縁・第5章 親子（1）教科書 141-174 頁

内縁とは何か，内縁の効果，重婚の内縁，親子についての序，嫡出子(1)

第6回 第5章 親子（2）教科書 174-208 頁

嫡出子(2), 非嫡出子

第7回 第5章 親子(3) 教科書209-246頁

親子の効果(親権), 親権以外の親子の効果

第8回 第6章 養子・第7章 親族関係・第8章 後見・保佐・補助 教科書247-290頁

養子制度の歴史と機能, 縁組の成立, 縁組の無効・取消し, 縁組の効果, 離縁, 特別養子, 親族関係, 後見・保佐・補助(後見・保佐・補助に関しては, 基礎民法1において学習済みの内容が多い。)

第9回 第9章 扶養・第10章 氏と戸籍・第11章 家事紛争をめぐる裁判制度 教科書290-319頁

扶養, 氏と戸籍, 家事紛争をめぐる裁判制度

第10回 第12章 相続法総論・第13章 相続の法定原則(1) 教科書323-357頁

相続とは何か, 相続法の概観, 相続の開始要件, 相続人

第11回 第13章 相続の法定原則(2) 教科書357-392頁

相続の対象(相続財産), 相続分

第12回 第14章 共同相続(1) 教科書393-429頁

共同相続財産, 遺産分割(1)

第13回 第14章 共同相続(2)・第15章 相続財産の清算 教科書429-460頁

遺産分割(2), 相続回復請求権, 限定承認, 財産分離, 相続人の不存在

第14回 第16章 被相続人の意思による法定原則の修正(1) 教科書461-493頁

遺言, 遺贈(1)

第15回 第16章 被相続人の意思による法定原則の修正(2) 教科書493-530頁

遺贈(2), 遺留分侵害額請求権, 配偶者の居住の権利, 特別の寄与

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民事法特論1	1年次	選択必修科目3	前期	木曜・2時限	白石友行

【科目のねらい】

この授業は、法学に（あまり）触れたことがない学生を対象として、これから民法をより良く理解していくための基礎を提供すること、および、同時期に開講されている民法の各基礎科目の学習を補助することを目的とする。この授業では、学生が民法全体の基本的な内容を理解し、民法的な考え方を習得して、法解釈や事例問題にアプローチするための能力を得ることが目標になる。具体的には、第1回から第5回までの授業において、民法全体を概観した上で、第6回から第13回までの授業において、法学未修者にとって理解することが難しいと思われる部分を素材としながら法的な議論の進め方を学習し、第14回および第15回の授業において、事例問題を用いた演習を行う。

【授業の方法等】

この授業は、講義と演習を組み合わせたものである。まず、授業は、あらかじめ配布される講義資料に学生がしっかりと目を通してきていることを前提として、質疑応答などをまじえながら、進められる。次に、学んだ知識を定着させるためには、また、定着した知識を使いこなせるようになるためには、学生が自らの力で具体的問題に取り組むことが必要になる。そこで、この授業では、簡単な事例問題を用いた演習も行われる。

この授業は、G-Suite (Google Meet)を使って同時双方型で実施する。

【教材】

授業は、担当者が作成しあらかじめ配布する講義資料を用いて行われる。教科書等については、各基礎科目で指定されているものを内容に応じて使用すれば足りる。参考文献については、授業の中で適宜紹介する。

【成績評価】

平常点 40%（うち、出席・発言の状況 10%、レポート 15%、小テスト 15%）、学期末試験 60%

【各回の内容】

第1回 民法の概観①民法の全体像

まず、民法がどのような問題を扱う法領域であるのか、民法全体がどのように成り立っているのかを説明する。次に、第2回以降の授業および民法の各基礎科目の授業の内容を理解するために必要となる基本的な概念を整理する。最後に、具体的な事例を素材としながら、これからの民法の勉強においてどのような点に注意していけばよいのかを明らかにする。

第2回 民法の概観②契約

これから民法を専門的に勉強していく学生にとっては、民法全体の基本的な内容をあらかじめ理解しておくことが極めて有益である。この回の授業では、「契約」を主な素材として、民法の基本的な内容を概観する。

第3回 民法の概観③人、物、不法行為

第2回の授業に続き、民法全体の基本的な内容を説明する。この回の授業では、「人」、「物」、「不法行為」を主な素材にして、民法の基本的な内容を概観する。

第4回 民法の概観④金融取引、債権回収

第2回および第3回の授業に続き、民法全体の基本的な内容を説明する。この回の授業では、「金融取引」と「債権回収」を主な素材にして、民法の基本的な内容を概観する。

第5回 民法の概観⑤家族

第2回から第4回までの授業に続き、民法全体の基本的な内容を説明する。この回の授業では、「家

族」を主な素材にして、民法の基本的な内容を概観する。

第6回 個別の問題①心裡留保，虚偽表示

意思表示および法律行為の基本構造を確認した上で、心裡留保と虚偽表示に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では、「条文を丁寧に読む」をテーマとして設定し、条文を読む際に、どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第7回 個別の問題②94条2項の類推適用，表見法理

第6回の授業の内容を前提として、いわゆる94条2項の類推適用法理を検討する。この回の授業では、「条文の趣旨を理解する」をテーマとして設定し、民法上の条文や制度を理解して知識を積み上げていく際に、どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第8回 個別の問題③錯誤1

第6回の授業の内容を前提として、錯誤に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では、「条文を解釈する」をテーマとして設定し、条文を解釈して規範を定立する際に、どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第9回 個別の問題④錯誤2

第8回の授業に続き、錯誤に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では、「事例問題に取り組む」をテーマとして設定し、事例問題についてどのような形で法的な議論を展開していけばよいのかを説明する。

第10回 個別の問題⑤詐欺，強迫

第6回，第8回，第9回の授業の内容を前提として、詐欺および強迫に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では、「広い視点から事例を把握する」をテーマとして設定し、一つの事例について様々な制度を視野に入れて横断的に検討していくことの必要性を説明する。

第11回 個別の問題⑥代理1

代理の基本構造を確認した上で、代理に関わる法的な問題，特に，有権代理をめぐって生ずる法的な問題を検討する。この回の授業では、「制度を体系的・横断的に理解する」をテーマとして設定し、代理を素材にして、民法に存在する様々な制度を体系的・横断的に理解していくことの重要性を説明する。

第12回 個別の問題⑦代理2

第11回の授業に続き，代理に関わる法的な問題，特に，無権代理に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では、「判例を丁寧に読む」をテーマとして設定し，無権代理に関わる判例を素材にして，判例を読む際に，どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第13回 個別の問題⑧代理3

第11回および第12回に続き，代理に関わる法的な問題，特に，表見代理に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では、「法律論を評価する」をテーマとして設定し，表見代理に関わる議論を素材にして，ある問題について議論が対立している場合にどのような形で個々の解釈論を評価していけばよいのかを説明する。

第14回 事例の検討①意思表示，代理

第6回から第13回までの授業で学んだことを振り返りながら，意思表示および代理に関わる複数の事例を素材に，法的な議論の仕方，事例の解決の仕方を確認する。

第15回 事例の検討②意思表示，代理，契約総論，賃貸借

第14回の授業に続き，意思表示，代理，契約の総論的な諸制度（履行請求，危険負担，解除など），賃貸借に関わる複数の事例を素材に，法的な議論の仕方，事例の解決の仕方を確認する。

* この授業は，民法の各基礎科目の学習を補助することを目的の一つとしている。そのため，ほかの科目の進度や学生の要望等に応じて，各回の授業の内容や順序の調整を行う可能性がある。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民事法特論 2	1年次	選択必修科目 3	前期	水曜・2時限	堀田佳文

【科目のねらい】

会社法の主要な論点について、株式会社に重点を置いて解説する。論点につき、背景となる基礎理論、解釈及び実務上の問題を解説し、判例・文献を利用できる能力を培うことを目的とする。本講義は、未修者2年次科目（既修者1年次科目）である「会社法1」「会社法2」の導入講義という位置付けにある。

【授業の方法等】

基本的に、教員が学生に講義する方式で行うが、学生に問い掛けを行ったり小テストを実施したりすること等を通じて理解状況を確認する方式も織り交ぜる。なお、受講者の理解度合いによっては下記進行予定が若干前後する場合があります。授業はGoogle Classroomを用いてオンデマンド方式と同時双方向方式を織り交ぜながら実施する。初回は同時双方向で実施する。

【教材等】

教科書は、伊藤靖史ほか『リーガルクエスト 会社法』（有斐閣）の最新版、及び『会社法判例百選』（有斐閣）の最新版を用いる。

【成績評価】

平常点が40%（複数回の小テストを20%、講義内外での問答内容を20%）、学期末試験60%の予定である。

【各回の内容】

第1回 総論－会社の概念、会社の種類、株式会社法総論

まず全体的な講義方針、勉強方法の確認。法的にみでの会社（例えば営利性・社団性・法人性）と実際の機能を、事例に即して検討する。その前提として、共同企業の形態一般を、また、会社法上の会社の基本的法構造と特徴を説明する。

第2回 株式会社の設立（1）

株式会社の設立手続の特徴について、発起設立を中心に検討する。

第3回 株式会社の設立（2）

出資の履行に関する諸問題、設立中の会社の法律問題、並びに設立無効・会社の不存在・会社の不成立について検討を行う。

第4回 株式と株主（1）

株式の意義、株主の権利と地位、株式の評価等について考察する。種類株式の概要についてもここで検討する。

第5回 株式と株主（2）

株主平等原則と、株式譲渡制限によって生じる諸問題について考察する。また株主の権利行使に関する利益供与の責任についても検討する。

第6回 株式と株主（3）

株式の共有など、特殊な保有形態について検討する。投資単位の調整（併合・分割等）についてもここで検討する。

第7回 株式会社の資金調達（1）

株式会社の資金調達について、総論的な部分を考察する。募集株式発行手続の概要についてもここで検討する。

第8回 株式会社の資金調達（2）

募集株式発行手続の詳細を、公開会社・非公開会社に分けて検討する。

第9回 株式会社の資金調達（3）

募集株式発行の瑕疵を争う手続について検討する。

第10回 株式会社の資金調達（4）

新株予約権・社債による資金調達について検討する。

第11回 機関総論

株式会社の機関設計について概観する。

第12回 株主総会（1）

株主総会の権限と手続の概要を理解する。総会の招集，株主の議決権について，判例を参照しながら，具体的な問題点に言及する。

第13回 株主総会（2）

株主総会の議事運営と決議について検討する。可能であれば総会運営の実務の一端にも触れる。

第14回 株主総会（3）

株主総会決議の瑕疵に関する訴訟制度について検討する。総会決議取消の訴えについては，取消事由，訴えの利益，裁判所の裁量棄却に関する判例を解説する。判決の効果と実務上の対応について，十分な理解が得られるように配慮する。

第15回 まとめ

全体のまとめを行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民事法特論3	1年次	選択必修科目3	後期	水曜・2時限	小林俊明

【科目のねらい】

会社法の学修のイントロダクションとして、条文の趣旨や基本的な会社判例の修得を目的とする。細かな知識よりも会社法の基本的な考え方や中心となる概念を体系的に修得してもらいたい。ただし、この授業では、会社法に関する具体的な事例をイメージしてもらうために「株式会社の機関」、「組織再編」を中心にすすめる。

【授業の方法等】

あらかじめMoodleに掲載するパワーポイントに従い、G Suite を使って同時双方向型ですすめる。ただし、感染拡大状況が収束した場合には、対面で実施する。

【教材等】

教科書はとくに指定しない。

参考書として、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）、神田秀樹『会社法』（弘文堂）、伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）、田中亘『会社法』（東大出版会）、江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選（第3版）』（有斐閣）、浜田道代=岩原紳作ほか編『会社法の争点』（有斐閣）。いずれも最新版を参考にすること。

【成績評価】

平常点 40%（レポートまたは小テストを含む）、学期末試験 60%による。

【各回の内容】

第1回 取締役の意義

公開会社と非公開会社で、取締役の役割はどのように異なるか、会社のなかでどのように権限が分配されているのかその規制のあり方について学ぶ。また、業務執行取締役および社外取締役の役割や権限について理解する。

第2回 取締役の義務・競業規制

取締役が会社に対して負うとされる善管注意義務・忠実義務の役割について学ぶ。これを踏まえて、会社・取締役間の利害衝突の一場面であって、取締役が自己または第三者の利益のために、会社の顧客を奪うことになる競業取引に関する規制のあり方について理解する。

第3回 利益相反規制

狭義の会社・取締役間の利益相反取引もまた、利害衝突の一場面であって、会社の損失のもとに取締役が利益を得る行為の一つである。利益相反取引にはどのような形式があるのか、直接取引・間接取引の異同を踏まえ、会社法がどのように規制しているのか理解する。また、これに違反した場合の効果についても理解する。

第4回 取締役の報酬規制

取締役の職務執行の対価として会社から支払われる報酬も、利害衝突の一形態であるため、規制が必要である。どのような種類の報酬があり、会社法はどのように規制しているのか等を学ぶ。ストック・オプションのようなインセンティブ報酬の問題点とこれに対する規制のあり方、令和元年会社法の報酬規制の趣旨について理解する。

第5回 取締役会（1）

取締役会は、会社の重要な経営事項を決定するために設けられた機関であって、公開会社では必ず設置されなければならない。取締役会と株主総会でどのようにその権限が分配されているのか理解する。

第6回 取締役会（2）

取締役会の運営を中心に学ぶ。委員会型の会社（指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社）の監査監督のあり方についてもここで取り上げる。また、取締役会決議の瑕疵に関する問題もここで取り扱う。

第7回 取締役の対会社責任（1）

取締役が会社に対し責任を負う場合は多様であるが、そのなかでも任務懈怠責任の枠組みを中心に学ぶ。取締役の任務懈怠とは何か、善管注意義務違反に基づく責任について理解する。経営判断の原則が適用される場面、監視監督義務違反が問われる場面、内部統制システム構築・運用義務違反が問われる場面に応じてその異同を理解する。

第8回 取締役の対会社責任（2）

会社法における取締役の任務懈怠責任以外の責任について学ぶ。具体的には、利益供与、違法配当、仮装払込みに関与した取締役の責任のほか、現物出資による新株発行の引受人の責任や通謀引受人の差額支払責任等にも触れる。責任原因、主観的要件の主張立証責任、因果関係、損害等について債務不履行や不法行為責任との違いを意識して理解する。

第9回 株主代表訴訟

会社が取締役の任務懈怠責任等を追及しない場合には、株主は代表訴訟を利用することもできる。株主代表訴訟の意義、要件、効果を理解する。また、取締役が負うべき責任の範囲について理解する。

第10回 株主代表訴訟、責任一部免除、会社補償等

比較的厳格な取締役の責任を緩和する制度にはどのようなものがあるか、制度のみならず、解釈論も含めて、責任限定契約および会社補償契約等について学ぶ。役員等賠償責任保険についてもここで簡単に取り上げる。

第11回 取締役の第三者責任

取締役は、会社債権者など会社以外の第三者に対して責任を負う場合がある。それは不法行為責任や債務不履行責任とどのように異なるのか、どのような場合に責任が生ずるのか、救済される第三者の範囲、第三者の被った損害の性質などについて、近時の裁判例も踏まえ理解する。

第12回 監査役、会計監査人

監査役設置会社における監査役等の監査機関の役割と機能について学ぶ。会社不祥事のたびに監査役の権限強化が改正の課題として取り上げられてきた。商法改正の歴史は監査役制度の強化といっても過言ではない。ここでは監査役のどのような役割が期待され、改正が行われてきたか理解する。監査役会、外部監査制度および内部統制システムとの関係も理解する。さらに、監査役、会計監査人の責任についても理解する。

第13回 企業組織再編①—総論

会社の組織再編行為とはいかなるものか概要を学ぶ。また、株主、会社債権者のいかなる利益を保護しようとしているかについて概観する。企業再編・企業提携は、時間を節約し効率的な経営を実現する一手段として、頻繁に利用されるようになっている。経営の多角化、経営基盤の強化、リストラと関連し、企業再編にはどのような手法があるのか理解する。

第14回 企業組織再編②—手続

合併、会社分割、株式移転・交換について、その手続的側面から学ぶ。会社の機動的な組織再編を考慮した簡易手続や略式手続等についても理解する。

第15回 企業組織再編③—利害関係者の救済方法

組織再編行為において少数株主の締出しが行われた際に、どのように救済されるか、事前の救済策と事後の救済策に分けて学ぶ。組織再編比率の不公正など近年みられる裁判例をもとに理解する。また、債権者保護に関する各種規制の枠組みもここで取り扱う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎民事法特論4	1年次	選択必修科目3	後期	火曜・3時限	松下祐記

【科目のねらい】

判決手続を中心に、未修者に必要とされる民事訴訟法の基本的な知識の習得を目標とする。特に、条文、基本的概念・原則に関する知識の正確な習得を第一義とする。

【授業の方法等】

第一審の単純訴訟の手続について、基本的概念・原則の理解の確認をしつつ、問題の所在と対処につき考察する。時間数が限られており、制度全般を網羅することができないので、重要度の高い部分を中心に扱うことになる。講義方式を基本とするが、適宜、対話方式をミックスして授業を行う。

*新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない場合には、本授業は、G Suite (Google Meet) を使って同時双方向型で実施する。

【教材等】

主教材として、山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一『民事訴訟法[第3版]』（有斐閣アルマ，2018年）を予定する（変更の可能性はある）。授業は、千葉大学 Moodle を通じて各回事前に配付するレジュメに沿って進める予定である。その他必要な資料や参考文献については、その都度指示する。

【成績評価】

学期末試験（60%の比重）及び平常点（40%の比重）による。平常点は、質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト（またはレポート）を行う予定である（行った場合、平常点のうち50%を占める）。

【各回の内容】（カッコ内は山本＝長谷部＝松下・前掲書の頁数）

- 第1回 民事訴訟の世界(1-47)
- 第2回 訴えの提起とその準備；管轄；裁判所(48-66, 135-145, 153-158)
- 第3回 請求の趣旨(66-86)
- 第4回 請求の原因・当事者(87-108)
- 第5回 当事者適格・法定代理(108-119, 131-135)
- 第6回 二重起訴の禁止，第1回期日の準備(145-153, 158-166)
- 第7回 口頭弁論・弁論主義の第1テーゼ(167-185)
- 第8回 自白その他当事者の訴訟行為(185-211)
- 第9回 裁判所による口頭弁論の指揮・口頭弁論の実施(211-238)
- 第10回 証拠総論(239-249)
- 第11回 証拠各論①人証(250-258, 270)
- 第12回 証拠各論②書証(258-270)
- 第13回 事実の認定・口頭弁論の終結(275-292, 270-272)
- 第14回 判決，既判力(273-274, 292-308, 335-341)
- 第15回 既判力の時的限界，客観的範囲，主観的範囲(342-365)

（進行の目安であり，適宜変更する場合がある）

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法判例入門	1年次	自由選択科目	前期	金曜・4時限	野口泰三

【科目のねらい】

民法の学習を始めて間もない人を対象にしています。主に取引関係に関する主要判例を扱います。部分的にせよ事案の詳細や判決文に触れることで具体的に何が問題となっていたのかを意識して学習することを目指します。

【授業の方法等】

テキストをもとに講義形式をとりますが、質疑応答もあります。適宜の予習が必要です。

【教材】

「START UP 民法①総則判例 30!」、「START UP 民法②物権判例 30!」「START UP 民法③債権総論判例 30!」「START UP 民法④債権各論判例 30!」（いずれも有斐閣）をテキストに指定しますが、各自が使用している判例集を用いても差し支えありません。

【成績評価】

平常点が 40%、期末試験が 60%の割合で評価します。小テストは実施しません。

【各回の内容】

各回のテーマと判例は次の通りです。

第1回 法律行為

法律行為の有効要件、法律行為の解釈について学びます。最判昭和 61 年 11 月 20 日、最判昭 56 年 3 月 24 日など。

第2回 意思表示と 94 条 2 項の類推適用

意思表示に関する諸規定を概説したうえで、外観法理について学びます。最判昭和 45 年 9 月 22 日、最判平成 18 年 2 月 23 日など。

第3回 代理

代理制度の内容を概説したうえで、無権代理と相続の問題について学びます。最判平成 4 年 12 月 10 日、最判昭和 62 年 7 月 7 日など。

第4回 表見代理

表見代理が成立するための具体的な要件を事例とともに学びます。最判昭和 35 年 10 月 21 日（東京地裁厚生部事件）、最判昭和 39 年 5 月 23 日など。

第5回 物権的請求権と物権変動

物権の効力と物権変動について学びます。また、177 条の第三者についても触れます。最判昭和 33 年 6 月 20 日など。

第6回 不動産物権変動の諸問題

177 条の対抗関係について事例とともに学びます。大審院昭和 17 年 9 月 30 日、最判昭和 38 年 2 月 22 日、最判平成 17 年 1 月 17 日など。

第7回 抵当権の効力

抵当権の効力やその及ぶ範囲について問題となった事例を学びます。最判昭和 44 年 3 月 28 日、最判平成元年 10 月 27 日など。

第8回 債権の内容

債権の内容と債務の本旨に従った履行とは何かについて学びます。大審院昭和 10 年 4 月 25 日（カプフェー丸玉事件）、最判昭和 30 年 10 月 18 日（漁業用タール事件）など。

第9回 損害賠償の範囲

債務不履行に基づく損害賠償の範囲に関する事例を学びます。最判昭和 37 年 11 月 16 日、最判平成

21年1月19日など。

第10回 責任財産の保全

債権者代位権と債権者取消権についての事例について学びます。最判昭和44年6月24日、最判昭和50年3月6日など。

第11回 多数当事者の債権債務

連帯債務と保証債務についての事例について学びます。最判平成10年9月10日、最判昭和40年6月30日など。

第12回 当事者の変動

債権譲渡、債務引受など当事者が変動する場合についての事例を学びます。最判平成21年3月27日、最判平成11年1月29日など。

第13回 債権の消滅

弁済、弁済による代位など弁済に関する規定について学びます。最判昭和37年8月21日、最判平成15年4月8日など。

第14回 契約総論

契約締結前後における契約の拘束力について学びます。東京地判平成18年2月13日、最判平成9年7月1日など。

第15回 契約不適合責任と信頼関係破壊の法理など

契約各論のうちから契約不適合責任と信頼関係破壊の法理に関する事例をとりあげます。最判平成22年6月1日、最判昭和28年9月25日など。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法入門	1年次	科目	前期	金曜・2時限	永口 学

【科目のねらい】

法科大学院における教育の重要な目的の一つとして、「理論と実務の架橋」があるのは皆さんご承知のことと思われる。僭越ながら、本授業は、3年間の学習を通じて「理論と実務の架橋」を体現していただく上での第一歩とすることを目的とする。

具体的には、皆さんが法学の勉強を始めてから日が浅いことを考慮しつつ、民法が問題となる簡単な想定事例・教員が実際に関与した事例・そして昨今新聞等で取り上げられ、皆さんにも馴染みのあると思われる事例などを取り上げて、法律家の目線からどのように分析すべきか、そして法律をどのように適用して、どのように解決を図るべきかを一緒に検討する。訴訟や、その先までを見越した実務家としての考え方も紹介できればと考えている。ハードではあるが、法科大学院教育、司法試験合格、司法修習を経て4年後の12月に法曹界の一員となる覚悟と気概を持って授業に臨むことを期待する。

【授業の方法等】

未修者対象の授業であることを踏まえ、各事例を検討する上で前提となる法律等の解説をまずは行い、その上で事例を検討し、議論する、という形を想定している。議論では正しいことを述べる必要は全くなく、まずは議論すること自体に慣れていただきたい。そして、素直に感じた疑問点、意見を述べ、それを法的に構成していくプロセスを体現する面白さを感じていただきたい。

本授業は、対面授業を基本とし、必要に応じてG Suite (Google Meet) を使って同時双方型で実施する。

【教材等】

教材は、各回の授業に際して配布する予定である。教科書、参考書等は特に指定しない。

【成績評価】

平常点 (40%)、レポート (60%) による。平常点については、失敗を恐れず積極的に議論に参加する者に高得点を与える。

【各回の内容】 *各回の講義内容については、必要に応じて順番及び内容を変更する可能性がある。

第1回 知識編その1

本授業における事例を検討するに際して必要となる必要最小限の法的知識について学ぶ。民法を始めとする民法の基本について解説する。

第2回 知識編その2

第1回の授業に引き続き、本授業における事例を検討するに際して必要となる最小限の法的知識について学ぶ。「善意」、「悪意」といった通常の意味とは異なる独特の概念、「静的安全と動的安全の対立」といった民法に関する事案を検討する上で基本となる考え方について説明する。

第3回、第4回 実践編その1

いよいよ実践に入る。まずは2回に亘り、ごくごく簡単な事例を示し、その事例の中で困っている方を救うためにはどのようなことをすることが考えられるのか、それを法的に構成するとどうなるの

か、法的請求を行う上で障害となり得ることは何か、などを一緒に考え、どのように解決を図るべきかを検討する。

第5回、第6回、第7回 実践編その2

企業法務を日常的に取り扱う教員の経験を踏まえた事例を設定し、3回に亘り検討する。企業法務はイメージが掴みにくい、という声は卒業生からも度々聞くところであり、あえてこの段階で取り扱うことで皆さんの苦手意識を取り除く一助となれればと考えている。教員が経験した実際のエピソード、世間を騒がせた事例なども織り交ぜ、企業法務の面白さを実感していただく。

第8回 民事法入門総仕上げ

本授業の総仕上げとして、教員が設定する課題について皆さんで議論し、どのような法的主張、解決を図るべきかを探る。授業での検討結果を踏まえて更に個々人で検討を重ね、レポートとして提出していただく予定である。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法1	2年次	必修科目	前期	火曜・2時限	大野 武

【科目のねらい】

本授業では、民法総則および物権法（担保物権法を除く）に関する基本的な知識が受講者に備わっていることを前提として、同分野の中から選択した重要なテーマにつき、基本的に双方向の対話を通じて理解を深めつつ、法的思考力を涵養することにある。

【授業の方法等】

本授業は、G Suite(Google Meet)を使用して同時双方向型で実施する。

本授業では、基本的な事項について確認した後、担当教員が作成した事例問題または裁判例の事案を素材として、争点（論点）や解答方法について、受講生と担当教員間の対話を通じて考察を深めていく。授業においては、担当教員から受講生に対して適宜質問をしていく形式で進めていく。限られた授業時間の中でできることはわずかであり、独習可能な知識を逐一確認するだけの余裕もないので、事前の周到な予習を心がけておいてもらいたい。

【教材等】

本授業のテキストとしては、一応以下の2冊を指定しておくが、各自が使用する基本書を用いても差支えない。授業では、担当教員が作成した民法総則および物権法の重要論点に関するレジュメや資料を用いて進めていく（なお、レジュメや資料の配布については、Moodleを通じて行う）。

佐久間毅『民法の基礎1 総則』（有斐閣、第5版、2020年）

同『民法の基礎2 物権』（有斐閣、第2版、2015年）

【成績評価】

- ・平常点（授業への出欠状況、発言状況と内容、および、小テストで評価する）：30%
- ・中間試験：30%
- ・学期末試験：40%

【各回の内容】

第1回 不動産登記制度の概要／物権変動総論

- ・不動産登記制度の概要や制度趣旨について確認する。
- ・物権変動と第三者に関する基本原則について確認する。

第2回 意思表示総論／虚偽表示

- ・意思表示に関する論点の全体像と基礎知識を整理する。
- ・虚偽表示の基礎について確認する。

第3回 民法94条2項の類推適用

- ・民法94条2項の直接適用と類推適用の相違を確認する。
- ・民法94条2項の類推適用に関する一連の裁判例を整理・検討する。

第4回 錯誤

- ・錯誤の基礎について確認する。
- ・動機の錯誤に関する論点について検討する。

第5回 詐欺

- ・詐欺の基礎について確認する。
- ・取消しと第三者に関する論点について検討する。
- ・解除と第三者に関する論点についても併せて検討する。

第6回 物権の効力／物権変動の基礎

- ・物権の効力について、特に物権的請求権を中心に確認する。

- ・物権変動の原因と時期に関する裁判例を確認する。
- ・民法176条と177条の理論的關係について確認する。

第7回 民法177条の「第三者」の範囲

- ・民法177条の「第三者」の定義について確認する。
- ・民法177条の「第三者」の範囲を画する客観的要件に関する裁判例を検討する。

第8回 二重譲渡と背信的悪意者

- ・背信的悪意者排除論に関する基本論点について確認する。
- ・背信的悪意者に関する一連の裁判例を整理・検討する。

第9回 登記を要する物権変動

- ・相続と登記に関する一連の裁判例を整理・検討する。
- ・取得時効と登記に関する一連の裁判例を整理・検討する。

第10回 動産物権変動

- ・動産物権変動の対抗要件としての「引渡し」の意味について確認する。
- ・即時取得の基礎と裁判例について検討する。

第11回 代理（1）

- ・代理制度の基礎について確認する。
- ・有権代理に関する個別論点について検討する。

第12回 代理（2）

- ・無権代理の個別論点について検討する。
- ・無権代理と相続に関する一連の裁判例について整理・検討する。

第13回 代理（3）

- ・表見代理の基本構造について確認する。
- ・表見代理の個別論点について検討する。

第14回 法人

- ・法人の目的と代表に関する裁判例を確認する。
- ・権利能力の社団に関する論点を検討する。

第15回 時効

- ・時効制度の基礎について確認する。
- ・取得時効と消滅時効の個別論点について検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法2	2年次	必修科目	前期	金曜・5時限	西島良尚

【科目のねらい】

民法典第三編債権総則における重要問題を、裁判例を素材に、具体的に掘り下げる。その過程を通じてどのような条文や基本概念が問題となり、それらがどのように使われるか、その使い方を学ぶことになる。また、各問題点について、当事者はどのような事実に基づき、どのような規範的主張や反論をしているか、それに対して裁判所がどのように対応しているかに留意して学習することに努める。

【授業の方法等】

毎回、2つ程度の裁判例を指定するので、①原告の請求、②被告の反論、③事実関係とそれに関連する規範論での問題点、および、④裁判所の判断、その定立した準則とその射程範囲などについて、事前にできるだけ整理して受講してほしい。その際、「事実認定」の争いと、「認定された事実の規範的評価」の問題（規範論そのものではないが規範への当てはめに影響する「事実の評価」の問題）と、「規範論」の問題とを区別する意識をもってほしい。

取り上げる判例は、『民法判例百選Ⅱ』（第8版）に収録されたものから選択する。当然、いずれも改正前民法下での判例である。改正債権法において旧法下での重要な判例法理の射程がどのようなものとなるかについて検討し、判例法理と改正法の関係についての理解を深める努力をすることになる。

なお、今年度もメディア授業となる。「基本はオンデマンド型(Moodle)」で授業を行う予定であるが、双方向の授業を最低限設ける趣旨で、全15回のうち3回は「オンラインの双方向型(G Suite)」を取り入れ、その時間はオンラインで学生の質問を中心に双方向で法的思考の深化が図れるような授業にする。その3回の「オンライン双方向型」の授業においては、指定裁判例を1つに限定し、しかもその解説は簡潔に済ませ、できるだけ多くの時間を質問等の双方向の時間に充てる予定である。

各回の指定裁判例については、各授業時に、各指定百選の各判例の「事実の概要」「判旨」「解説」をふまえて、それを補充あるいは要約し、重要判例の整理の仕方のサンプルとなるような比較的詳しい「資料」を配信する予定である。その授業前に、まずは各自で、百選の「事実の概要」と「判旨」を中心に各項目を読み（できれば判決原典でより正確な事実関係等を把握する努力をするとよい）、その問題点に関連する条文はもちろん基本概念等の基礎知識を各自の基本書等で横断的に復習・確認する努力をしておいてほしい。取り上げる判例に含まれる問題が、民法全体の中の、さらに債権法において、どのような位置づけにあるのかを常に意識しつつ、基本書で学んだ「基礎知識」を実際の事例に即して縦横に操るためのトレーニングが始まると心得てほしい。

【教材】

- ・窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権 [第8版]』（有斐閣）
- ・伊藤進監修、長坂純・川地宏行『改正民法[債権法]における判例法理の射程』（2020年9月、第一法規）

前者が基本であり、後者は問題に応じて適宜紹介する。前者は必携だが、後者は、必要に応じて図書館等で適宜利用してもらえばよい。

【成績評価】

平常点（発言状況）30%，中間試験30%，および、学期末試験40%で評価する。

【各回の内容】

第1回 債権の目的

- ・債権総論を学ぶにあたって
- ・最判昭和30年10月18日百選Ⅱ-1（種類債権の特定）

第2回 債権の効力（1）

- ・最判昭和 59 年 9 月 18 日百選Ⅱ-3（契約交渉破棄における責任）
- ・最判平成 23 年 4 月 22 日百選Ⅱ-4（契約締結にかかる説明義務）

第3回 債権の効力（2）

- ・大判昭和 4 年 3 月 30 日百選Ⅱ-5（履行補助者の行為についての債務者の責任）弁済
- ・大判大正 7 年 8 月 27 日百選Ⅱ-7（民法 416 条 2 項の予見時期）

第4回 債権の効力（3）

- ・最判昭和 28 年 12 月 18 日百選Ⅱ-8（契約解除した場合の損害額算定期）
- ・最判昭和 47 年 4 月 20 日百選Ⅱ-9（履行不能の場合の損害額算定期）

第5回 オンライン双方向(1回)

- ・最判平成 21 年 1 月 19 日百選Ⅱ-6（貸貸人修繕義務不履行と賃借人の損害回避減少措置）

第6回 第三者による債権侵害

- ・大判大正 4 年 3 月 10 日百選Ⅱ-19（第三者の債権侵害と不法行為）
- ・最判昭和 28 年 12 月 18 日百選Ⅱ-57（第三者による目的物の占有と妨害排除）

第7回 責任財産の保全（1）

- ・最判昭和 50 年 3 月 6 日百選Ⅱ-12（金銭債権を保全する債権者代位権と債務者の無資力）
- ・最判昭和 49 年 11 月 29 日百選Ⅱ-13（被害者による保険金請求権の代位行使）

第8回 責任財産の保全（2）

- ・大連判明治 44 年 3 月 24 日百選Ⅱ-14（詐害行為取消権の性質）
- ・最大判昭和 36 年 7 月 19 日百選Ⅱ-15（特定物債権と詐害行為取消権）

第9回 多数当事者の債権関係

- ・最判平成 10 年 9 月 10 日百選Ⅱ-21（共同不法行為者の一人に対する債務免除の効力）
- ・最大判昭和 40 年 6 月 30 日百選Ⅱ-22（解除による原状回復義務と保証人の責任）

第10回 債権譲渡（1）

- ・最判平成 9 年 6 月 5 日百選Ⅱ-25（譲渡禁止特約付債権の譲渡と債務者の事後承諾）
- ・最判昭和 42 年 10 月 27 日百選Ⅱ-27（債権譲渡における異議をとどめない承諾の効力）

第11回 オンライン双方向（2回）

- ・最判昭和50年12月8日百選Ⅱ-28（債権譲渡と相殺）

第12回 債権譲渡（2）

- ・最判昭和 49 年 3 月 7 日百選Ⅱ-29（債権譲渡の対抗要件の構造）
- ・最判平成 5 年 3 月 30 日百選Ⅱ-30（同順位の債権譲受人間における供託金還付請求権の帰属）

第13回 債権の消滅（1）

- ・最判昭和 63 年 7 月 1 日百選Ⅱ-32（建物賃借人の地代弁済と第三者弁済）
- ・最判昭和 61 年 4 月 11 日百選Ⅱ-33（指名債権の二重譲渡と民法 478 条）

第14回 債権の消滅（3）

- ・最判平成 25 年 2 月 28 日百選Ⅱ-38（時効消滅した債権による相殺と相殺適状の要件）
- ・最大判昭和 45 年 6 月 24 日百選Ⅱ-39（差押えと相殺）

第15回 オンライン双方向（3回）

- ・これまでの勉強を全体的に振り返って、学生側と教師側の質問を中心に復習と整理を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法3	2年次	必修科目	後期	木曜・4時限	田中宏治

【科目のねらい】

債権各論について、基礎を確かめながら、当事者の望むところを的確に法的構成する能力を身に付けることを目標とする。具体的には、第1に、そもそも法的構成とは何かを確認したうえで、法律家が共有しているオーソドックスな（伝統的な）法解釈（判例多数説であることが多い）の事実への適用ができるようになること、第2に、必要な限りで比較的新しい有力説による法的構成もできるようになること、を最低到達目標とする。

なお、民法研究には限りがないが、授業範囲は、あくまでも法科大学院において共通に必要なとされている基本項目に限定する。そして、基礎を徹底的に理解するように努め、応用問題に直面しても、原理原則から考えてゆけば解決できる、という自信を得られるようにしたい。

【授業の方法等】

- ・ Moodle を利用したメディア授業（オンデマンド型）である。
- ・ 予習は、各回の範囲について講義案と体系書を用いて各自が行う。
- ・ 授業は、毎回の予習を前提に、分かりにくい箇所や誤解しやすい問題などを、単純化した事例を多く用いて行う。
- ・ 復習は、これを重視して、正確に法的構成できるまで各自が行う。

【教材等】

Moodle を通じて講義案を配布する。

また、講義案で紹介する参考文献を積極的に参照することが望ましい。学習用の体系書は各自が自由に選んでよいが、代表的なものとして、潮見佳男『基本講義 債権各論 I・II』（新世社、第3版、2017年）を推薦する。

【成績評価】

基準：上記最低到達目標にどの程度達しているか、すなわち、基礎を理解しているか、与えられた事例問題について法的構成をすることができるか、を基準にする。

ウェイト：平常点（出席・発言状況）を30%、中間試験を30%、学期末試験を40%の割合で評価する。

【各回の内容】

第1回 契約の成立・契約の解釈

第3編 債権 第2章 契約 第1節 総則 第1款 契約の成立
潮見 I 1-26, 35

第2回 契約の効力・契約上の地位の移転

第2款 契約の効力, 第3款 契約上の地位の移転
潮見 I 37-47, 64-69

第3回 契約の解除・定型約款

第4款 契約の解除, 第5款 定型約款
潮見 I 26-34, 49-63

第4回 贈与・売買（総則）

第2節 贈与, 第3節 売買 第1款 総則
潮見 I 71-79, 117-124

第5回 売買（効力）・買戻し・交換

第2款 売買の効力, 第3款 買戻し, 第4節 交換
潮見 I 72, 79-116

第6回 消費貸借・使用貸借・賃貸借(総則)

第5節 消費貸借, 第6節 使用貸借, 第7節 賃貸借 第1款 総則

潮見 I 125-155, 189-198, 209-213

第7回 賃貸借(効力1)

第2款 賃貸借の効力

潮見 I 155-163, 167-181, 199-208, 213-218, 224-228

第8回 賃貸借(効力2・終了・敷金)

第2款 賃貸借の効力(承前), 第3款 賃貸借の終了, 第4款 敷金

潮見 I 163-167, 181-187, 219-223

第9回 雇用・請負

第8節 雇用, 第9節 請負

潮見 I 229-254

第10回 委任・寄託・組合・終身定期金・和解

第10節 委任, 第11節 寄託, 第12節 組合, 第13節 終身定期金, 第14節 和解

潮見 I 255-299

第11回 事務管理・不当利得1

第3章 事務管理, 第4章 不当利得

潮見 I 301-358

第12回 不当利得2

第4章 不当利得(承前)

潮見 I 339-373

第13回 一般不法行為(要件)

第5章 不法行為

潮見 II 1-85, 203-234

第14回 一般不法行為(効果)

第5章 不法行為

潮見 II 87-139, 191-202

第15回 特殊不法行為

第5章 不法行為

潮見 II 141-189, 235-245

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法4	3年次	必修科目	前期	火曜・1時限	鶴ヶ野翔麻

【科目のねらい】

担保物権法の重要なテーマに関する判例などを素材として、民法全体・執行・倒産をも視野に入れながら、民法の応用を支える思考力を確立する。

【授業の方法等】

第1回をオンデマンド型（Moodle を使用する）の授業として実施し、第2回以降を同時双方向型（Google Meet を使用する）の授業として判例・説例を主たる素材として問答によって進める。担保物権法は、様々な法制度が交錯する領域であるので、民法の他の分野の理解も復習しておくことが望まれる。

【教材等】

各回とも事前に指定した判例・説例などを使用する（Moodle を通じて配布する）。判例については、判例集として瀬川信久＝内田貴＝森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論〔第3版〕』（有斐閣、2014年）を使用する。追加で必要な判例があれば別途指示する。

教科書として、道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）を指定する。なお、担保物権法については新しい注釈民法が出揃っている。道垣内弘人編『新注釈民法（6）物権（3）』（有斐閣、2019年）、森田修編『新注釈民法（7）物権（4）』（有斐閣、2019年）。図書室で適宜参照することをおすすめする。

【成績評価】

平常点（出席・発言・小テスト）（30%）、中間試験（30%）、学期末試験（40%）、を総合考慮する。

【各回の内容】

第1回 抵当権①

抵当権の制度の全体像を概観する。

第2回 抵当権②

第1回の内容を問答を通じて確認し、理解を定着させる。

第3回 抵当権③

抵当権侵害を扱う。判例を前提として、抵当権侵害の意義、抵当権侵害に関わる損害賠償請求権・物権的請求権の要件・効果を分析する。

第4回 抵当権④

物上代位を扱う。平成年間に現れた多数の判例を整理・分析し、立法の展開や先取特権の場合との違いも踏まえながら、全体として整合的な理解を探求する。

第5回 抵当権⑤

共同抵当を扱う。基本的理解を確認した後、判例を前提として、弁済による代位や第三取得者が絡む応用的な問題を検討する。

第6回 抵当権⑥

法定地上権を扱う。基本的な理解を確認した後、判例を前提として、共同抵当や同一の不動産に複数の抵当権が設定された場合の応用的な問題を検討する。

第7回 中間試験のレビュー

中間試験について解説・議論をする。なお実施時期に応じて実施回が前後する可能性がある。

第8回 留置権

留置権の基本構造を確認した後、特に目的物と被担保債権の牽連性に関する問題（留置権の人的範

困と物的範囲の問題)を検討する。

第9回 先取特権

先取特権の社会における意義・機能を確認した後、雇用関係の先取特権、動産売買の先取特権、不動産工事の先取特権について、隣接する法制度の存在にも注意を払いながら、条文・判例に即して理解を深める。

第10回 質権

有体物（動産・不動産）を客体とする質権を扱う（権利質、特に債権質は第14回に扱う）。特に質権者による目的物の占有に着目し、それに関わる規律を分析する。

第11回 譲渡担保①

譲渡担保の基本構造を、不動産を客体する場合を念頭において検討する。譲渡担保権者の法的地位、譲渡担保設定者の法的地位に着目し、判例を整理・分析する。

第12回 譲渡担保②

承前。

第13回 譲渡担保③

集合動産譲渡担保を扱う。集合動産譲渡担保の法的構成、設定方法、後順位譲渡担保の設定可能性、譲渡担保設定者による個別動産の処分、物上代位といった問題を重点的に検討する。

第14回 譲渡担保④

集合債権譲渡担保を扱う（債権質も含む）。集合債権譲渡担保の法的構成、設定方法、債権譲渡が関わる元物（賃貸不動産）と果実（賃料債権）の分離といった問題を重点的に検討する。

第15回 所有権留保

所有権留保の社会における意義・機能を確認した後、所有権留保の基本構造を判例に即して検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法5	3年次	必修科目	前期	金曜・1時限	常岡史子

【科目のねらい】

この授業の目的は、親族法及び相続法に関する一定程度の知識が受講者に備わっていることを前提として、さらに学習を深めることにある。最高裁判例とともに家庭裁判所の審判例等をももとした事例を交えながら、受講者が、民法第4編及び第5編の条文の内容を理解し、具体的事例において法規範の適用を行うことができるようになることをねらいとする。特に相続法については、2018年の民法改正前と後の条文及び判例を対比しながら学習する。これにより、家族関係の規律と法律の役割について理解を深める。

【授業の方法等】

1. 授業の方法は、オンデマンド方式を基本とする。

(1) 毎回の授業内容について、パワーポイントに音声録音したものを、授業日の前日までに Moodle にアップロードする。パワーポイントの録音時間は、70分前後を目安とする。

(2) 本科目の時間割上の実施時間は金曜日1限であるので、毎回金曜日10時05分～10時20分の時間帯にオンライン（zoom）でリアルタイムの質疑応答の時間を設ける。したがって、受講者は各回のパワーポイントの視聴をこの時間までに終えておくこと。

2. 予習について

各回のテーマに関するレジュメと判例資料を、授業の一週間前までに Moodle にアップロードする。あわせて教科書の該当頁も示すので、各自で予習の上、パワーポイントを視聴すること。予習なしでのパワーポイントの視聴は効果が半減するため、望ましくない。

3. 各回のテーマに関する小問（短答式問題の肢の形式）を毎回 Moodle にアップロードするので、解答を翌週の金曜日までに Moodle を通じて提出すること。

【教材等】

レジュメと主要な裁判例を収録した資料を、事前に配布する。本科目の扱う領域をカバーする基本書として、常岡史子『家族法』（2020年、新世社〔今日の法律学シリーズ8〕）を挙げておく。改正相続法とともに養子法、婚姻費用・養育費算定表等に関する最新の内容を反映している。

市販の判例教材としては、『民法判例百選Ⅲ』〔第2版〕がよく知られているが、多数の判例の事案を簡便に確認するだけであれば、『判例プラクティス民法Ⅲ 親族・相続【第2版】』（2020年、信山社）や、『実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説』（2019年、第一法規）でよい（いずれも、持っている必要はない）。

【成績評価】

授業の出席・発言・質疑応答状況（30%）、中間試験（30%）及び学期末試験（40%）によって評価する。

【備考】

六法は人事訴訟法、家事事件手続法の掲載されているものを用意すること。

【各回の内容】

第1回 家族法とは何か、法律婚と事実婚

家族法の目的と役割、夫婦・親子の法律関係、家事事件手続の特徴について説明した後、法律婚外の関係としての婚約及び内縁（事実婚）について考察する。ここでは、①国家と家族とのかかわりや家族法の目的と役割、家族法の特徴と構造を知り、家族法が婚姻・離婚、親子といった私人の生活関係において果たす役割や機能について知見を得ること、②家事事件と民事事件の異同、家事審判手続・人事訴訟手続の特徴を理解すること、③戸籍法の基本的枠組みと民法における創設的届出と報告的届出の具体

例を知ること、④婚姻予約と内縁をめぐる判例・学説について理解し、婚姻予約理論と準婚理論についての知識を習得することを目的とする。

第2回 婚姻意思と届出、婚姻障害

婚姻の成立要件としての意思及び婚姻障害事由の意味（婚姻適齢、重婚の禁止、再婚禁止期間、近親婚の禁止）を扱う。ここでは、成年年齢の引き下げとの関係にも言及する。

①婚姻の成立要件としての届出の意味、婚姻意思とは何かに関する判例・学説の議論、②婚姻適齢、重婚、再婚禁止期間、近親婚、未成年者の婚姻に関する婚姻障害事由及びこれらにおける公益的取消と詐欺・強迫等による私益的取消、婚姻の無効・取消について解説する。さらに、③婚姻障害を原因とする事実婚（内縁）関係を取り上げ、法律婚と事実婚の法的効果についても考察する。

第3回 婚姻の法的効果、婚姻の解消（協議離婚）

婚姻の一般的効果と財産的效果を扱う。さらに婚姻の解消について、協議離婚の要件とその課題を検討する。ここでは、①判例の動向を含む夫婦別姓論の現状、夫婦の同居・協力・扶助義務とその具体的事例等に関する理解を得た上で、②民法 762 条の別産制における夫婦の財産の帰属関係、婚姻費用分担義務の意味、民法 761 条の日常家事債務の連帯責任と夫婦相互の代理権について、判例・学説を正確に理解することをねらいとする。そして、③民法 763 条の協議離婚の要件、不受理申出制度について理解し、④離婚の効果（姻族関係の解消（民法 728 条）・婚氏続称（民法 767 条）ルール等）に関する知識を確認する。

第4回 裁判離婚、離婚の効果

裁判上の離婚における離婚原因、有責主義離婚と破綻主義離婚、有責配偶者からの離婚請求の可否と要件を扱う。また、離婚の効果について、財産分与、未成年子の親権者・監護者の指定、未成年子の養育費、面会交流権について説明する。ここでは、①民法 770 条 1 項の具体的離婚原因と抽象的離婚原因、離婚における有責主義と破綻主義の相違について理解する、②最高裁昭和 62 年大法廷判決の意義とその射程、有責主義から破綻主義への流れについて理解する、③財産分与と離婚慰謝料、過去の婚姻費用等との関係に関する知識を習得する、④民法 819 条による親権者指定、民法 766 条による監護者の取決めにつき裁判実務の動向を知る、⑤離婚した親の未成年子に対する養育費の支払義務、親と子の面会交流権について裁判例を踏まえた理解を得ることを目的とする。

第5回 親子関係—嫡出子—

法律上の親子関係について、嫡出子と婚外子の要件・効果に関する概要及び推定を受ける嫡出子、推定を受けない嫡出子、推定の及ばない子について説明する。①法律上の親子関係と生物学上の親子関係の違い、②嫡出推定制度に関する民法 772 条の要件と効果、③法律上の父子関係を否定するための法律上の要件（形式的には嫡出推定を受ける子であっても推定の及ばない場合はあるか、推定の及ばない子を認めるか等）について、判例・学説を正確に理解することを目的とする。

第6回 親子—婚外子—

認知による父子関係の成立、認知の法的性質と効力、認知の訴えについて説明し、さらに準正制度について解説する。ここでは、①婚外子についての法律上の父子関係・母子関係の成立要件、②生物学上の父でない者による認知、③認知無効を主張できる者は誰か、認知無効の法的性質をどのように考えるべきか等について、判例の動向を踏まえて正確に理解し、さらに④民法 789 条の認知準正と婚姻準正に関する十分な知識を習得することを目的とする。

第7回 親子関係—養子、生殖補助医療と親子関係—

普通養子制度と特別養子制度の要件・効果について、縁組意思とは何か、虚偽の嫡出子出生届等と養親子関係成立の可能性、親子関係不存在確認の訴えの可否、離縁等に関する具体的問題を挙げながら説明する。また、生殖補助医療と親子関係の成立に関する法律上の論点と判例について解説する。これにより、養子制度の意義と目的を理解し、①普通養子縁組の要件・効果、②虚偽の嫡出子出生届・虚偽の認知届の養子縁組への転換の可否に関する判例、③普通養子縁組の離縁の要件・効果、④特別養子縁組の成立要件・効果及び離縁に関する十分な知識を習得することを目的とする。さらに、⑤生殖補助医療

における AIH, AID と代理母出産の法律上の課題及び判例の動向について理解することをねらいとする。

第8回 親権と後見, 親族扶養

親権の法的性質と内容, 親権喪失・停止制度について説明し, あわせて, 子の奪い合いと人身保護法に基づく子の引渡請求, 未成年後見と成年後見, 親族扶養制度の概要を解説する。親権について, ①親権概念につき児童の権利条約等国際条約との関係を含め理解すること, ②身上監護・財産管理それぞれの内容と効果に関する十分な知識を習得すること, ③婚姻中の父母共同親権の原則と親権行使をめぐる法律上の論点, 親権者の利益相反行為等に関する判例・学説を理解すること, ④親権の喪失・停止及び管理権喪失制度に関する十分な知識を得ることとともに, ⑤子の引渡請求に関する人身保護法, 家事事件手続法等の手続き, ⑥未成年後見制度における後見開始事由と未成年後見人の選任要件及びその職務, ⑦成年後見人・保佐人・補助人の選任要件と職務, ⑧親族間扶養の要件と扶養請求の判断基準について理解することを目的とする。

第9回 中間試験

中間試験を実施し, その解説を行う。解説では, 第8回までに学習したことの総復習も意図する。

第10回 法定相続制度

民法における法定相続人, 相続分, 代襲相続について説明するとともに, 相続欠格制度, 廃除制度についても解説する。そこでは, ①死者の財産承継である相続制度について, 法定相続と遺言との関係を遺留分の意義も含めて理解し, 相続の根拠について考察する, ②代襲相続人の範囲と代襲原因(死亡, 欠格, 廃除)について理解する, ③法定相続分と指定相続分の内容及び相互の関係について理解する, ④相続欠格における2種類の欠格事由(被相続人等の生命侵害に関する場合, 被相続人の遺言への介入・侵害の場合)とその要件・効果に関する十分な知識を習得する, ⑤相続人の廃除について, 欠格との異同を理解し, 廃除の要件と効果に関する十分な知識を習得することを目的とする。

第11回 共同相続と遺産分割

遺産共有の法的性質, 共同相続人による遺産の管理・使用・処分, 特別受益と寄与分, 遺産分割の法的性質と効果を扱う。そこでは, ①民法896条の包括承継の原則と一身専属権の例外について理解し, 所有権, 賃借権, 預金債権等の権利や売主の地位, 貸主の地位等の相続における法律上の問題点について理解する, ②民法898条の遺産共有について, 共有説と合有説の相違を理解し, 相続財産を構成する個々の財産に関する物権的持分権の存否, 債権・債務の共同相続について判例の動向も含めて考察する, ③遺産分割の効果について, 移転主義と宣言主義の相違, 現物分割・代償分割・換価分割等の分割方法について理解する, ④具体的相続分の法的性質を理解し, 特別受益及び寄与分に関する十分な知識を習得して, 具体的相続分の算定をすることができることをねらいとする。

第12回 相続の承認・放棄, 相続人の不存在, 相続回復請求権

単純承認・限定承認・放棄の要件と効果, 熟慮期間と法定単純承認について解説し, さらに相続人の不存在と相続財産法人の成立, 特別縁故者制度について説明する。また, 共同相続人間における相続回復請求と民法884条の消滅時効についても扱う。これにより, ①民法921条の法定単純承認, 民法922条以下の限定承認に関する十分な知識を習得する, ②民法938条以下の相続放棄制度について, 放棄の法的性質及び効果に関する十分な知識を習得する, ③民法915条の熟慮期間に関する判例を学習し, 再転相続等の場合についても考察する, ④相続人が不明の場合における搜索や財産管理の手続及び相続人不存在の場合の特別縁故者の権利に関する十分な知識を習得する, ⑤共同相続人間の相続回復請求権をめぐる判例, 民法884条の消滅時効の趣旨について理解することを目的とする。

第13回 遺言の方式と遺言事項

遺言能力, 普通方式・特別方式の遺言, 遺言の撤回の方式と効果について扱う。そこでは, ①遺言の法的性質と効果, ②遺言能力につき, 民法総則の制限行為能力者に関する諸規定との異同, ③普通方式の遺言である自筆証書遺言(民法968条), 公正証書遺言(民法969条, 民法969条の2), 秘密証書遺言(民法970条-民法972条)の要件, ④特別方式の遺言(死亡危急者遺言, 伝染病隔離者遺言, 在船者遺言, 船舶遭難者遺言)の要件に関する十分な知識を習得し, ⑤民法1022条による遺言の撤回自由の原則と民

法1023条以下の撤回の方式について理解することを目的とする。

第14回 遺言の効果と遺言の執行

包括遺贈（全部包括遺贈・割合的包括遺贈）及び特定遺贈の要件と効果及び相続させる遺言（特定財産承継遺言）について解説する。また、遺言執行者の選任とその権限について説明する。ここでは、①民法964条の遺贈について、特定遺贈と包括遺贈の効果の相違を理解する、②いかなる場合が特定遺贈にあたりいかなる場合が包括遺贈にあたるかを、特に特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言との関係において考察する、③受遺者に関し、包括受遺者と相続人の異同について理解する、④民法1004条以下の遺言の執行手続について改正後の相続法に依拠し、十分な知識を習得することを目的とする。

第15回 遺留分制度、配偶者短期居住権・配偶者居住権、特別の寄与

遺留分の法的性質と効果について説明する。また、2018年の相続法改正によって新設された配偶者短期居住権、配偶者居住権、特別の寄与について確実に知識を習得する。ここでは、改正後の相続法を対象に、①遺留分制度の意義について理解し、遺留分権利者ごとに遺留分額を算定できる、②遺留分請求権の法的性質を理解し、対象となる行為及び順序について民法に従って説明することができる、③遺留分算定の基礎となる財産及び遺留分の対象となる行為につき基礎的知識を習得する、④遺留分請求権の放棄と消滅時効につき、民法総則等の規定との関連を含め理解することをねらいとする。また、⑤配偶者短期居住権の要件と効果、⑥配偶者居住権の要件と効果、⑦特別の寄与の要件と効果について、条文を正確に理解し知識を固めることを目的とする。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民法特論	3年次	自由選択科目	後期	月曜・1時限	鶴ヶ野翔麻

*本授業科目は、平成29年度2年コース学生および平成28年度以前入学者に対する自由選択科目である。平成29年度3年コース学生および平成28年度以降入学者は履修できない。

【科目のねらい】

民法を学んだ学生が、具体的な事例の検討を通じて、知識・理解を深めつつ、法的問題を抽出し、的確に法解釈・適用を行う能力を身につけることをねらいとする。

【授業の方法等】

オンラインの同時双方向型の授業として実施する予定である（対面式の可否を含めた具体的な方法・利用するシステムについて開講までに決めることにする）。民法に関する事例問題の即日起案を行い、それをもとに講評と議論を行う。具体的には、15回の授業のうち第1回を実質的なガイダンスと位置づけ、残りの14回の授業で、2回の授業を1セットと捉えて、即日起案と講評・議論を行う。つまり、合計7回の即日起案と講評・議論を行う予定である。

事例問題の出題範囲については、民法の全範囲とし、かつ先端的な問題を出題することもあるが、参加者の希望も踏まえながら適宜決めることにする。

【教材等】

問題・解説などは Moodle を通じて適宜配付する。

【成績評価】

起案60%、平常点40%（発言状況）の割合によって評価する。

しかし起案は試験ではないので、評価にあたり、どういった点が重要かはオリエンテーション、あるいは第1回の授業の際に説明する。事例の分析を真摯に取り組んだか、考える姿勢を示しているかといったことが評価にあたりまずは重要である。

【各回の内容】

第1回 民法の事例問題の考え方

事例問題を予め配布・指定する。参加者はこの事例問題を検討した上で授業に臨み、議論を通じて民法の事例問題の考え方を学ぶ。

第2回 事例演習① 即日起案

事例問題①の即日起案を行う。

第3回 事例演習① 講評・議論

事例問題①について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

第4回 事例演習② 即日起案

事例問題②の即日起案を行う。

第5回 事例演習② 講評・議論

事例問題②について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

第6回 事例演習③ 即日起案

事例問題③の即日起案を行う。

第7回 事例演習③ 講評・議論

事例問題③について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

第8回 事例演習④ 即日起案

事例問題④の即日起案を行う。

第9回 事例演習④ 講評・議論

事例問題④について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

第10回 事例演習⑤ 即日起案

事例問題⑤の即日起案を行う。

第11回 事例演習⑤ 講評・議論

事例問題⑤について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

第12回 事例演習⑥ 即日起案

事例問題⑥の即日起案を行う。

第13回 事例演習⑥ 講評・議論

事例問題⑥について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

第14回 事例演習⑦ 即日起案

事例問題⑦の即日起案を行う。

第15回 事例演習⑦ 講評・議論

事例問題⑦について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
会社法1	2年次	必修科目	前期	木曜・4時限	小林俊明

【科目のねらい】

本講義は、株式会社法の前半部分（総論、設立、株式、機関総論および株主総会）を中心に、組織法としての会社法の基本的な考え方を学び、最終的には、具体的な事案に即して適切に問題を解決する能力を涵養することを目的とする。

会社が効率的に意思決定を行い、対外的活動をするために、どのような仕組みを用意し規律しているか理解するとともに、関連する重要な裁判例も理解する。株主や債権者の利益保護の観点から適切に問題を処理する能力を身に付けてもらいたい。

【授業の方法等】

あらかじめMoodleに掲載したパワーポイントに基づき、G Suite を使って同時双方向型で実施する。適宜、出席者との質疑応答を交えてすすめる。会社法の体系ないし構造を徹底的に理解するために、レポート等の授業外の課題作成も予定している。詳細は初回授業時に説明する。もっとも、会社法のすべてのテーマを扱えるわけではないので、自分から積極的に基本書や参考文献を紐解く姿勢が肝要である。

【教材等】

参考書として、伊藤ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）、神田秀樹『会社法』（弘文堂）、田中亘『会社法』（東大出版会）の最新版をすすめる。

【成績評価】

平常点30%（レポート、小テストを含む）、および筆記試験70%（うち中間試験30%、学期末試験40%）の比率で評価する。

【各回の内容】

第1回 会社法総論

会社とは何か、会社の類型と種類（持分会社〔合名会社、合資会社、合同会社〕と株式会社）、会社法の意義について学んだうえで、株式会社に関する基本概念（有限責任制度、株式の自由譲渡性、所有と経営の分離、公開会社・非公開会社、大会社・非大会社、資本維持の原則等）について理解する。

第2回 設立（1）設立手続

株式会社の設立手続について学ぶ。会社法が重視する出資者の利益等について理解する。発起人の権限、出資の履行等に関する問題についてもここで取り上げる。

第3回 設立（2）設立の瑕疵と設立関与者の責任

株式会社の設立手続に関する規定の趣旨、問題点について学ぶ。また、設立手続上の瑕疵が会社の成立にどのような影響を与えるのか、設立関与者の民事責任について理解する。

第4回 株式（1）株式の内容と種類

株式とは何か、株式はどのような権利から構成されるかについて学ぶ。また、株式にはどのような種類があり、どのような場面で利用できるか理解する。株主平等の原則の意義とその例外についてもここで取り上げる。

第5回 株式（2）株式の流通

株式の自由譲渡性とその例外について学ぶ。また、株式の譲渡方法について株券発行会社、株券不発行会社（上場会社の振替株式、それ以外の株式）について理解する。株式譲渡の効力要件、対抗要件に関して理解する。

第6回 自己株式の取得

会社による自己株式の取得の経済的な意義を理解したうえで規制の趣旨について学ぶ。債権者保護、

株主保護の観点からどのような規制となっているか、規制の構造について理解する。

第7回 株式の単位の調整

出資単位の変更として用いられる株式の消却・株式分割・株式併合、および株式無償割当ての経済的意義と不利益を被る株主保護のあり方について学ぶ。単元株制度および1株未満の端数の処理についても理解する。

第8回 株式会社の機関

株式会社が組織として意思決定し活動していくうえで、機関の存在は欠かせない。会社の公開性や規模に応じて株式会社はいかなる機関設計をとることができるか、またいかなる権限を有するか、いわゆる機関権限の分配について学ぶ。委員会型の会社（指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社）の監査監督のあり方についても理解する。

第9回 株主総会（1） 株主総会の意義

株主総会は、役員を選任・解任や会社の基本的事項を決定する役割を担うが、会社法が会議体として株主総会の手続をどのように保障しているか学ぶ。株主総会の招集手続、株主への資料の提供方法、リアルとバーチャル総会の問題点もここで取り上げる。

第10回 株主総会（2） 株主総会の議事運営

株主総会における議案の審議および採決に関し、株主はいかなる権利を保障されているか、役員はいかなる義務を負うかについて学ぶ。株主による議決権行使の意義・種類、方法について理解する。

第11回 株主総会決議の瑕疵を争う方法（1）

株主総会決議の瑕疵の種類を理解したうえで、総会決議争訟制度について学ぶ。会社法は、瑕疵の種類に応じて提訴権者、提訴期間、判決の効力等について学ぶ。とくに決議取消訴訟と無効・不存在確認訴訟の異同について理解する。

第12回 株主総会決議の瑕疵を争う方法（2）

株主総会決議取消しの訴えを中心に、その取消事由について学ぶ。いかなる事由が招集手続または決議方法の法令違反に該当するか、また、特別利害関係株主による著しく不当な決議に該当するのか理解する。

第13回 募集株式の発行の意義・手続

募集株式の発行の意義・手続について学ぶ。募集株式の発行は、会社の物的な規模の拡大行為であると同時に、会社の資金調達のための行為である。既存株主のいかなる利益が害されるおそれがあるのか、公開会社と非公開会社でその意思決定手続にどのような違いがあるか理解する。

第14回 募集株式の発行と瑕疵（1）

募集株式の手続に瑕疵がある場合に、株主等の利害関係者はどのようにその効力発生を阻止することができるか、また、効力発生後にはどのように争うことができるのか学ぶ。とくに株主の差止請求と新株発行無効請求の異同、差止事由と無効事由の違いについて理解する。

第15回 募集株式の発行と瑕疵（2）

新株発行無効請求訴訟、新株発行不存在確認請求訴訟および引受人・役員に関する訴訟について学ぶ。新株発行手続の瑕疵を争い、事後的に株式の効力を否定する方法のほかに民事責任を追及する方法が既存株主の保護のために重要となる。通謀引受人の責任、現物出資不足額填補責任や仮装出資者の責任等について学ぶ。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
会社法2	2年次	必修科目	後期	火曜・3時限	堀田佳文

【科目のねらい】

株式会社法の後半部分を中心に、それぞれ関係する判例を取り上げて、その判例が会社法の規定をどのように解釈適用しているか、それは法の目的に合っているか、また、企業実務にどのような影響を与え得るかといった、立ち入った点まで検討し、会社法の実務的知識を修得する。

【授業の方法等】

主として講義形式で進める。内容が膨大であり、会社法1がそうであるような双方向・多方向による講義形態を会社法2でも維持するためには、学生の一層の予復習が必要となろう。なお、受講者の理解度合いによっては下記進行予定が若干前後することがありうる。授業はGoogle Classroomを用いて、オンデマンド方式と同時双方向方式とを織り交ぜながら行う予定である。初回は同時双方向で実施する。

【教材等】

教科書は、伊藤靖史ほか『リーガルクエスト 会社法』（有斐閣）の最新版を用いる。『会社法判例百選』（有斐閣）の最新版も使用する。比較や整理のために田中亘『会社法』（東京大学出版会）を用いることを推奨する。

【成績評価】

平常点30%（発言・質疑応答状況等）、筆記試験70%（うち中間試験30%、学期末試験40%）とする。

【各回の内容】

第1回 機関総論、取締役

株式会社の機関設計のあり方について検討する。取締役の役割について検討する。

第2回 取締役会・代表取締役（1）

取締役・取締役会について更に補足するとともに、代表取締役の選任・終任、業務担当取締役について検討する。

第3回 取締役会・代表取締役（2）

代表取締役の権限、表見代表取締役、業務担当取締役について検討する。

第4回 監査役等の経営監査機構

監査役の選任・終任、監査役の職務・権限、監査役会、各監査役と監査役会との関係、会計監査人などについて検討する。

第5回 指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社

委員会型の会社について、監査役設置会社と対比して検討する。

第6回 取締役の義務（1）

経営判断原則、監視義務、内部統制システム構築義務について検討する。

第7回 取締役の義務（2）

取締役と会社の間で利益相反が生じる状況における取締役の義務をめぐる問題（利益相反・競業禁止義務・報酬規制）について検討する。会社補償・D&O保険についても言及する。

第8回 取締役の会社に対する責任

責任原因、責任の主観的要件、責任を負う取締役、責任の免除について検討。株主代表訴訟の意義、追及できる責任の範囲、訴えの提起、濫訴防止、訴訟参加・補助参加、和解、そのほかの株主の権利と責任等について検討する。

第9回 取締役の第三者に対する責任

責任の一般的要件、間接損害・直接損害と任務懈怠、悪意・重過失と相当因果関係、第三者と株主、名目的取締役の責任、登記簿上の取締役の責任について検討する。

第10回 会社の計算（1）

計算書類の作成と様式について検討する。剰余金に関連して、その処分要件と違法配当についても検討する。

第11回 会社の計算（2）

自己株式、および株主帳簿閲覧権等について検討する。

第12回 組織再編行為（1）

組織再編行為について総論的な部分を、主に合併を例として検討する。合併、分割、株式交換・株式移転、事業譲渡及び会社の解散・清算について次回および次々回と合わせ検討する。

第13回 組織再編行為（2）

合併と分割を中心に、それぞれの異同を意識しつつ検討を加える。

第14回 組織再編行為（3）

株式交換・株式移転、事業譲渡を中心に検討を進める。

第15回 まとめ

その他の事項（持分会社・外国会社等）について取り扱う。全体のまとめを行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
商法	3年次	必修科目	前期	木曜・3時限	堀田佳文

* 本授業科目は、平成29年度3年コースおよび平成30年度以降入学者に対する必修科目である。平成29年度2年コースおよび平成28年度以前入学者は履修することができない。

【科目のねらい】

商法総則（会社法総則）・商行為法および手形法・小切手法を講義する。この領域における各種制度の意義と機能を条文の趣旨、判例・学説の検討を通じて理解し、企業取引法上の問題を解決する能力を養う。一般法たる民法上の制度との異同とその理由、および会社法との関連を意識してほしい。時間が非常にタイトなのでメリハリをつけて理論・実務上重要な部分を厚く講じる。

【授業の方法等】

講義形式に質疑応答を織り交ぜて進める。第1回から第5回までは商法総則、第6回から第9回までは商行為法、第10回から第15回は手形法・小切手法を中心に扱う。受講生の理解状況によって若干進行が前後することがありうる。Moodleを使ったオンデマンド方式で実施する。

【教材等】

特定の教科書は指定しない。授業ではPPTスライドを用いて説明を進める。そのファイルはMoodleから事前入手できるようにするので各自紙媒体または電子媒体で教室に持参されたい。参考書としては、北村雅史編『商法総則・商行為法』（法律文化社）、早川徹『基本講義 手形・小切手法（第2版）』（新世社）がわかりやすいが、各自使い慣れた基本書があればそれでも構わないので随時参照すること。

【成績評価】

平常点（発言・質疑応答状況）30%、筆記試験70%（うち中間試験30%、学期末試験40%）の総合点で評価する。

【各回の内容】

第1回 商法の意義、商法の法源、商人概念と商行為概念

実質的意義の商法について隣接諸法との対比から検討する。実質的意義の商法の法源を説明する。商人概念・商行為概念とそれぞれの内容、両概念の関係を説明する。

第2回 営業概念と営業譲渡、商号の続用

商法総則において「営業」概念がなぜ重要かを説明し、これを踏まえて営業譲渡の意義と機能、法的性質を検討する。関連して会社法上の合併との対比を行う。更に営業譲渡に伴い商号が続用される場合の当事者と債権者・債務者の法律関係を検討する。

第3回 商号の保護、名板貸責任、商業帳簿

商号規制と商号権者の保護について説明する。名板貸と名板貸人の責任について説明し、名板貸責任の類推適用について要件を中心に検討する。商人が利用する商業帳簿の意義と機能を概説する。

第4回 商業使用人、商事代理・商事委任

特定の商人に付随して営業主の取引を代理する商業使用人の意義と機能を、代理商と対比しつつ説明する。商事代理と商事委任の意義と問題点を説明する。

第5回 商業登記

商業登記制度の意義と趣旨を説明し、商業登記の効力と不実登記についての問題点を検討する。

第6回 商行為法通則、商事売買

商事売買契約の成立について、関連する商行為法通則規定を織り交ぜながら説明する。商事売買規

定の問題点として買主の検査・通知義務を検討する。

第7回 商事債権の履行確保手段, 交互計算, 匿名組合

企業間取引から生ずる代金債権履行確保のための諸制度を説明する。商事留置権の成立要件と効力について民事留置権と対比しつつ検討する。商法上の特別な制度である交互計算と匿名組合について説明する。

第8回 取引の仲介制度, 運送営業 (1)

不特定の者のために取引を仲介する制度として商法が用意する問屋・仲立人・代理商の意義と機能を対比しつつ説明し、それぞれについて問題点を検討する。運送営業の意義・種類・機能を説明する。

第9回 運送営業 (2), 倉庫営業, 物品証券, 場屋営業

運送人の債務不履行責任に関する商法上の特則について検討する。倉庫営業の意義と法律関係について説明する。場屋営業の意義と商法規整の特徴を説明し、場屋営業者の債務不履行責任について検討する。運送取引・倉庫取引で用いられる物品証券の意義・機能を説明し、その法的性質を検討する。

第10回 手形・小切手の意義と経済的機能・法的性質

約束手形・為替手形・小切手を用いた取引の仕組みと経済的機能を説明する。これを踏まえて手形取引の法的性質を民法上の指名債権譲渡と対比しつつ説明する。手形・小切手取引と原因関係との関係について説明する。議論の見通しを良くするために、人的抗弁の切断と善意取得について概観する。

第11回 手形行為総論, 手形の記載事項, 白地手形

手形行為の種類と性質を説明する。約束手形の記載事項について、振出を有効に成立させるために要求される絶対的記載事項（手形要件）を中心に説明する。これを踏まえて未完成手形としての白地手形の意義を説明し、白地補充権に関する問題点を検討する。

第12回 手形行為の成立と手形学説（手形理論）の概要, 手形署名, 裏書 (1)

手形振出時の交付欠缺を例にいわゆる手形理論（手形学説）の分布状況を概観し、手形行為の成立に関する判例の立場を検討する。手形行為における署名の意義を説明する。裏書の種類と効力を説明する。裏書の連続とその問題点を検討する。

第13回 裏書 (2), 手形行為に対する民法規定の適用, 他人による手形行為, 手形行為における無権代理

取立委任裏書の意義と効力について説明し、隠れた取立委任裏書の法的性質について検討する。手形行為に対して民法の意思表示規定が適用されるかを検討する。他人による手形行為の意義を説明し、無権代理の法律関係を検討する。

第14回 偽造・変造, 人的抗弁の切断, 善意取得, 公示催告・除権決定

手形の偽造の意義を説明し、偽造者と被偽造者の責任について検討する。手形の変造の意義を説明し、変造の局面で各手形行為者が負う責任と原文言の立証責任について検討する。手形抗弁の種類と内容を説明し、人的抗弁の切断とその例外としての悪意の抗弁について検討する。人的抗弁の個別性の例外として後者の抗弁・二重無権の抗弁を検討する。善意取得の意義と要件・効果を説明する。これに対して公示催告・除権決定による手形権利者保護について説明する。

第15回 手形行為独立の原則, 手形保証, 手形債権の消滅, 遡求, 利得償還請求権

手形行為独立の原則の意義と機能を説明する。関連して手形保証とその独立性について説明する。手形債権の消滅, 遡求権, 利得償還請求権について説明する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民事訴訟法 1	2年次	必修科目	前期	火曜・4時限	北村賢哲

【科目のねらい】

民事訴訟法の基本的概念・原則の体系的掌握に留意しつつ、重要論点のより網羅的理解を目指し、民事訴訟手続に関する諸問題に対処する基礎的素養の醸成につなげる。

【授業の方法等】

本授業は対面方式で実施する。出席不能な事態に備えて付随的に同時双方型での実施も予定しているが、G Suite (Google Meet) を用いるか、Microsoft365 Teams を用いるかは未定であり、オリエンテーション時に連絡する。

第一審の単純訴訟の手続について、基本的概念・原則の理解の確認を精密に行う。網羅的な概説を行う動画を Moodle 上で提供するが、授業では、重要度の高い問題について問いを設定し、答えを模索する作業を行う。つまり、講義方式の動画の閲覧を前提として、対話方式で授業を行うこととなる。

【教材等】

三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『Legal Quest 民事訴訟法[第3版]』(有斐閣, 2018年)(以下「概説書」と称す)をテキストとする。高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選[第5版]』(有斐閣, 2015年)を副教材とする。授業における問いの設定は事前に行う予定である。その他必要な資料や参考文献については、その都度指示する。

【成績評価】

平常の授業における出席・発言の状況(30%の比重)、中間試験の成績(30%)、及び学期末試験の成績(40%)による。平常点は、質問への回答その他教員の指示に対する対応と、小テストによって行う予定である。

【各回の内容】* 進行の程度や学生の習熟度等に応じて変更の余地がある。

(カッコ内の数字は、法科大学院共通的到達目標(いわゆるコア・カリキュラム)の対応箇所を示す)

第1回 総論

民事紛争解決のための諸制度を概観し、その中での民事訴訟手続の位置付けを行い、その特徴的な要素を把握する。民事訴訟の目的と理念に関する議論を検討し、なぜそのような議論を経由する必要があると考えられているかの答えを模索する作業も行う。概説書第1章(1-1~4)

第2回 訴訟手続の開始

訴訟手続の開始段階で問題になる事象を客体面について明らかにする。とりわけ、様々な道具概念の整理は、学習の積み重ねのために前提として欠くことができない基礎的作業であるため、概念相互間の関係にも意を用いて説明する。概説書第2章(3-1, 3-3~4)

第3回 裁判所

民事訴訟における判断主体たる受訴裁判所がどのように観念されるかを概観し、その特徴的な構造を把握する。概説書第3章(2-1)

第4回 当事者(1)

民事訴訟における重要な主体である当事者に関わる議論を、2回にわたり概観する。当事者の概念、当事者の確定、当事者能力、訴訟能力に関する議論を整理する。概説書第4章(2-2-1~3)

第5回 当事者(2)

訴訟上の代理、および、第三者による訴訟担当について、その概念、意義、類型を実体法との対比も視野に入れつつ説明する。概説書第4章(2-2-4, 3-2-3)

第6回 審理の原則

審理の方式，訴訟行為，審理手続の進行について概説する。特に，訴訟行為概念の意義と種類，訴訟行為と私法行為の関係を詳述する。概説書第5章（4-1~2）

第7回 審理の準備

審理の準備に関する諸制度(準備書面，争点整理手続など)を説明し，口頭弁論を中心に展開される審理手続との関係を確認する。概説書第6章（4-2-1）

第8回 事案の解明(1)

事案の解明について概説する。特に，弁論主義の概念と根拠，その適用範囲，釈明権との関係や主張の規律について詳述する。概説書第7章（4-3-1~2）

第9回 事案の解明(2)

まず，裁判上の自白につき，主張の一般的規律と対比した上で議論を整理した後，証拠総論を概観する。概説書第7章（4-3-2~4, 4-3-11, 4-3-12）

第10回 事案の解明(3)

証拠調べ手続(証人尋問，当事者尋問，鑑定，書証，検証)について概観する。概説書第7章（4-3-5~10）

第11回 訴訟要件(1)

訴訟要件の意義・種類，審判権の限界，訴えの利益について説明する。特に，訴えの利益につき詳述する。概説書第8章（3-2-1~2）

第12回 訴訟要件(2)

当事者適格，当事者能力について詳述する。さらに，訴訟要件の調査につき概説する。概説書第8章（3-2-1, 3-2-3）

第13回 判決(1)

裁判の意義と種類，終局判決・中間判決，判決の成立と確定について説明する。かつ，申立事項と判決事項につき詳述し，さらに，既判力の意義・性質・根拠・作用について詳述する。概説書第9章（5-1-1~3）

第14回 判決(2)

既判力の時的限界，既判力の客観的〔客体的〕範囲について，議論を整理する。一部請求論についても触れる中で，既判力論の特徴的性質を明らかにする。概説書第9章（5-1-3）

第15回 判決(3)

既判力の主観的〔主体的〕範囲について，議論を整理する。余裕があれば，判決のその他の効力について概説する。さらに，判決の無効，確定判決の騙取，送達の瑕疵について，説明する。概説書第9章（5-1-2~4）

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民事訴訟法2	2年次	必修科目	後期	火曜・5時限	北村賢哲

【科目のねらい】

民事訴訟法1に引き続き、民事訴訟法の基本的概念や諸原則についての理解を深め、かつ、広げることにより、民事訴訟手続に関する新たな問題にも対処する力の醸成につなげる。

【授業の方法等】

本授業は対面方式で実施する。出席不能な事態に備えて付随的に同時双方型での実施も予定しているが、G Suite (Google Meet) を用いるか、Microsoft365 Teams を用いるかは未定であり、後期オリエンテーション時に連絡する。

複雑訴訟や上訴・再審について体系的な理解を定着させたのち、第一審単純訴訟に関する重要論点を改めて確認して、民事訴訟法の重要論点、様々な制度や問題と結びついていることを確認する。前半では講義が中心となるが、後半では判例を扱い、対話方式を中心とする。

【教材等】

三木浩一ほか『Legal Quest 民事訴訟法[第3版]』（平成30年 有斐閣）を前半の講義の教科書とする予定だが、新刊・改版の様子を見て、後期オリエンテーションのころには決する。また、後半で判例を扱うにあたり、高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂・民事訴訟法判例百選[第5判]（平成27年 有斐閣）（以下、単に「百選」）は必読の参考書である。

【成績評価】

中間試験の成績（30%の比重）、学期末試験の成績（40%の比重）及び、平常の授業における出席・発言の状況（30%の比重）による。平常点評価のため、小テストを行ったりレポートを課したりする予定である。

【各回の内容】（第8回までのカッコ内の数字は、法科大学院共通的到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）の対応箇所を示す）

第1回 当事者の意思による終了

訴えの取下げ、訴訟上の和解、請求の放棄・認諾について概説する（5-2）。

第2回 複数の請求を持つ訴え

訴えの客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴えについて概説する（6-1）。

第3回 重複訴訟禁止、多数当事者訴訟(1)

重複訴訟禁止の規律について確認した後、多数当事者訴訟の基本である通常共同訴訟の規律、およびそれとの対比で、固有の必要共同訴訟や類似必要共同訴訟の特殊な規律を確認する（3-3-2、6-2-1）。

第4回 多数当事者訴訟(2)

主観的追加的併合、および補助参加について概説する（6-2-1-1、6-2-2、6-2-3）。

第5回 多数当事者訴訟(3)

独立当事者参加、および訴訟承継について概説する（6-2-4～7）。

第6回 控訴

上訴の一般論を確認した後、控訴について概説する（7-1～2、7-4）。

第7回 上告

控訴と対比しつつ、上告について概説する（7-3～5）。

第8回 再審・略式手続

再審、および略式手続について概説する（7-6、8-1～4）。

第9回 重複起訴・当事者適格

重複起訴および当事者適格について、裁判例の展開を踏まえつつ、論点の確認を行う。(百選38①、15)

第10回 訴訟と非訟

訴訟と非訟の区別について、裁判例の展開を踏まえつつ、論点の確認を行う(百選2, 24)。

第11回 裁判所

裁判所の管轄権や構成について、裁判例の展開を見据えつつ、論点の確認を行う(百選3, 4)。

第12回 弁論主義・釈明

弁論主義および釈明について、裁判例の展開を踏まえつつ、相互の関係や論点の確認を行う。(百選51, 52)。

第13回 処分権主義

処分権主義について、裁判例の展開を踏まえつつ、論点の確認を行う(百選74, 76)。

第14回 既判力

既判力について、裁判例の展開を踏まえつつ、論点の確認を行う(百選86, 87)。

第15回 一部請求論

一部請求論について、裁判例の展開を踏まえつつ、相互の関係や論点の確認を行う(百選80, 82)。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎刑法1	1年次	必修科目	前期	水曜・1時限	西貝吉晃

【科目のねらい】

刑法総論のうちの犯罪論(主に単独犯)に関する分野を中心に講義をおこない、基礎的な理解をえられるようにする。初めて刑法に接する者が「基礎刑法2」とあわせて受講することで、自力で基本書(教材等の参考書を参照)を読むことができるようになることが目標である。とりわけ、判例の正確な理解を修得することが重要な目標の一つである。

【授業の方法等】

教科書及び判例を読んできてもらうことを前提としつつ、理論的な枠組みや問題の実質などの理解を促すように努める。授業全般にわたり、刑法の基本的な判例を十分に読み、判例の的確な理解ができるようにする。なお、刑法総論における問題を中心に扱うが、議論の展開や取り扱う問題の特性に応じて、各論における問題点にも言及することがある。

【教材等】

山口厚『刑法(第3版)』(2015年・有斐閣)を教科書として指定する。各回に対応する頁も参考としてシラバス内に記載した。そのほか、西田典之ほか編『判例刑法総論(第7版)』、『判例刑法各論(第7版)』(2018年・有斐閣)を使用する。教科書等も含め、教材の使用の仕方については、ガイダンスにて説明する。

【成績評価】

予習状況も含め授業時の発言等による平常点を30%、中間試験を30%、学期末試験を40%の割合で評価する。

【各回の内容】

第1回 刑法の基本原則、及び犯罪論の体系・構成要件(教科書3頁—22頁)

刑法の目的・任務、罪刑法定主義、責任主義などの刑法の基本原則について説明し、刑法の基本原則と犯罪成立要件、刑罰論との相互の関連について理解を得るようにする。

第2回 構成要件該当性の判断① 行為、及び結果(教科書23頁—30頁, 52頁—55頁)

刑法における犯罪概念と構成要件の概念について説明する。構成要件については、刑法の基本原則や違法・責任の実質とどのように関連しているのかということをも明らかにすると同時に、構成要件要素の概要とこれに関連する基本的な概念を整理する。場合によっては、主観的構成要件要素にも言及する。

第3回 構成要件該当性の判断② 因果関係(1)(教科書30頁—44頁)

第4回 構成要件該当性の判断③ 因果関係(2)

因果関係に関する学説を概観し、近時の判例の流れを追いながら、因果関係の判断に関する判例理論を考察する。(因果関係の判例は数多くあり、その整理をする必要があるため、2回に分けて丁寧に議論する。)

第5回 構成要件該当性の判断④ 不作為犯—主に不真正不作為犯(教科書44頁—52頁)

不真正不作為犯に関する問題を扱う。とりわけ、作為義務に関する学説の動向と近時の判例を取り上げ、その判断の枠組みを検討する。

第6回 違法性阻却事由① 違法論総論、正当行為、可罰的違法性(教科書55頁—63頁, 92頁—98頁)

違法性の実質(優越的利益の保護か否か等)について概観し、違法性阻却事由の概要、正当行為及び可罰的違法性の説明をする。

第7回 違法性阻却事由② 正当防衛(1)(教科書63頁—74頁)

第8回 違法性阻却事由③ 正当防衛(2)

正当防衛の成立要件について説明する。その際、条文文言がどのように解釈されて、要件が形成されているかを、正当防衛の正当化の根拠との関係を意識できるようにする。同時に、近時の判例理解を図る。

第9回 違法性阻却事由④ 緊急避難及び被害者の同意等(教科書74頁—92頁)

正当防衛と緊急避難の要件の異同等を説明した後に、重要な判例に触れつつ、緊急避難の理解を促す。

第10回 責任論① 総論(教科書99頁—112頁, 122頁—127頁)

責任の基礎理論および責任要素に関して総論的に説明する。故意・過失の概要などを取り扱う。過失は基礎刑法 III でも再度取り扱うので、ひとまずは、体系上の位置づけを確認することを目標にする。

第11回 責任論② 事実の錯誤(教科書112頁—122頁)

事実の錯誤について、錯誤の態様・種類および事実の錯誤に関する学説・判例を検討する。ここでは特に簡単な事例について、自力で処理できるようにすることが求められる。

第12回 責任論③ 違法性の錯誤(教科書105頁—110頁)

違法性の錯誤に関する判例・学説を説明し、違法性の錯誤に関する処理の仕方について考察する。誤想(過剰)防衛についての議論も行う。

第13回 未遂犯論① 未遂犯論一般(教科書139頁—148頁)

第14回 未遂犯論② 不能犯論・中止犯の処理(教科書139頁—148頁)

典型的な処罰の早期化である未遂犯についての理解を判例を読みながら考察する。

第15回 罪数論の諸問題 罪数について教科書(教科書180頁—191頁)

罪数論に加えて、今まで行った単独犯についての犯罪論の復習を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎刑法2	1年次	必修科目	後期	金曜・1時限	林陽一

【科目のねらい】

刑法各論の分野を中心に講義を行い、基礎的な理解を得られるようにする。初めて刑法に接する者が「基礎刑法1」とあわせて受講することで、自力で基本書を読むことができるようになることが目標である。あわせて各論の方法論を習得できるようにする。

【授業の方法等】

Moodleにより授業ビデオを視聴し、その中で問われる問題（教材の資料集にも掲載されている。）にオンラインで回答する方法により実施する。

【教材等】

山口厚『刑法（第3版）』（2015年・有斐閣）を教科書として指定する。そのほか、西田典之・山口厚・佐伯仁志編『判例刑法各論（第7版）』（2018年・有斐閣）及び自作の資料集（PDF ファイルを Moodle で配布する）を使用する。

【成績評価】

主としてオンラインでの問題回答の状況を評価した平常点を30%、中間試験を30%、学期末試験を40%の割合で評価する。

【各回の内容】

第1回 生命に対する罪

殺人罪、堕胎罪及び遺棄罪について、相互の関係を明らかにしつつ、解釈論上重要な問題点を検討する。

第2回 身体に対する罪

暴行・傷害罪について、関連する問題を含めて解釈論上重要な問題点を検討する。

第3回 自由に対する罪

逮捕監禁罪、略取誘拐罪、強制わいせつ・強制性交等罪及び住居侵入罪について、保護法益の理解が個々の構成要件要素の解釈がどのように関係するのかに注意して検討する。

第4回 名誉毀損罪

名誉毀損・侮辱罪について、言論の自由との調整を含めて検討する。

第5回 業務及び公務に対する罪

公務と業務の関係について学説・判例を検討するとともに、公務執行妨害罪及び業務妨害罪の成立要件について解釈論上の問題点を検討する。

第6回 財産犯の基礎

財産犯の体系、財産犯各罪の相互関係、財産犯の保護法益、財産犯の客体などについて説明し、これらに關係する解釈論上の問題について検討する。

第7回 奪取罪の基本問題

窃盗罪を中心に、奪取罪の基本要素である占有概念を検討しつつ、奪取罪の中核概念である占有の移転について基本的理解を得ることを目的とする。

第8回 領得罪の諸問題

領得行為の概念を基礎づける不法領得の意思について、判例を基礎に検討し、領得罪の基本構造の理解を得ることを目指す。

第9回 強盗罪の諸問題

二項強盗罪、事後強盗罪、強盗殺人罪など強盗罪に関する解釈論上重要な問題について検討する。

第10回 詐欺罪の諸問題

詐欺罪の基本的な成立要件について考察し、詐欺罪に関する種々の問題点をあわせて検討する。

第11回 横領罪・背任罪の諸問題

横領罪と背任罪の基本的な成立要件について説明し、不動産取引に関する犯罪についても検討する。

第12回 財産犯のまとめ

第6回から第11回までで触れることのできなかつた財産犯の問題、とくに最近の問題について検討する。

第13回 公共危険罪

放火罪における種々の問題を検討しながら、公共の危険の概念について理解を深める。

第14回 偽造罪

有形偽造概念について基本的な理解を得るため、判例に現れた事案について検討する。また、文書概念と偽造概念との関連性についても考察する。

第15回 賄賂罪

賄賂罪の保護法益に対する理解をもとに、「職務に関し」について判例状況を検討し、賄賂罪に関する問題へのアプローチを修得することを目標とする。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎刑事法特論 (基礎刑事法特論1)	1年次	選択必修科目3	前期	木曜・5時限	専田泰孝

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する基礎刑事法特論であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降入学者に対しては基礎刑事法特論1である。

【科目のねらい】

法学にまったくふれたことがないか、1年程度しかふれたことのない学生を対象として、並行的に開講されている「基礎刑法1」の受講を助けるとともに、法学の基本的考え方に慣れてもらうことを目的として開講する、補助的科目である。

【授業の方法等】

刑法を中心とする刑事法の基礎について、毎回大まかなテーマを定め、事前に提示してある設問への答えを皆で議論しながら、授業を進めてゆく。原則として、各回のテーマはその週で完結する予定であるが、設問に関する発言や議論の状況によっては、特定のテーマに時間をかけて週をまたぐこともありうるし、逆に、特定のテーマを早々に終わらせて翌週以降に予定されていたテーマに入ることもありうる。

本授業は、対面形式で実施する。

【教材等】

事前に設問を配付する。

【成績評価】

平常点を40%、学期末試験を60%の割合で評価する。平常点は、出席および発言状況、授業内小テストを実施したときには、その結果も考慮して評価する。

【各回の内容】

第1回 刑法とは何か？

六法の使い方に始まって、法律の分類、刑法の意義など、基本的な知識を確認する。

第2回 裁判とは何か？

裁判所の種類や、判決の効力など、司法システムの基本について確認する。

第3回 法令の解釈

文理解釈に始まり、論理解釈、目的論的解釈、限定解釈、拡張解釈、類推解釈など、法令解釈の基本について学ぶ。

第4回 罪刑法定主義

法律主義と事後法の禁止について確認し、類推の禁止について考える。

第5回 刑事司法作用に対する罪

刑法103条の罪と刑法104条の罪について考える。

第6回 刑罰についての考え方

刑罰が存在する理由について考えると同時に、保護法益の概念や、謙抑主義、責任主義など、近代刑法の基本原則を確認する。

第7回 犯罪の処罰と保護法益

現行憲法における国家法益の位置付けや、公務執行妨害罪における職務行為の適法性、風俗に対する犯罪などを考える。

第8回 責任主義

心神喪失や超法規的責任阻却事由、結果的加重犯など、責任主義との関係で問題になる点を考える。

第9回 故意犯処罰の原則

刑法 38 条 1 項ただし書における「特別の規定」について考える。

第 10 回 実体法と訴訟法

事実認定と法令の解釈・適用について考えるとともに、鑑定の意義や、鑑定の拘束力についても考える。

第 11 回 上訴と判例変更

上訴の仕組みについて確認するとともに、判例変更について考える。

第 12 回 刑事事件と民法

民法と刑法で解釈が異なる概念や、民法に定めのある概念を前提にする犯罪類型の解釈など、民法の解釈が刑法の解釈に与える影響を考える。

第 13 回 刑法解釈学の体系性

刑法解釈学において体系性が重視されている理由を考える。

第 14 回 罪数

罪数処理の基本について確認する。

第 15 回 量刑

刑の加重減軽および免除について確認する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
基礎刑法3 (基礎刑事法特論2)	1・2年次 (1年次)	必修科目 (選択必修科目3)	後期	月曜・ 4時限	西貝吉晃

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する基礎刑法3（必修科目）であるが、令和2年度3年コース入学者に対しては基礎刑事法特論2（選択必修科目3）である。

【科目のねらい】

刑法上の重要な問題である共犯論を基軸として、刑法の解釈論上問題となるところを詳細に検討し、体系的な理解を促すとともに、過失犯論、刑法各論と刑法総論の融合した問題領域、及び罪数論も含めて、刑法の基礎的な知識を確実なものとする。要件の解釈、事実の評価、事実の要件へのあてはめという一連の基礎的な技法（法的三段論法）の修得を目指す。判例の正確な理解を修得することも重要な目標の一つである。

【授業の方法等】

基本的には、共犯論に関する基礎事項を中心とした部分を、事前に配布した資料をもとに、質疑応答を交えながら講義する。論点に関連する判例について事前に読んでくることも重要である。そして、全ての回ではないが、事前に課題事例を配布することがあり、その場合には、各自、起案してくることを前提に、質疑応答により、具体的な事案解決のための解釈論や当てはめを修得することを促す。

【教材等】

山口厚『刑法（第3版）』（2015年・有斐閣）を教科書として指定する。そのほか、西田典之・山口厚・佐伯仁志編『判例刑法総論（第7版）』、『判例刑法各論（第7版）』（2018年・有斐閣）を使用する。副教材としては山口厚『刑法総論（第3版）』（2016・有斐閣）等がある。

【成績評価】

予習状況も含め授業時の発言、提出された課題を対等に評価した平常点を30%、中間試験を30%、学期末試験を40%の割合で評価する。

【各回の内容】

第1回 単独正犯の議論の復習

共犯論の議論の前提となる知識の確認（構成要件、違法性、責任、未遂犯）を行い、重要な学説及び判例についての知識を定着させる。

第2回 共犯の基礎理論

単独正犯の場合と比較しながら、共犯の処罰根拠（因果的共犯論）など共犯論の基礎的な問題について理解を修得し、条文解釈との関連性についての理解を深めるよう、理論的な問題を中心に検討し、判例と理論との関係を明らかにする。

第3回 複数人が関与する場合の因果関係論（各共犯類型及び間接正犯）

法益侵害を直接惹起する行為に対する関与者の働きかけの態様を関与類型毎に比較しながら、その異同を理解することを目指す。

第4回 幫助の因果関係

中立的行為による幫助の議論を紹介しながら、一定の事案類型における限定解釈の技法、及び当該限定解釈と共犯の処罰根拠論との関係等を検討し、共犯の基礎理論の理解を深める。そして、この論点に関連する判例を読んで、自身の理解との関係を確認する。

第5回 共同正犯の処罰根拠と成立要件

一部実行全部責任の根拠づけと共犯の処罰根拠論の二側面から、刑法60条の解釈のあり方を検討し、共謀共同正犯に関する理論構成、共同正犯の成立要件がどのように展開されるのかを理解できるよう

にする。また、異なった犯罪間における共同正犯の成立可能性について検討する。

第6回 共謀共同正犯の成立要件

共謀共同正犯の成立要件を、判例を精読することを通して確認する。さらに、共同正犯と幫助犯の棲み分けに関する議論を、判例を読むことを通して理解する。

第7回 共犯論の諸問題（1）

承継的共犯の問題、共犯関係の解消の問題を共犯の要件、共犯の処罰根拠論と関連づけながら検討する。

第8回 共犯論の諸問題（2）

共犯と身分、共犯と錯誤などの問題を検討し、共犯論全体の体系的な理解を促す。

第9回 不作為犯と共犯

いわゆる不真正不作為犯について復習した後、不作為と共犯の問題を検討する。

第10回 過失犯① 単独過失犯及び信頼の原則

過失犯論について説明し、判例を検討する。その後、複数の過失が競合する問題を検討し、複数当事者の過失が問題となる事案の基本的な考え方を検討する。

第11回 過失犯② 管理・監督過失

複数当事者の過失が競合する場合の類型として、管理・監督過失を共犯論の視点から分析・検討する。

第12回 過失犯③ 過失の共同正犯

過失犯の共同正犯について判例を検討し、基本的な過失犯の処理方法の修得を図る。

第13回 正当防衛と共犯

正当防衛が問題となるいくつかの典型事例を検討しながら、個別の要件の解釈と具体的な事実のあてはめ、構成要件該当性と違法性判断の関係などの犯罪成立要件の構造への理解を深める。また、共同正犯が関係する場合の正当防衛の成否について検討する。

第14回 刑法各則上の複数の犯罪と共犯論①

刑法総論上の重要問題、共犯論と刑法各論における解釈論が交錯する問題について、検討を行う。

第15回 刑法各則上の複数の犯罪と共犯論②

刑法総論上の重要問題、共犯論と刑法各論における解釈論が交錯する問題について、検討を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑法判例入門	1年次	自由選択科目	後期	金曜・3時限	野口泰三

【科目のねらい】

刑法総論の学習を始めて間もない人を対象にしています。刑法総論の基礎的内容を主要判例の事案を通して学習することを目的としています。事案と判例理論の検討を重視するため、学説の紹介などは割愛する場合があります。

【授業の方法等】

テキストをもとに講義形式をとりますが、質疑応答もあります。適宜の予習が必要です。本授業は対面形式での実施になります。

【教材】

「START UP 刑法総論判例 50!」（有斐閣）をテキストに指定しますが、各自が使用している判例集を用いても差し支えありません。

【成績評価】

平常点が 40%、期末試験が 60%の割合で評価します。小テストは実施しません。

【各回の内容】

各回のテーマと判例は次の通りです。

第1回 罪刑法定主義

罪刑法定主義の派生原則について事例を通して学びます。最判昭和 60 年 10 月 23 日（福岡県青少年保護育成条例事件）、大審院昭和 15 年 8 月 22 日（ガソリンカー事件）

第2回 因果関係

行為時の特殊事情、行為後の介在事情がある場合の因果関係の評価について学びます。最判昭和 46 年 6 月 17 日（老女布団むし事件）、最決平成 2 年 11 月 20 日（大阪南港事件）、最決平成 15 年 7 月 16 日（高速道路進入事件）、大審院大正 12 年 4 月 30 日（砂末吸引事件）

第3回 不作為犯

不作為犯の作為義務の内容や求められる因果関係について学びます。最決平成元年 12 月 15 日（覚せい剤注射事件）、最決平成 17 年 7 月 4 日（シャクティパット事件）、最判昭和 33 年 9 月 9 日（火鉢事件）

第4回 正当防衛の急迫性と相当性

正当防衛成立の要件を通じて違法性に対する考え方について学びます。最決昭和 52 年 7 月 21 日、最判昭和 50 年 11 月 28 日、最判昭和 44 年 12 月 4 日、最決平成 20 年 5 月 20 日

第5回 故意の内容と錯誤論

犯罪事実の認識内容、認識事実と発生事実との不一致（錯誤）の場合の処理について学びます。最決平成 2 年 2 月 9 日、大審院大正 14 年 6 月 9 日、最判昭和 53 年 7 月 28 日、最決昭和 61 年 6 月 9 日

第6回 実行行為

実行の着手、不能犯、早すぎた結果の発生に関する事案を通して実行行為について学びます。最判昭和 37 年 3 月 23 日（空気注射事件）、最決昭和 45 年 7 月 28 日、最決平成 16 年 3 月 22 日

第7回 間接正犯と共謀共同正犯

実行行為を直接的に行っていない場合の正犯性について学びます。最決昭和 57 年 7 月 16 日（大麻密輸入事件）、最決平成 15 年 5 月 1 日（スワット事件）、最決昭和 58 年 9 月 21 日

第8回 共犯の諸問題

実行行為に途中から関与した場合や離脱した場合などについての共犯関係の成立について学びます。最判平成 6 年 12 月 6 日、最決平成 21 年 6 月 30 日（住居侵入強盗事件）、最決平成 24 年 11 月 6 日

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑事裁判手続入門	1年次	自由選択科目	後期	金曜・3時限	北島志保

【科目のねらい】

実務家にとって訴訟手続法は実体法と同じくらい重要であるが、初学者には具体的に手続をイメージすることが難しく理解しにくい分野でもある。

本科目は、本格的に刑事訴訟法を学習する前の導入として、その全体像と重要事項を一通り理解することを目的とする。すべての論点を網羅することはできないが、刑事訴訟法における基本概念の理解、刑事事件の手続の流れ、捜査のルール、被疑者・被告人の弁護権、公訴提起と公判の原則、証拠法のルール(証拠能力・伝聞法則・自白法則)といった重要なポイントについて、実際の手続に即して理解することを目的とする。

【授業の方法等】

本授業はメディア授業として Moodle に動画ビデオ(動画付き PowerPoint) をアップするオンデマンド型で実施する。刑事訴訟法を初めて勉強する人を対象とするため、事前知識は不要であるが、教科書と条文の該当箇所を事前に読むという予習は必須である。

レジュメとしてパワーポイントのスライド資料を配布する。また、授業後にリアクションペーパーを提出してもらい、授業で理解したこと・分からなかったことを記載してもらおう。次回以降の授業で補充・発展的な説明を行うことで双方向性を確保し、受講生の理解度を確認しながら進めていきたい。

【教材等】

授業はパワーポイントのスライド資料に即して行うが、予習用の教科書として吉開多一・緑大輔・設楽あづさ・國井恒志/著「基本刑事訴訟法 I 手続理解編」(日本評論社、2020)を用いる。後期開始時までに各回の授業の予習範囲を Moodle にアップして通知する。

その他、三井誠・酒巻匡/著「入門刑事手続法 [第8版]」(有斐閣、2020年)も刑事訴訟手続の入門書として定評があるが、入門書としてはどちらかで足りると考える。刑事訴訟法の基本書は現時点では必須ではなく、2年次の授業で説明があると思われるが、初学者にとって読みやすいものとして LEGAL QUEST「刑事訴訟法 [第2版]」(有斐閣、2018)がある。また、「刑事訴訟法判例百選」[第10版] (有斐閣、2017)も現時点では必須ではないが、いずれ必要になると思われる。

【成績評価】

平常点40% (主にリアクションペーパーの内容に基づいて評価する)、学期末試験(期末レポート)60%とする。

【各回の内容】

- 第1回 刑事訴訟法の意義・刑事手続の流れ
- 第2回 捜査のルール1：任意捜査の原則
- 第3回 捜査のルール2：捜索・差押え
- 第4回 捜査のルール3：逮捕・拘留
- 第5回 被疑者・被告人の弁護権
- 第6回 公訴提起と公判手続の概要
- 第7回 証拠法のルール1：証拠能力・伝聞法則
- 第8回 証拠法のルール2：自白法則・自由心証主義

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑法1	2年次	必修科目	前期	水曜・5時限	林陽一

【科目のねらい】

刑法総論の主要な論点をカバーしつつ、しかも学部（本研究科の基礎刑法を含む）レベルで教授される犯罪論の体系をほぐして、犯罪成否について類似の事情を考慮する——換言すれば法的発想が通底する——諸場面を横断的に対象として議論を行う。そのような編成の下で、判例事案、設例を自ら検討することにより、学生がそれぞれの理論・法理が適用される場面を明確に切り分けられるようになることと、判例の基礎にある考え方を自ら発見することとをめざす。

【授業の方法等】

Moodleにより授業ビデオを視聴し、その中で問われる問題（教材の資料集にも掲載されている。）にオンラインで回答する方法により実施する。

【教材等】

西田典之ほか編『判例刑法総論（第7版）』（有斐閣・2018年）及び自作の資料集（PDFファイルをMoodleで配布する。）

【成績評価】

平常点、中間試験及び学期末試験の成績を評価対象とする。平常点は、教室外学習の出来栄を評価するため主としてオンラインでの問題回答の状況の評価する。

評価全体に対する割合は、平常点30％、中間試験30％、学期末試験が40％である。

【各回の内容】

各回の説明の末尾に、「共通的な到達目標モデル：刑法」（法科大学院協会による第二次案修正案に本研究科が必要な修正を加えたもの）が示す到達目標のうち、当該回が扱う内容に相当する部分を大まかに指摘した。なお、すべて「第1編 総則」に分類される部分であるから、「1編」という記載は省略した。

第1回 責任主義

刑罰が「違法行為に対する非難」として根拠付けられていることをあらためて銘記し、様々な具体的事例を取り上げて、関係する諸要件の適用を検討する際に基本原理との関係を明確に意識するようになることをめざす。

[1章]

第2回 不作為犯

作為義務（保障者的地位）の存否に関する検討を、多数の事例を素材として行う。不作為犯の共犯、不作為による過失犯、行政の不作為など、最近の判例にも触れ、その正確な内容を理解することをめざす。

[2章5節]

第3回 偶然的事情の関与

主として因果関係と不能犯が問題となる事例を素材として、事象の「経験的通常性」、「危険の現実化」が犯罪成否に対してもつ意味を精査する。判例の考え方を理解すると同時に、それに対して批判的な検討もできるように、議論を触発する。

[2章4節]

第4回 違法本質論、違法阻却の一般原理

行為無価値・結果無価値の対立について基本的に理解していることを前提として、違法阻却判断、可罰的違法性判断がどのような要素を基になされるべきかを、多数の事例を用いて議論する。特に、判例がどのような要素を重視しているかについて理解する。

第5回 正当防衛

多様な事例において判例がどこまで正当防衛・過剰防衛を認めているかを理解し、判例がどのような考慮をしているかを検討する。積極的加害意思の扱いなど、判例の論理が複雑な部分については、特に正確な理解が得られるよう議論する。誤想防衛も、対象とする。

〔3章4・5節〕

第6回 被害者の同意

錯誤・強制に基づく同意の事例を中心として取り上げ、判例が違法阻却の効果を認める限度を発見する。日常生活上しばしば生ずると考えられる危険の引受け事例についても、処理を議論する。あわせて、各構成要件の保護法益についての理解も深める。

〔3章3節〕

第7・8回 事実認識のもつ意味

未必の故意、過失犯における予見の対象・程度など、行為時に存在した事実の認識が、犯罪の成否にどのように影響するのかを、横断的な事例（裁判例、設例）を用いて検討する。行為者の有した事実の認識と、行為者への責任非難との関係を、学生自ら再確認することが重要である。

〔2章6・7節〕

第9・10回 規範的内容の認識

規範的構成要件要素の認識と違法性の認識との限界について、たぬき・むじな、もま・むささび事件等を出発点に検討し、すべてが責任非難との関係で論じられることを確認する。同じ議論の延長として、違法性の認識に関する判例の態度、及び違法阻却事由の錯誤の処理についても理解を得る。

〔4章3節〕

第11回 責任能力

判例が責任能力を否定・限定する要件を発見すると同時に、精神鑑定と責任能力判断との関係を考察する。さらに、精神保健福祉法、心神喪失者観察法について、正確に理解する。原因において自由な行為も、重要なテーマである。

〔4章2節〕

第12回 危険の発生と擬制

危険犯、未遂犯の事例を取り上げ、法益侵害に対する危険とその判断方法が、犯罪の成否にどのような意味をもつかを理解する。従来、いわゆる（準）抽象的危険犯、実行の着手時期、不能犯というテーマで論じられてきた点を、横断的に議論する。

〔5章1～3節〕

第13回 中止犯

任意性要件、中止行為（その真摯性）要件がかかわる多くの事例を素材として、中止犯に関する判例の態度を論理的に構成して理解できるようにする。その際、中止犯の要件を犯罪成立要件の裏返しとして理解することがどこまで可能かを議論する。

〔5章4節〕

第14回 共犯の処罰根拠と処罰範囲

共犯の成立に関する事例（裁判例、設例）を用いて、直接実行しなかった者の可罰性をどのように根拠付けることができるかを議論し、限界的事例において有効な判断ができることをめざす。これに資する範囲で、共犯と身分の事例も扱う。

〔6章1・3・4節〕

第15回 共同正犯

判例が共謀共同正犯の「共謀」の内容として要求している事実を批判的に検討することにより、判例における共犯の成立範囲、正犯と共犯の区別について、理解する。最近の判例を素材に、間接正犯との関係をも議論する。

〔6章2・4節〕

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑法2	2年次	必修科目	後期	金曜・2時限	西貝 吉晃

【科目のねらい】

財産犯を中心に、現実の問題となることの多い犯罪類型について、個別の犯罪成立要件を、ある程度一般的な議論との関連を常に意識しながら検討する訓練を行う。これにより、判例の底にある考え方を理解し、自らこれを発見できるようにするとともに、新規事例への応用能力を養う。自学自習をしにくい情報の刑法的保護やサイバー犯罪に関連する議論もとり入れる。

【授業の方法等】

上記のとおり。

【教材等】

西田典之ほか編『判例刑法各論（第7版）』（有斐閣・2018年）、及びもし教科書を使いたければ、西田典之〔橋爪隆補訂〕『刑法各論（第7版）』（弘文堂・2018年）

【成績評価】

平常点、中間試験及び学期末試験の成績を評価対象とする。平常点は、①教室外学習の出来栄を評価するため授業時間における発言の当否、②問題に関する高度の理解があるか評価するために自発的・積極的な発言、議論に対して有益な発言の有無、③欠席・遅刻の有無、の3点を総合評価する。

評価全体に対する割合は、平常点30%、中間試験30%、学期末試験の成績が40%である。

【各回の内容】

各回の説明の末尾に、「共通的な到達目標モデル：刑法」（法科大学院協会による第二次案修正案）が示す到達目標のうち、当該回が扱う内容に相当する部分を大まかに指摘した。なお、すべて「第2編各則」に分類される部分であるから、「2編」という記載は省略した。

第1回 財産犯（1） 総論及び窃盗罪

まず、総論として、財産犯の保護法益及びその関連問題として論じられている多くの論点を横断的に取り扱う。窃盗罪を素材として、移転罪における占有の意義・不法領得の意思等の重要な要件について議論する。

[1部6章1・2節]

第2・3回 財産犯（2） 各犯罪類型

財産犯において、財産法益侵害のみならず、その手段に関する違法評価が重要な意味をもつことに基づいて、主として強盗罪、詐欺罪を対象としつつ、各罪の手段の違法性の内容を理解する。以上を基礎として、事後強盗罪、強盗致死傷罪における「機会」、窃盗と詐欺の区別などの論点を検討する。

[1部6章2・3・4・5節]

第4回 財産犯（3） 詐欺罪・電子計算機使用詐欺罪

現実の問題となることの多い論点について、判例を素材として議論する。

[1部6章4節]

第5・6回 財産犯（4） 横領罪・背任罪

多くの事例を素材として議論することを通し、移転罪と横領罪との差異、及び両罪のもつ信頼違反的性格の異同を基礎として各罪の成立範囲を理解する。

[1部6章6・7節]

第7回 財産犯（5） 情報の不正取得・開示・使用

情報の不正取得・開示等を財産犯によって処罰してきた裁判例を素材として、財産犯としての構成の可能性と限界について認識する。さらに、不正競争防止法上の営業秘密侵害罪による立法的解決の内容について理解し、財産犯としての解決との関係を議論する。

[1部5章各節を横断的に]

第8回 生命・身体に対する罪

生命・身体に対する罪のうち、特に暴行罪・傷害罪について、判例を素材として処罰範囲を議論する。〔1部1章〕

第9・10回 自由に対する罪 脅迫・強要、逮捕・監禁・拐取・性犯罪・住居侵入等

自由に対する罪について、ポイントを絞って、「刑法1」で扱った被害者の同意、及び軽微事案の処罰範囲の問題とも関連させつつ、議論する。

〔1部2・3章〕

第11回 名誉毀損^き、信用毀損、業務妨害

人の社会的活動の妨害となる行為の処罰範囲について、他の利益との調整を中心として、議論する。名誉毀損罪における公共の利害に関する場合の特例、業務妨害罪における業務の適法性、公務執行妨害罪との関係が、事例の中心となる。〔1部4・5章〕

第12・13回 文書偽造

有形偽造における名義人概念を中心とする問題について、名義人の承諾などを中心とする多くの事例を素材に議論し、判例が考える文書偽造罪の機能について理解するとともに、文書偽造罪周辺の各種偽造罪について検討する。

さらに、電磁的記録不正作出罪など、文書偽造に関連する最新の問題を議論する。立法解説と判例を通して、犯罪成立範囲の正確な理解を得ることを目的とする。〔2部2章2節〕

第14回 放火、公共危険罪

公共の平穏・安全を保護法益とする放火罪その他の公共危険罪について、法益及び罪質の理解と解釈上の結論の関連などを、具体的事例を基礎に考える。

〔2部1章1・3・4節〕

第15回 職務犯罪、国家法益に対する罪

主に賄賂罪を対象として、職務権限、職務密接関連行為の範囲、各構成要件の関係などについて正確な理解が得られるよう、各種の事例を素材として議論をする。

〔3部2章1・3・4節〕

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑事訴訟法 1	2年次	必修科目	前期	月曜・3時限	川島享祐

【科目のねらい】

刑事訴訟法を学んだことのない学生及び学部レベルの学習を終えた学生が、刑事訴訟法に関して、実務法曹に求められる基本的な知識・能力を修得することをねらいとする。具体的には、刑事手続の全体像や個別の手続・準則の趣旨、刑事手続上の重要な法的問題点に関する判例法理等に関して、基本的な知識を獲得すること、及び、この基本的な知識を踏まえつつ、具体的な事案を分析して法的問題点を抽出し、的確に法解釈・適用を行うための基本的な能力を身につけることを目的とする。

刑事訴訟法 1 では、主に捜査から公訴提起に至るまでの手続を取り扱う。

【授業の方法等】

本授業は、Moodle に動画ビデオをアップし、オンデマンド型で実施する。毎回の授業に先立って予習範囲を指定するので、受講生は、教科書の該当箇所や判例等を精読し、ケースブックの設問等について十分な検討を加えたうえで授業に臨むこと。

【教材】

宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法（第2版）』（有斐閣，2018年）

井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法（第5版）』（有斐閣，2018年）

下記の参考図書を含め、教材の使用方法についてはガイダンスで説明する。

【参考図書】

井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選（第10版）』（有斐閣，2017年）

井上正仁＝酒巻匡編『刑事訴訟法の争点（ジュリスト増刊／新・法律学の争点シリーズ6）』（有斐閣，2013年）

長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣，2005年）

古江頼隆『事例演習 刑事訴訟法（第2版）』（有斐閣，2015年）

酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣，2015年）

川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房，2016年）

その他、毎回の授業において、適宜参考文献を紹介する。

【成績評価】

平常点（30%）、中間試験（30%）及び学期末試験（40%）による。平常点は、授業前後の提出課題等を用いて評価する。

【各回の内容】

第1回 刑事手続の全体像／捜査法概説

捜査から上訴に至る刑事手続の全体像（流れ）を説明する。そのうえで、捜査に対する法的規律の基本的枠組み（強制処分法定主義、比例原則、令状主義等）と個別の捜査手続の概要について解説する。

第2回 任意捜査と強制捜査

捜査に対する法的規律の基本的枠組みについての理解を前提に、捜査における有形力の行使や写真撮影、GPS 捜査の適法性等に関する判例を素材として、任意捜査と強制捜査の区別や任意捜査の限界等を検討する。

第3回 捜査の端緒

行政警察活動と司法警察活動の関係を検討したうえで、職務質問や所持品検査に関わる法的問題点等を検討する。

第4回 被疑者の取調べ等

被疑者の取調べをはじめとする供述証拠の収集・保全手続に対する法的規律を確認したうえで、任意同行とその後の取調べの適法性を中心に検討する。

第5回 逮捕・勾留（1）

逮捕・勾留という身体拘束処分の要件等を確認したうえで、当該処分を規律する諸原則を検討する。

第6回 逮捕・勾留（2）

前回到引き続き、逮捕・勾留という身体拘束処分に関する法的問題点を検討する。

第7回 逮捕・勾留（3）

前回到引き続き、逮捕・勾留という身体拘束処分に関する法的問題点を検討する。

第8回 令状による捜索・差押え（1）

捜索・差押えの要件等を確認したうえで、令状主義の趣旨を踏まえ、令状による捜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

第9回 令状による捜索・差押え（2）

前回到引き続き、令状による捜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

第10回 逮捕に伴う無令状の捜索・差押え

逮捕に伴う無令状の捜索・差押えについて、その制度趣旨、要件等を検討する。

第11回 体液の採取

検証や鑑定処分としての身体検査の要件等を確認したうえで、強制採尿を中心に、人の体液を採取する処分の許容性やその法的性格、令状の形式等を検討する。

第12回 会話・通信の傍受

捜査に対する法的規律の基本的枠組みに関する理解を前提に、会話・通信の傍受の法的性質や通信傍受法の規律、会話の一方当事者による秘密録音の適法性等について検討する。

第13回 おとり捜査

捜査に対する法的規律の基本的枠組みに関する理解を前提に、おとり捜査の適法性を検討する。

第14回 接見交通

被疑者の弁護人依頼権について、制度の概要を確認したうえで、接見交通権に関する法的問題点を中心に検討する。

第15回 捜査の終結と公訴の提起

捜査の終結に関する手続を確認したうえで、公訴提起に関する基本原則、公訴権の運用とその規制、公訴提起の要件等について検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑事訴訟法2	2年次	必修科目	後期	月曜・5時限	池亀尚之

【科目のねらい】

刑事訴訟法を学んだことのない学生及び学部レベルの学習を終えた学生が、刑事訴訟法に関して、実務法曹に求められる基本的な知識・能力を修得することをねらいとする。具体的には、刑事手続の全体像や個別の手続・準則の趣旨、刑事手続上の重要な法的問題点に関する判例法理等に関して、基本的な知識を獲得すること、及び、この基本的な知識を踏まえつつ、具体的な事案を分析して法的問題点を抽出し、的確に法解釈・適用を行うための基本的な能力を身につけることを目的とする。

刑事訴訟法2では、主に公訴提起、公訴、証拠、裁判の手続を取り扱い、複雑でない事案であれば、刑事訴訟法を的確に解釈・適用し、法的問題の解決策を導くことのできる基本的な能力を習得する。

【授業の方法等】

- 1 主としてレジュメを用いて講義形式で進行する。
- 2 各回の2週間前までに、「予習用チェックリスト（予習指示書）」を配付する（標準的な予習時間は、各回60分～90分程度）。
- 3 講義後は、レジュメの「復習指示」に従い、当日中に復習の上、予習指示書に記載された「基本設例」について、各自の考えを文章により表現するのが望ましい（担当者に提出し、コメントを求めることを推奨する）。

※初学者は、予習よりも復習に重点を置く方が効率的に学習を進めることができる（復習には、予習の1.5倍～2倍程度の時間を割くのが望ましい）。

【教材】

◎宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）

◎井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣、2018年）

※講義で取り上げる設問は、「予習用チェックリスト（予習指示書）」に掲記する。

【参考図書】

◎三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年）

◎三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法〔第8版〕』（有斐閣、2020年）

※刑事手続の仕組み・運用を粛々と説明しているため、法解釈の面白さを感じることは少ないと思われるが、そのぶん、初学者が刑事手続の全体像を把握するのに適している。開講前に通読することを強く推奨する。

○酒巻匡『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2020年）

※必読箇所を指示、解説する。

○川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房、2016年）

※必読箇所を指示、解説する。

○川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判篇〕』（立花書房、2018年）

※必読箇所を指示、解説する。

○古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2015年）

※必読箇所を指示、解説する。

○井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2017年）

○井上正仁＝酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年）

【成績評価】

平常点（30%）、中間試験（30%）及び学期末試験（40%）による。平常点は、出席及び発言状況（予習状況を含む）、小テスト（2回）等を考慮して評価する。

【各回の内容】

概ね、以下のスケジュールで進行する（補習を実施する場合がある）。

第1回 公訴提起から判決に至るまでの手続の全体像／審判対象論

公訴提起の手続、公判前整理手続（証拠開示を含む）、公判手続の全体像（流れ）や基本原則を説明した上で、当事者（追行）主義や刑事訴訟における審判対象等について概説する。

第2回 検察官の訴因設定権限／訴因の明示・特定

当事者（追行）主義という手続の基本的構成原理を確認した上で、検察官の訴因設定権限や訴因の明示・特定に関する法的問題点を検討する。

第3回 訴因の変更（1）

訴因変更手続の概要と制度趣旨を確認したうえで、訴因変更に関する法的問題点を検討する。

第4回 訴因の変更（2）

前回に引き続き、訴因変更に関する法的問題点を検討する。

第5回 証拠法概説

証拠法の基本原則、証人尋問をはじめとする証拠調べ手続の概要、証拠法の基本概念、証拠能力制限に関する諸準則等について概説する。

第6回 伝聞法則

伝聞法則の趣旨を確認した上で、伝聞と非伝聞の区別等について検討する。

第7回 伝聞例外（1）

伝聞法則の趣旨に関する理解を前提に、伝聞例外規定の基本構造を確認した上で、伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

第8回 伝聞例外（2）

前回に引き続き、伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に、伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

第9回 伝聞例外（3）

前回に引き続き、伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に、伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

第10回 証拠の関連性

証拠の関連性について、それが証拠能力要件として要求される根拠を確認した上で、類似事実による立証や科学的証拠の証拠能力に関する法的問題点を検討する。

第11回 違法収集証拠排除法則（1）

違法収集証拠排除法則について、その根拠と基準等を検討する。

第12回 違法収集証拠排除法則（2）

第11回に学修したことを前提に、違法性の承継・毒樹の果実論等を検討する。

第13回 自白法則（1）

自白法則の趣旨に関する議論を確認した上で、自白の証拠能力が問題となる諸類型や自白の任意性立証に関する手続・制度について検討する。

第14回 自白法則（2）／補強法則

自白法則の趣旨に関する議論についての理解を前提に、違法な手続で獲得された自白や派生証拠の証拠能力について、違法収集証拠排除法則に関する理解を踏まえつつ検討する。また、補強法則について、その趣旨を確認したうえで、これに関する法的問題点を検討する。

第15回 裁判

裁判（とりわけ判決）について、その意義や構成を確認した上で、有罪判決における罪責認定と刑の量定に関する法的問題点を検討する。また、裁判の効力について、その制度趣旨や法的問題点を検討する。最後に、上訴や非常救済手続について概説する。

【備考】（授業の実施方法）

対面授業（やむを得ずメディア授業とする場合は、G Suiteを用いた同時双方向型）

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑事法演習	3年次	自由選択科目	後期	月曜・3時限	林 陽一 西貝吉晃 池亀尚之

【科目のねらい】

刑法・刑事訴訟法の基本事項をひとつおろし学んだ学生が、刑事手続に関する発展的な問題を分析することでその知識・理解を深めること、及び、刑法・刑事訴訟法に関する具体的な事例を検討することで、基本的な知識・理解を深めつつ、法的問題点を抽出して的確に法解釈・適用を行うという実務法曹に求められる基本的な能力を身につけることをねらいとする。

【授業の方法等】

刑事手続に関する基本的な知識を踏まえつつ、発展的な問題に関する分析を行う。また、刑法・刑事訴訟法に関する具体的な事例を素材に、当該事例で生じる法的問題点についての検討結果を文書に起案させようとして、その内容等についての検討を行う。

【教材等】

授業に先立ち、適宜配付する。

【成績評価】

平常点（出席及び発言状況）30%、起案70%の割合によって評価する。

【各回の内容】

第1回 情報技術と捜査法（池亀）

情報技術と捜査法について、特にGPS捜査に関する問題点を中心に検討する。

第2回 裁判員裁判と公判法・証拠法（池亀）

裁判員裁判に関して生じる公判法・証拠法上の問題点を検討する。

第3回 「新時代の刑事司法制度」に関する諸問題（池亀）

平成28年に改正された刑事訴訟法の改正内容とそれに関して生じうる諸問題について検討する。

第4回 刑法事例演習①・起案（林）

事例教材を用いて、即日起案を行う。

第5回 刑事訴訟法事例演習①・起案（池亀）

事例教材を用いて、即日起案を行う。

第6回 刑法事例演習②・起案（西貝）

事例教材を用いて、即日起案を行う。

第7回 刑法事例演習①・講評（林）

刑法事例演習①に関して起案された文書について、講評を行う。

第8回 刑事訴訟法事例演習①・講評（池亀）

刑事訴訟法事例演習①に関して起案された文書について、講評を行う。

第9回 刑法事例演習②・講評（西貝）

刑法事例演習②に関して起案された文書について、講評を行う。

第10回 刑事訴訟法事例演習②・起案（池亀）

事例教材を用いて、即日起案を行う。

第11回 刑法事例演習③・起案（西貝）

事例教材を用いて、即日起案を行う。

第12回 刑事訴訟法事例演習②・講評（池亀）

刑事訴訟法事例演習②に関して起案された文書について、講評を行う。

第13回 刑法事例演習③・講評（西貝）

刑法事例演習③に関して起案された文書について，講評を行う。

第14回 刑事訴訟法事例演習③・起案（池亀）

事例教材を用いて，即日起案を行う。

第15回 刑事訴訟法事例演習③・講評（池亀）

刑事訴訟法事例演習③に関して起案された文書について，講評を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法学学習ガイド	1年次	自由選択科目	前期	金曜・2時限	西貝吉晃 永口学

【科目のねらい】

法曹界で活躍する上で法の解釈のあり方を修得することは必須である。皆さんは今後3年間で法の解釈の基礎を身につけることが求められる。

法の解釈のあり方を学ぶ上で最高裁判例は至高の素材であり、本授業では、前半4回を学者が、後半4回を実務家が担当する形で、著名な最高裁判例を取り上げつつ、それぞれの視点から法の解釈がどのようになされているのかを解説するとともに、恐らくは最高裁判例に初めて接するであろう皆さんからの率直な意見も伺っていきたい。その最初のフレッシュな感覚は必ず今後の学習、そして法曹界で活躍する上で大事な「糧」となるはずである。

また、3年後に法曹界で活躍するイメージを持ってもらうため、実務家による授業では、前半2回を使って法曹界のあり方について簡単にレクチャーし、3年間の勉強のモチベーションとしていただくことも目指す。

【授業の方法等】

未修者対象の科目であるため、教員が学生に講義する方法で行うことを基本とするが、理解状況を確認するために学生に問いかけを行うこともある。本授業は、対面授業を基本とし、必要に応じてG Suite (Google Meet) を使って同時双方型で実施する。

【教材等】

教材は、各回の授業に際して配布する予定である。

【成績評価】

平常点 (40%) , レポート (60%) による。平常点は授業における質問・発言の頻度やその内容で評価・判断する。

【各回の内容】 * 各回の講義内容については、必要に応じて順番及び内容を変更する可能性がある。

第1回, 第2回 多様な法解釈

最高裁判例を素材に、法解釈の実践的な「感覚」を学ぶ。複数の裁判官の間での法解釈における意見対立を精査することで、その差異を抽出し、議論する。その過程において、具体的事案の解決を通して実務で醸成される法解釈の方法を会得する。

第3回, 第4回 解釈論と立法論

解釈論には限界があり、それぞれの法制度の趣旨に照らして設定される解釈の限界を超えるような場合には、立法論が必要になる。講義及び自習教材を用いて、解釈の限界と立法論を学ぶ。

第5回 法曹に関わるプレーヤー

これから飛び込む法曹界というもののイメージを掴むことを目的とする。弁護士は勿論のこと、裁判官、検察官、学者、公認会計士等の他のプロフェッション、官公庁、パラリーガル、司法修習生等にも言及し、それぞれが協働して法曹界を支えていることを実感していただきたい。

第6回 弁護士の法曹界における役割

第5回の授業を受け、改めて弁護士が法曹界で務める役割を考えたい。教員自身が関与した案件なども紹介し、裁判は勿論のこと、それ以外の場面においても弁護士が自由と正義の実現のためにどのように活動しているかを紹介する。組織内弁護士といった比較的新しい弁護士像にも適宜言及したい。

第7回 最高裁判例を読むその1～憲法編～

憲法の簡単な説明を行うとともに、著名な最高裁判例（現状尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭和48年4月4日刑集第27巻3号265頁）を想定している。）をじっくり読み、その判断過程を検証する。

第8回 最高裁判例を読むその2～民法編～

民法の簡単な説明を行うとともに、著名な最高裁判例（現状いわゆる民法94条2項類推適用判決（最三小判昭和45年9月22日民集第24巻10号1424頁）を想定している。）をじっくり読み、民法の解釈における特徴を掴むことを目的とする。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民事実務基礎 1	2年次	必修科目	前期	水曜・4時限	北原賢一 吉川昌寛

【科目のねらい】

主として民法について、具体的事例を用いて、抽象的に定められている法律要件が充足されるために当該事例においてはどのような事実が必要であるのか、また、その事実の存在を立証するためにはどのような証拠を用いることが考えられるかを発見する能力を、議論を重ねることによって高めることを目的とする。また、あくまで権利判定手続としての訴訟を学修の中心としつつも、理解をより深めるために、権利の保全・実現（執行）についての基礎知識の習得をめざす。

【授業の方法等】

当事者の言い分について、自己の立場から主張を行う両訴訟当事者と、事実認定を行う立場にある裁判官のそれぞれの立場から検討を行うことにより、訴訟の進行に応じて三者がとるべき行動（訴訟活動）の内容を具体的に判断する能力を養う。

なお、本授業は、新型コロナウイルスの状況が落ち着くまでの間、Moodle に動画付き PowerPoint をアップし、オンデマンド型で実施する。

【教材等】

- (教材) 司法研修所編『第4版 民事訴訟法第一審手続の解説』（令和2年2月発行・A4版）
 司法研修所編『新問題研究 要件事実 付一民法（債権関係）改正に伴う追補一』（令和2年8月発行）
 司法研修所編『3訂 紛争類型別の要件事実』（令和3年3月発行予定）
 司法研修所編『事例で考える民事事実認定』

【成績評価】

法律実務家としての実践的能力を修得しているかどうかを基準にする。小テストを適宜行い、学生の理解度を確認するとともに、その結果を成績評価にも反映させる。学期末テスト、小テスト、課題の結果のみならず、発言ないしコメントペーパーの提出や内容、受講態度など、授業への参加・貢献度を含めて総合的に考慮する（平常点40%、学期末試験60%）。

【各回の内容】 ※講義内容、順番については変更する可能性がある。

- 第1回 要件事実の基礎・売買代金支払請求訴訟①
- 第2回 売買代金支払請求訴訟②
- 第3回 貸金返還請求訴訟
- 第4回 所有権に基づく土地明渡請求訴訟①
- 第5回 所有権に基づく土地明渡請求訴訟②，登記請求訴訟①
- 第6回 登記請求訴訟②
- 第7回 賃貸借契約の終了に基づく土地明渡請求訴訟
- 第8回 動産引渡請求訴訟
- 第9回 第1審手続の解説
- 第10回 事実認定の基礎
- 第11回 事実認定の実際
- 第12回 事件記録に基づく主張整理
- 第13回 事件記録に基づく事実認定
- 第14回 譲受債権請求訴訟
- 第15回 要件事実のまとめ（執行・保全も含めて）

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民事実務基礎2	2年次	自由選択科目	後期	水曜・4時限	島田直樹 吉川昌寛

【科目のねらい】

この講座は、現職の弁護士と裁判官の共同講座です。その主な狙いは、民事実務基礎1で学習したことを前提に、その理解を更に深めることを主眼としています。

弁護士が担当する回は、「3訂・紛争類型別の要件事実」についての解説を主に行います。裁判官が担当する回は、事前に出題する課題について、十分検討していることを前提に質疑応答を行います。この講座によって、民法の要件事実の理解及び実際の民事手続きについての理解が深まると思います。

【授業の方法等】

本授業は、対面形式で実施することを予定していますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、Moodleに動画付きPowerPointをアップし、オンデマンド型で実施します。

【教材等】

教科書としては、「3訂・紛争類型別の要件事実」（法曹会）を使用しますので、各自ご準備ください。

要件事実の基礎については、主に「第4版 要件事実論 30講」（弘文堂）を参考に解説を行います。書籍をご準備いただく必要はありません。

【成績評価】

成績については、平常点(発言・コメント、受講態度)10点、小テスト40点、学期末試験50点の割合です。

【各回の内容】

- 第1回 要件事実の基礎（1）要件事実の概念，主張立証責任の分配，弁論主義と要件事実の関係
- 第2回 要件事実の基礎（2）規範的要件，立証の困難性の軽減方策，要件事実一般の問題点
- 第3回 売買契約に基づく代金支払請求訴訟
- 第4回 貸金返還請求訴訟
- 第5回 問題研究1
- 第6回 売買契約に基づく目的物引渡請求訴訟，保証債務履行請求訴訟
- 第7回 所有権に基づく不動産明渡請求訴訟
- 第8回 問題研究2
- 第9回 不動産登記手続請求訴訟
- 第10回 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟
- 第11回 小テスト
- 第12回 問題研究3
- 第13回 動産引渡請求訴訟
- 第14回 譲受債権請求訴訟
- 第15回 問題研究4

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑事実務基礎	2年次	必修科目	後期	木曜・5時限	田澤奈津子 遠藤直也 虫本良和

【科目のねらい】

主として刑法上の犯罪について、具体的事例を用いて、抽象的に定められている法律要件が充足されるために当該事例においてはどのような事実が必要であるのか、また、その事実の存在を立証するためにはどのような証拠を用いることが考えられるかを発見する能力を、議論によって高めることを目的とする。同一の事案について、自己の立場から主張を行う検察官、弁護士と、事実認定を行う裁判官のそれぞれの立場から検討を行うことにより、訴訟の進行に応じて三者の各立場がとるべき行動（訴訟活動）の内容を具体的に判断する能力を養う。

【授業の方法等】

本授業は、対面形式で実施する。なお、感染症の拡大状況によっては、ZOOMを使った同時双方向式で実施する。

各回の授業内容についても参照すること。

【教材等】

事件記録教材等

【成績評価】

教員との応答や討論での発言、課題として作成する書面及び学期末試験を総合し、刑事手続の各段階で、何を、どのような根拠で行うべきかを、どれだけ理解しているかを基準にして評価する。（評価の比重は、平常点30%（公判傍聴のレポートの評価を含む。）、事件記録等に基づく在宅レポート起案20%、学期末試験50%←平常点の比重が重いことに留意。）

【各回の内容】

第1回 刑事手続の概観（1）〔田澤〕

事前に刑事第一審公判手続を傍聴させ、レポートを提出させる（前期オリエンテーションにおいて、課題を配布するので、第1回授業までにレポートを作成し、授業に持参すること。）。また、「捜査手続の流れ」及び「第一審公判手続の流れ」の冊子を用いて、刑事手続を概観し、捜査活動及び公判活動の内容、同活動における検察官・弁護士や裁判官の果たすべき役割、証拠の検討手順等について議論する。刑事訴訟手続の全体像を理解することを目的とする。

第2回 捜査（1）〔田澤〕

具体的事件を素材として、予め起案課題（第1回在宅レポート起案）を与え、書面を提出させる。起案課題の講評を行うとともに、事件記録の読み方、証拠資料の見方、事実認定の在り方等を紹介し、強制捜査活動に関する問題点について検討・討議する。

第3回 捜査（2）〔田澤〕

具体的事件を素材として、予め起案課題（第2回在宅レポート起案）を与え、書面を提出させる。「犯人性」の認定の在り方及びどういう資料からどういう事実を認定するかについて検討・討議する。証拠に基づく事実認定能力を養成することを目的とする。

第4回 刑事手続の概観（2）〔弁護〕

具体的事件を素材として、講師が被疑者役、学生が弁護士役となる模擬接見を実施しながら、被疑者段階でなすべき弁護活動について検討するとともに、捜査、公判を通じた刑事手続の外観を理解することを目的とする。

第5回 公訴の提起〔田澤〕

具体的事件を素材として、予め起案課題（第3回在宅レポート起案）を与え、書面（起訴状）を提

出させる。客観証拠の見方、供述の信用性の比較検討等を行いながら、証拠から認定できる事実関係を確定し、いかなる罪名・罰条により公訴を提起すべきであるかについて検討・討議する。

第6回 勾留・保釈・準抗告〔弁護〕

具体的事件を素材として、身体拘束からの解放に関わる諸手続について検討するとともに、学生には書面を起案してもらってこれをもとに討論、講評を行う。

第7回 ケース・セオリーの構築〔弁護〕

ケース・セオリーの意義や構築方法につき、具体的事件を素材にして検討する。

第8回 証人尋問①〔弁護〕

具体的事件を素材として、主尋問及び反対尋問を行う際の着眼点を検討した上で、模擬尋問の準備を行ってもらおう。

第9回 証人尋問②〔弁護〕

第8回に引き続き、学生に模擬尋問を行ってもらおう。

第10回 証拠請求〔田澤〕

具体的事件を素材として、予め起案課題（第4回在宅レポート起案）を与え、書面を提出させる。伝聞法則の意義と問題の所在について理解を深め、当事者における伝聞証拠に関する同意・不同意の判断及び不同意となった場合の対応策、裁判官における伝聞証拠と主張される証拠の採否（証拠能力の有無）について検討・討議する。

第11回 証拠請求に対する対応〔弁護〕

記録教材を用いて、伝聞例外に対する対応を含めた公判手続における留意点について議論する。

第12回 論告〔田澤〕

具体的事件を素材として、予め起案課題（第5回在宅レポート起案）を与え、書面（論告要旨）を提出させる。検察官の論告において、客観証拠の吟味、供述の信用性の比較検討等を通じて証拠から認定できる事実関係を如何に確定して説得的に主張するかについて検討・討議する。

第13回 公判段階の弁護活動〔弁護〕

公判手続全般に関する復習をした上で、実際の公判弁護活動における留意点を検討・討議する。

第14回 判決〔田澤〕

具体的事件を素材として、予め起案課題（第6回在宅レポート起案）を与え、書面（判決書）を提出させる。当事者の主張に対する判断の在り方について検討・討議する。

第15回 公判前整理手続〔弁護〕

公判前整理手続の概観を理解すると共に、具体的事例に基づき、弁護人の立場から同手続で行うべき活動の内容や留意点を検討・討議する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法曹倫理	3年次	必修科目	前期	月曜・5時限	田澤奈津子 田部井宏明 鶴見 泰 駒谷孝雄

【科目のねらい】

実務家として活動するには、法律学の知識があるだけでは不十分である。また、依頼者の利益を図るだけでも足りない。倫理的な廉直さ、公正さ、対社会的責任に立脚した説明能力などが必要である。その中心部分は、現実の実務を行いながら身につけるしかないが、そのための予行演習的なトレーニングとして、実務家による授業、討論を行い、問題となる事例を学ぶことが、その準備として適切である。

【授業の方法等】

本授業は、対面形式で実施する。なお、感染症の拡大状況によっては、講義動画を Moodle に掲載する方法及び ZOOM を使った同時双方向式を、授業回毎に使い分けて実施する。

具体的には追って説明する。

【教材等】

追って指示する。

【成績評価】

4人の担当教員が、それぞれ平常点（出席・発言状況・受講態度）40点、学期末試験60点の割合で採点し、それを担当回数の比率に対応させて合算したものを最終評価とする。

【各回の内容】 ※各回の講義内容については、順番を変更する可能性がある。

第1回 裁判官の倫理（1）（駒谷）

司法の機能・作用（例えば民事裁判・刑事裁判の目的など）を討議し、これに携わる法曹、特に裁判官の果たすべき役割を、国家と国民の双方の視点で検討する。

第2回 裁判官の倫理（2）（駒谷）

我が国の裁判官制度を比較法的、歴史的に考察するとともに、裁判官に求められる倫理と資質・能力の特色について検討する。この回は、主として裁判官の独立性及び廉潔性について討議する。

第3回 裁判官の倫理（3）（駒谷）

裁判官の中立性、公平性の意義を理解し、裁判官が自己の担当する事件や当事者との関係などにおいて、どの様にあるべきかを討議する。

第4回 裁判官の倫理（4）（駒谷）

国民の司法に対する信頼の要請と裁判官の市民的自由の必要性を理解し、裁判官の市民的自由の限界及び品位の保持、服務規律について、裁判例などを参考に討議する。

第5回 検察官の倫理（1）（田澤）

我が国の刑事司法過程における検察の役割を採り上げ、この分野での国際比較でみた検察制度の特徴とその沿革、事件関係者・関係機関等に対する検察権行使の在り方等について、講義・討論を通じ、理解・考察を深める。

第6回 検察官の倫理（2）（田澤）

検察官の独立性と同一体の原則との関係、実体的真実の発見と基本的人権の擁護との調和等、検察権の行使に当たって留意すべき基本的事項、その他の検察官の日常の心構え、及び検察審査会の意義とその重要性等につき、討論を行うことにより、理解・考察を深める。

第7回 検察官の倫理（3）（田澤）

引き続き、第6回のテーマを取り上げる。

第8回 弁護士の倫理（1）（鶴見）

弁護士職務基本規程の中から、「第一章 基本倫理」「第二章 一般規律」の部分について、弁護士の遵守すべき姿勢などについて考えていきたい。

第9回 弁護士の倫理（2）（田部井）

刑事事件における弁護活動の流れや国選弁護制度などについて学ぶ。

第10回 弁護士の倫理（3）（鶴見）

弁護士と依頼者との関係につき、弁護士職務基本規程第三章の通則部分を中心に学ぶ。

第11回 弁護士の倫理（4）（田部井）

刑事弁護における心構えや弁護活動のあり方について検討する。

第12回 弁護士の倫理（5）（鶴見）

弁護士と依頼者との関係につき、事件の受任時・処理時・終了時においてそれぞれいかなることが問題となるのかを考えていきたい。

第13回 弁護士の倫理（6）（田部井）

刑事弁護における国選弁護人の倫理などについて検討する。

第14回 弁護士の倫理（7）（鶴見）

事件の相手方に対しても考慮すべき弁護士倫理がある。その他、共同事務所における規律・弁護士法人における規律などを学ぶ。

第15回 弁護士の倫理（8）（田部井）

弁護士に対する懲戒処分などに基づき、弁護士としてのあるべき姿について検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
エクスターンシップ	3年次	必修科目	前期	前期・集中	後藤弘子・田中宏治・ 島田直樹・野口泰三

【科目のねらい】

担当弁護士の指導のもと、法廷における弁護活動に立ち会うのはもちろんのこと、法律事務所において膨大な事件記録に目を通したり、担当弁護士と依頼者・相談者との面談の場に同席したりする。場合によっては、担当弁護士の参加されている活動（勉強会や、弁護士会での委員会活動など）にも参加する。これらの体験を通じて、法の素人の語る内容から法的関連性のある事実を抽出し、法律家として当該問題の法的解決の可能性とそのために必要な手続を考える機会を得るとともに、弁護士の活動の多様性を体感し、さらには依頼者・相談者をはじめとする様々な人々と良好なコミュニケーションをもつために必要な姿勢を実地で学ぶことが、本科目のねらいである。

【授業の方法等】

事前指導において注意事項などを確認した後、千葉県弁護士会所属の担当弁護士の法律事務所へ赴き、2週間を目安として実習を行う。

【成績評価】

下記のA)とB)とを合計して、最終評価（100点満点）とする。

- A) 実習時の態度・能力を見て、担当弁護士が「法律学上の評価」（25点満点）および「その他、事案の理解・対人関係などの評価」（25点満点）を評価する。任意でコメントが書き加えられることもある。
- B) 学生は、以下の形式でレポートを書いて担当教員に提出する（50点満点）。
- 1) 日誌部分（実習内容について記述する）
 - 2) 総括部分として、「法学的側面について学んだこと」、「人間的側面について体験し考えたこと」、「全体的感想」に分けて記述する。
- A) B) いずれについても、法律学上の能力・成果のみならず、依頼者・相談者の心情・苦境への理解、コミュニケーション力、社会人としての常識なども、評価の対象となる。

【科目の内容】

事前指導（6月中旬に実施予定）

教室において、科目の意図および実習の実施方法を説明し、守秘義務を含めて現場において配慮すべき事項につき注意を促す。なお、2年次必修科目のうち2科目を超える科目の単位が未修得の学生は、個別面接あるいはこれまでの成績を考慮して、本科目の履修を認めないことがある。

実習（7月上旬から実施。実施時期は担当弁護士により異なる）

担当弁護士の法律事務所において、担当弁護士の指導のもと、2週間を目安として実習を行う。

中間指導（7月下旬に実施予定）

実習に参加したすべての学生が集合した授業において、事前に指名した数名の学生が、実習中に見聞したいくつかの実例を、匿名化を施したうえで紹介し、担当教員の指導のもと、参加者全員が、その事例を自分が担当したならば取っただろう処理を考え、討論する。その後、担当教員による講評を行う。

事後指導（9月下旬に実施予定）

中間指導と同様の形式の報告会を実施し、実習の総括を行う。

科目名	年次	区分	期	担当教員
刑事模擬裁判	3年次	必修科目	前期集中	田澤奈津子 遠藤直也 虫本良和 島田 環

【科目のねらい】

本授業では、模擬裁判を通じて、刑事公判手続全般の理解を深めることを目的とする。具体的には、模擬裁判記録を用いて公判前整理手続に関するレポート作成を行うほか、学生が裁判官役・検察官役・弁護人役を担当して公判前整理手続の一部及び公判手続の実演を行うことにより、訴訟手続の基本的知識の理解を深め、証人尋問の技法を習得するとともに、各種訴訟行為の在り方等刑事訴訟実務の運用の理解を深める。

また、刑事事実認定の基本的な視点を理解することを副次的な目的とする。

【授業の方法等】

本授業は、対面式で実施する。なお、感染症の拡大状況によっては、一部授業につき、①Moodleに動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型、または②ZOOMを使った同時双方向式で実施する。

【教材等】

7月（予定）以降逐次配布する。

参考書として、司法研修所刑事裁判教官室「プラクティス刑事裁判（平成30年版）」（法曹会）を指定する（各自準備すること）。公判前整理手続・模擬裁判の各実演準備において、適宜参照すること。

【成績評価】

事前レポート20%、模擬裁判における訴訟活動等（模擬裁判の際の発言内容や、提出した冒頭陳述書・論告要旨・弁論要旨及び判決書等の内容等）80%の割合で評価する。評価基準は、刑事公判手続についての理解度とする。

【日程・内容】

日程及び内容の詳細については、別途、「刑事模擬裁判実施要領」を配布する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
企業法務	3年次	自由選択科目	前期	木曜・2時限	藤池智則 松本亮一

【科目のねらい】

本授業では、現代の企業法務に関連する基本的諸問題について、判例・実務を踏まえて検討する。主な対象は、企業活動の中心的存在である株式会社の資金調達方法、統治構造、及び企業組織再編、並びに、企業取引であるが、その他、コンプライアンス、金融取引法、決済サービス関連法等についても対象とする。また、企業法務において重要な個人情報保護法、消費者保護関連法、独禁法、民事訴訟法等についても、授業の中で適宜取り上げる。これにより、企業法務に必要な基本的知識を習得するとともに、現実の問題に対応可能な法的思考力を養うことをねらいとする。

授業のうち12回ほどについては、株式会社及び企業取引に関する事例問題を事前に設定した上で、原則として、担当者を決めてレポートを事前に提出して頂き、これを出発点として講義を進める。これにより、受講生の書面作成力の養成を促すとともに、一定の授業レベルの確保を図る。

【授業の方法等】

本年度の本授業は、原則として、メディア授業（G Suite による同時双方型）とする。講義は、随時対話を取り入れる方式によって進行する。また、事例問題の検討に関しては、授業の前に、レポート担当者がレポートを作成して提出する。各自、授業修了後、提出されたレポートについて、講義内容を踏まえて、再検討することが求められる。

【教材等】

江頭憲治郎「株式会社法第7版」
会社法判例百選（第3版）
商法（総則・商行為）判例百選（第5版）等

【成績評価】

発言討議10%、レポート30%、学期末試験60%を考慮して行う。

【各回の内容】

第1回 株式会社等の設立と株式制度に関する事例研究（4月8日）

企業活動の主体として、株式会社、投資法人等の各種法人、投資事業有限責任組合等の各種組合、事業信託等について比較しつつ概説した上で、合弁会社等の設立を巡る諸問題について検討する。

また、株式制度に関する事例問題を通じて、株式に関する実務上の諸問題を検討する。

第2回 株式会社の資金調達制度に関する事例研究（1）（4月15日）

募集株式の発行、新株予約権の発行、社債の発行等の株式会社の資金調達制度における事例問題を通じて、株式会社の資金調達制度に関する実務上の諸問題を検討する。

第3回 株式会社の資金調達制度に関する事例研究（2）（4月22日）

資金調達方法のみならず買収防衛策としての機能を有する募集株式・新株予約権の発行について、近時の裁判例を踏まえて、事例問題を通じて、実務上の諸問題を検討する。必要に応じて、金融商品取引法・金融商品販売法等の各種規制についても概説する。

第4回 株式会社の統治構造に関する事例研究（1）（5月6日）

主として、大規模会社を念頭においた事例問題を通じて、株式会社の統治構造に関する実務上の諸問題を検討する。併せて、株主総会对策、会社法上求められる内部管理体制（リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部通報制度を含む）、及び、金融商品取引法の下で上場会社に求められる内部統制システムやコーポレートガバナンスコード等についても概説する。

第5回 株式会社の統治構造に関する事例研究（2）（5月13日）

主として中小規模会社を念頭においた事例問題を通じて、株式会社の統治構造に関する実務上の諸

問題を検討する。併せて、上場前のベンチャー企業に対して投資するベンチャー・キャピタルの役割及び投資契約の機能、並びに、オーナー企業における事業承継の問題等についても概説する。

第6回 株式会社の統治構造に関する事例研究（3）（5月20日）

株式会社における統治構造に関する総合的な事例問題を通じて、株式会社の統治構造の実務上の諸問題について解説する。併せて、監査等委員会設置会社などの統治機構の変容についても概説する。

第7回 企業の組織再編に関する事例研究（1）（5月27日）

M&A取引を巡る最新の判例を踏まえた事例問題を通じて、企業組織再編に関する実務上の諸問題を検討する。併せて、独占禁止法上の規制、契約実務及び法的デューディリジェンスの実務についても概説する。

第8回 企業の組織再編に関する事例研究（2）（6月3日）

株式譲渡、合併、事業譲渡、株式交換・株式移転、会社分割等の株式会社の組織再編に関連する事例問題を通じて、各組織再編取引の特徴と利用場面について検討する。

第9回 企業法務に関する総合事例研究（1）（6月10日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第10回 企業法務に関する総合事例研究（2）（6月24日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第11回 企業法務に関する総合事例研究（3）（7月1日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第12回 企業法務に関する総合事例研究（4）（7月8日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第13回 企業のコンプライアンス（7月15日）

企業におけるコンプライアンスの意義、コンプライアンス態勢について概説するとともに、反社会的勢力、ハラスメント、不祥事等の企業のコンプライアンス上の問題に対する具体的対応について検討する。

第14回 金融規制法と決済サービス（7月20日）

銀行法、金融商品取引法等の金融規制法に関する基本構造を概説した上で、銀行の為替業務（送金業務）について解説するとともに、電子マネー、資金移動業、収納代行等の各種決済サービスについて概観する。

第15回 金融取引法と民法改正（7月29日）

銀行等の金融機関が行う預金業務及び融資業務に関して、近時の債権法改正を踏まえて、それらの実務運用・関連する諸問題における法解釈について、解説する。

回数	月日	講師名	形式	主たる内容
1	4月 8日	藤 池	事例研究①(レポートなし)	企業主体・設立
2	4月 15日	藤 池	事例研究②	資金調達
3	4月 22日	藤 池	事例研究③	資金調達
4	5月 6日	松 本	事例研究④	統治構造

5	5月 13日	松本	事例研究⑤	統治構造
6	5月 20日	松本	事例研究⑥	統治構造
7	5月 27日	松本	事例研究⑦	企業再編
8	6月 3日	藤池	事例研究⑧	企業再編
9	6月 10日	松本	事例研究⑨	企業法務の総合問題
10	6月 24日	松本	事例研究⑩	企業法務の総合問題
11	7月 1日	松本	事例研究⑪	企業法務の総合問題
12	7月 8日	藤池	事例研究⑫	企業法務の総合問題
13	7月 15日	藤池	講義形式①	コンプライアンス
14	7月 20日	藤池	講義形式②	金融規制法と決済サービス
15	7月 29日	松本	講義形式③	金融取引法

※ 担当講師は、事情により変更する場合がある。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
刑事法総合演習	3年次	自由選択科目	前期	木曜・4時限	田澤奈津子 林陽一

【科目のねらい】

刑事実体法及び刑事手続法の理論を理解していることを前提として、(1) 刑事実務の現場の現状とそこに生じている問題を知ることにより、実務法曹として刑事事件の現場に臨むための知識と覚悟を身に付けるとともに、(2) 具体的な事例問題に対して実体法及び手続法の知識を駆使して現実的解決を導き出し、これを文書の形で表現する能力を養うことを目的とし、旧司法試験合格者が前期修習で習得すべきものと同程度の知識と能力を習得することを目指すものとする。

【授業の方法等】

具体的事件を素材にして作成された事例研究教材等を使用して、事実認定及び法律適用上の問題点について検討させ、その結果を起訴状その他の文書の形で起案させた上で、教員と学生、学生と学生の間で討論を行うほか、議論の展開能力等の涵養を図る観点から、適宜具体的事例に係る実務的問題を提示して、討論させる。

授業は、学生が事例研究教材をしっかりと読み込んできていることを前提として、かなり詳細な取扱いについてまで質疑応答の形で授業を進める。

本授業は対面式で実施する。なお、感染症の拡大状況によっては、①Moodleに動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型、または②同時双方向式で実施する。また、即日起案③及び⑦に関する4回の授業は、教員・学生間で文書のやり取りを行う方法で実施する。

【教材等】

事例研究教材等。

【成績評価】

即日起案（70%）、平常点（30%）の割合で評価する。平常点は、授業時間における発言（内容の当否及び積極性）と欠席・遅刻の有無とを総合して評価するが、その評価割合が高いことは、上記のとおり、法科大学院においては双方向性・多方向性の授業の実現が必須であることを示すものであり、受講者は授業への主体的・能動的参加が強く求められていることを銘記する必要がある。

【各回の内容】

第1回 捜査実務の問題検討Ⅰ（即日起案①）

事例研究教材を素材として、捜査段階における証拠収集（任意捜査、被疑者・参考人の取調べ、捜索・差押え、被疑者の身柄拘束手続）について、基本的な問い（設問 その1）を設定して即日起案させる。

第2回 捜査実務の問題検討Ⅱ（即日起案①の講評（1））

即日起案①の講評を行うとともに討議し、任意処分と強制処分の区別等に関する捜査実務上必須の基礎的な知識・理論をマスターする。

第3回 捜査実務の問題検討Ⅲ（即日起案①の講評（2））

引き続き、即日起案①の講評を行うとともに討議し、第2回で学んだ法理の具体的事実への適用（あてはめ）の在り方を討議する。

第4回 捜査実務の問題検討Ⅳ（即日起案②）

事例研究教材を素材として、捜査段階における強制処分をめぐる実務上の問題（設問 その2）に関して即日起案させる。

第5回 捜査実務の問題検討Ⅴ（即日起案②の講評）

即日起案②の講評を行うとともに、強制処分をめぐる実務上の問題に対する法理適用の在り方を討議する。

第6回 主観的事実の認定検討（即日起案③）

前半に、主観的事実の認定（たとえば故意の認定など）について、小林充・香城敏磨『刑事事実認定』上・下、判例タイムズに基づいて解説を行う。

後半では、当該論点を含んだ事例（書面の形で示されたもの）について、起訴状起案の前段階としての事例分析を行うとともに、そこにおける罪となるべき事実の認定に至った検討経緯を記載した文書を作成する。

第7回 捜査実務の問題検討Ⅵ（即日起案④）

事例研究教材の事例を対象として、事件処理をめぐる実務上の問題（設問 その3）について即日起案させる。

第8回 主観的事実の認定講評（即日起案③の講評）

第6回において作成すべき文書について解説を行うほか、学生が作成した文書について検討・講評を行う。

第9回 捜査実務の問題検討Ⅶ（即日起案⑤）

事例研究教材の事例を対象として、事件処理に当たって作成すべき書面（設問 その4）を即日起案させる。

第10回 捜査実務の問題検討Ⅷ（即日起案④の講評）

即日起案④の講評を行うとともに、事例研究教材の事案における終局処分に当たっての証拠による犯罪事実認定の在り方（事実認定上及び法律適用上の問題点とそれについての考え方）について討議する。

第11回 捜査実務の問題検討Ⅸ（即日起案⑤の講評）

即日起案⑤の講評を行うとともに、事例研究教材の事案を素材として公訴事実（訴因）を記載する上で考慮すべき事項及びその記載方法などについて討議する。

第12回 公判実務の問題検討Ⅰ（即日起案⑥）

事例研究教材に基づいて、論告における事実認定に関する主張（設問 その5）を即日起案させる。

第13回 罪数判断検討（即日起案⑦）

前半に、罪数の取扱いについて、資料を配布して解説を行う。

後半では、複雑な罪数処理を含んだ事例（書面の形で示されたもの）について、判決書起案の前段階としての文書起案を行う。認定した事実関係と罪数処理とがどのように連繋するかを十分に把握して、法律の適用を記載できるようになることを目指す。

第14回 公判実務の問題検討Ⅱ（即日起案⑥の講評）

即日起案⑥の講評を行うとともに、事例研究教材の事案を素材として、公判廷における証拠調べに基づき事実認定を行う上での注意則などについて討議する。

さらに、別冊の参考教材に基づき、公判前整理手続における争点と証拠の整理の状況及びその内容を検討させ、公判前整理手続の実際を理解する。

第15回 罪数判断講評（即日起案⑦の講評）

第13回において作成すべき文書について解説を行うほか、学生が作成した文書について検討・講評を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法律実務総合演習	3年次	自由選択科目	後期	水曜・5限	島田直樹

【科目のねらい】

この講座は、2年次までに学習した要件事実に関する基礎的理解を前提として、問題を実際に解くことにより、要件事実を復習し、理解を深めることを主眼とするものです。

法律実務においては、当事者の主張を要件事実的に整理したうえで、訴訟物の選択、主張の展開をしていく必要があります。そこで、本講座では、講座の最初に「第4版 要件事実論30講」(弘文堂)の設問について起案を行い、当事者の主張を要件事実的に整理してもらったうえで、それぞれの要件事実について必要な検討・解説を加えていきます。

【授業の方法等】

授業内において問題演習を行ったうえで、解説・学生への質問により行います。

本授業は、対面形式で実施することを予定していますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、解説部分につきMoodleに動画付きPowerPointをアップし、オンデマンド型で実施します。

【教材等】

「第4版 要件事実論30講」(弘文堂)を使用します。

【成績評価】

成績については、平常点(発言・コメント, 受講態度)10点, レポート30点, 起案演習60点の割合となります。

【各回の内容】

- 第1回 売買(1)
- 第2回 売買(2)
- 第3回 消費貸借
- 第4回 準消費貸借
- 第5回 賃貸借(1)
- 第6回 賃貸借(2)
- 第7回 賃貸借(3)
- 第8回 代理(1)
- 第9回 代理(2)
- 第10回 物権的請求権
- 第11回 時効取得
- 第12回 不動産物権変動
- 第13回 債権譲渡(1)
- 第14回 債権譲渡(2)
- 第15回 起案演習

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題	2・3年次	自由選択科目	前期	金曜・5時限	島田直樹ほか

【科目のねらい】

弁護士業務一般のほか、民事介入暴力、少年事件、倒産処理、労働問題、医療問題、消費者問題、被害者問題の各専門分野について、千葉県内で当該分野につき積極的に活動をしている弁護士が、実務の現状及び諸問題につき講義を行う。これにより具体的かつ実践的な事件処理方法につき理解を深めるとともに、実務の現場における諸問題につき知識及び問題意識を養うことを目的とする。

併せて、基本科目等で学んだ知識の活かし方、実務家としての心構え等を会得する。

【授業の方法等】

専門分野ごとの担当講師が、実務上実際に行われている事件処理や問題点等につき、Moodle に動画付き PowerPoint をアップし、オンデマンド型で実施します。

【教材等】

教科書は指定しない。

担当講師ごとに、レジュメ等を配布する。

【成績評価】

平常点（コメント・ペーパー）20％、レポート20％、学期末試験60％

【各回の内容】

- 第1回 民事介入暴力
担当講師：大塚功
- 第2回 少年事件
担当講師：中溝明子
- 第3回 倒産処理
担当講師：宮本勇人
- 第4回 労働問題
担当講師：黒葛原歩
- 第5回 医療問題
担当講師：岡田知也
- 第6回 消費者問題
担当講師：上杉浩介
- 第7回 被害者問題
担当講師：柳原悠介
- 第8回 弁護士業務一般
担当講師：島田直樹

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法社会学	1・2・3年次	選択必修科目2	後期	木曜・2時限	佐伯昌彦

【科目のねらい】

本講義では、社会科学の諸理論の知見を踏まえながら、法律の実際の作動過程や社会で果たしている役割について理解を深めることを目標とする。規範としての法ではなく、事実として存在する法の実態を意識し、そのことを将来の法律家としてどのように捉えるべきかについて自覚的に考える姿勢を身に付けてもらいたい。また、科学的な知見を、法の実践的な場面においてどのように位置づけていくべきかという問題も扱う。

【授業の方法等】

対面式での講義実施が困難であるため、G Suite を利用した同時双方向型で講義を進める。

基本的に授業方法は講義形式である。若干対話形式を取り込む場合もあるが、そこで求められていることは、問いに対して正しい回答をすることではない。法の実際のあり方に関する発想力や、講義により提示された情報を自分なりに受け止めて咀嚼する能力が問われている。

【教材等】

特に教科書は指定しない。参考となる文献については講義の中で適宜紹介するが、さしあたり、以下の文献は、講義全般の内容に深く関わる。

飯田高，法と社会科学をつなぐ，有斐閣，2016

村山眞維・濱野亮，法社会学[第3版]，有斐閣，2019

【成績評価】

学期末における筆記試験と平常点により評価する。配点の割合は、前者が70%，後者が30%である。

なお、オンライン講義であることから同時双方向型での授業への参加度だけに基づいて平常点評価をすることが困難であることから、期間中3回ほどリアクションペーパーを課題として出すこととし、主としてそれを基に平常点評価を行う。

【各回の内容】

第1回 序論：法社会学の課題・方法

法社会学という学問分野の特徴や、その目的・課題について講義する。また、法社会学において用いられている実証的研究の方法、およびその特徴についても学ぶ。

第2回 民事司法過程（1）紛争

紛争の展開過程について学習する。また、社会内における多様な紛争への対処の在り方について学習する。そのうえで、そのような過程を前提とした法律家の役割についても考察を深める。

第3回 民事司法過程（2）司法アクセス

紛争当事者の法サービスへのアクセスの過程、ならびに司法過疎問題等のアクセス障害について学ぶ。また、司法アクセスを促進するための諸方策についても検討する。

第4回 民事司法過程（3）紛争解決

紛争解決の多様性について紹介する。

第5回 民事司法過程（4）訴訟利用

紛争当事者による裁判利用行動について学ぶ。また、日本における訴訟件数の少なさを説明する諸仮説についても紹介する。

第6回 民事司法過程（5）民事裁判利用者経験

訴訟利用当事者にとっての民事裁判利用者経験がどのようなものであるかについて、実証研究に依拠しながら検討し、法律家の役割について考える。

第7回 刑事司法過程（1）暗数とディヴァージョン

公的機関に認知されない犯罪の発生原因について学習する。また、公的機関に認知された犯罪の刑事司法過程からの離脱について理解する。

第8回 刑事司法過程（2）刑事裁判・刑事弁護

刑事裁判や裁判員裁判の実態について学ぶ。また、刑事弁護の意義や実態について学ぶ。

第9回 法の動態・形成

日本の立法過程について説明したうえで、司法における法形成、また社会内における規範形成過程についても解説を加える。

第10回 法の機能（1）総論

法が社会において果たす機能の諸相を紹介する。

第11回 法の機能（2）実証

法の機能を社会科学的に実証する試みについて紹介する。また、法の機能が意図した方向に働かない可能性についても学ぶ。

第12回 法における社会科学の利用（1）民事法における社会科学の利用

民事裁判場面での社会科学の利用について具体例を取り上げ紹介する。そのうえで、そのような社会科学の利用の適否、利用可能性について検討する。

第13回 法における社会科学の利用（2）刑事法における社会科学の利用

刑事裁判場面での社会科学の利用について具体例を取り上げ紹介する。そのうえで、そのような社会科学の利用の適否、利用可能性について検討する。

第14回 科学と法律（1）立法事実アプローチと科学

政策形成における科学的知見を重視する立法事実アプローチの考え方を学ぶ。そのようなアプローチを踏まえ、科学的知見を提供する社会科学（より広くは科学）の様式について学ぶ。

第15回 科学と法律（2）科学と法律学の距離

科学と法律学との違いについて考え、法における科学の利用の在り方について考える。また、法律家として科学的諸知見をどのように捉え、どのように法的営為に組み込んでいくのかについて各人での考えを深めることを促す。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法哲学	1・2・3年次	選択必修科目2	前期	火曜・2時限	川瀬貴之

【科目のねらい】

法科大学院の学習においては、実定法の妥当性を前提とし、その解釈を丹念に辿るという態度が重要である。しかし、哲学は実定法の妥当性が自明であるとは考えない。そもそも法とは何なのか、法がめざすべき正義とはどのようなものであるのかについて全く考えたことがなくても、制度上法律家にはなれるだろう。しかし、良き法律家たらんとすれば、まして同時に良き隣人でもあらうとすれば、実定法の知識や解釈技術だけでなく法哲学的な思考力を身に付けることが不可欠である。本科目は、法曹志望者の法哲学的問題関心を触発し、法哲学的思考力を陶冶することを目的としている。

【授業の方法等】

毎回レジュメを用いて基礎的な知識に関する講義を行ったうえで、受講者とのディスカッションを通して法哲学の幅広い問題に関する理解を深めていく。

【教材等】

教科書は特に指定せずレジュメを用いて講義を進める。参考書については必要に応じて講義の中で紹介する。

【成績評価】

法哲学は知識を暗記する科目ではなく、自分の頭を使って法哲学的な考察を行っていくことに何よりも重点が置かれる科目である。基本的には、毎回の講義への積極的な参加（平常点）（40%）及び学期末試験（60%）をもとに評価を行うが、いずれにおいても、真剣に法哲学的に考えようとする姿勢の欠如が見られる場合には合格点は与えられない。

【各回の内容】

- 第1回 法概念～法と、タブー・暴力団の命令などとは、何が違うのか
- 第2回 権利概念～権利は何のためにあるのか、それと対比されるものは何か
- 第3回 悪法問題～道徳に反する法は、法といえるのか
- 第4回 自然法論と法実証主義～法は人が作るものなのか、それとも自然にある正義によるものなのか
- 第5回 正義論概説～正しいとは何か、それと対比されるものは何か
- 第6回 価値相対主義～正しさは、個人の好みの問題か、それとも客観的なものなのか
- 第7回 功利主義～社会全体の幸福を増進するとは、どのような意味か
- 第8回 自由主義～我々はどのようなときに自由なのか、自由を尊重する社会とはどのようなものか
- 第9回 平等主義・共同体主義～平等とはどのような意味か、自由を可能にする共同体の基礎とは？
- 第10回 リアリズム法学・批判法学～裁判は、本当に教科書に書いてある方法で実践されているのか
- 第11回 生命倫理～命の価値は、どこにあるのか。どうすれば、それを尊重したことになるのか
- 第12回 多文化主義～民族・宗教・文化が多様な社会を、安定的に運営するにはどうすればよいか
- 第13回 フェミニズム～多様な性のあり方の中で、公平性を保つにはどうすべきか
- 第14回 法と経済学～法や道徳など、規範の力は、お金や効率性の前には無力なのか
- 第15回 法と科学技術～科学の正しさと法の正しさの違い、その伝達による共有の可能性と限界

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法制史	1・2・3年次	選択必修科目2	前期	水曜・3限	坂井大輔

【科目のねらい】

本科目のテーマは、大日本帝国憲法の制定と憲法解釈学の展開である。今日の日本において施行されている様々な法、およびそれらを対象とする法学は、一朝一夕に出来上がったものではなく、近代化の過程で漸進的に整備され、発展してきたものであることは、周知の事実であろう。本講義では、特に憲法について、その制定の経緯を振り返りながら、併せて過去の法学者たちがどのような時代状況と直面しながら法解釈を発展させてきたのかを検討する。

【授業の方法等】

この講義は、moodle を用いたオンデマンド型オンライン授業として実施する。開講時刻までに、moodle 上に授業音声(mp3)と資料(pdf)をアップロードするので、履修者は各自それらをダウンロードし、聴取すること。また、毎回 moodle 上に課題提出コーナーを設け、疑問点・批評・感想・コメント等を提出してもらおう。次回授業の冒頭で20分程度の時間を取り、寄せられたコメントに対してリプライする。

【教材等】

教科書：なし。

参考書：大野達司・森元拓・吉永圭『近代法思想史入門』法律文化社、2016年
伊藤博文(宮沢俊義校註)『憲法義解』岩波文庫、2019年
その他の参考文献については、講義の中で紹介する。

【成績評価】

平常点（コメントシート提出状況・記載内容）40％ 学期末レポート 60％

【各回の内容】

第1回 明治維新

明治維新时期に日本社会にもたらされた変化を概観する。また、幕末・維新时期に西洋法と接触した日本人が、それをどのように受容しようとしたのかを検討する。

第2回 大日本帝国憲法制定前史

憲法制定に向けた明治政府の活動を、主として政治的側面から検討する。明治14年の政変にいかなる憲法構想の差異があったかを検討する。

第3回 大日本帝国憲法の制定

憲法制定の経緯について概観する。伊藤博文の憲法調査、井上毅の活動などを取り上げる。

第4回 憲法学の誕生

憲法学者の育成もまた、憲法制定のために必要な準備のひとつであった。この点を、穂積八束を題材として論じる。

第5回 穂積八束の憲法学(1) 民法典論争

民法典論争に関与した穂積八束が、論争を通じて自己の憲法解釈をいかにして形成したのかを、「民法出テ、忠孝亡フ」を題材として検討する。

第6回 穂積八束の憲法学(2) 国体論

穂積八束が確立した大日本帝国憲法の解釈論のうち、国体論および道德教育論に関する部分に焦点を当てて紹介・検討する。

第7回 穂積八束の憲法学(3) 政体論

穂積八束が確立した大日本帝国憲法の解釈論のうち、政体論に関する部分に焦点を当てて紹介・検

討する。

第8回 上杉・美濃部論争

明治末年に上杉慎吉と美濃部達吉との間で争われた憲法学上の論争について紹介し、そこで展開された両者の主張について検討する。

第9回 上杉慎吉の憲法学(1) 穂積八束の継承

大正期以降の上杉慎吉が、穂積八束の学説をどのように継承したのか、検討する。

第10回 上杉慎吉の憲法学(2) 国体論

大正中期以降に提唱された上杉独自の国体論について検討する。大正デモクラシーと言われる時代思潮と上杉の理論との関係性を探る。

第11回 筧克彦の憲法学(1) 神ながらの道

美濃部と並ぶ機関説の旗手として期待されていた筧克彦が、独自の古神道体系を構築するに至った過程を振り返る。

第12回 筧克彦の憲法学(2) 日本体操

筧克彦が考案した^{やまとぼたらき}日本体操について紹介する。この体操がいかなる意味で憲法学たり得るのかについて検討する。

第13回 美濃部達吉の憲法学(1) 天皇機関説

美濃部達吉の「天皇機関説」が、当時の憲法学の潮流の中でいかなる位置を占めるものであったか、穂積八束・上杉慎吉との比較を通じて明らかにする。

第14回 美濃部達吉の憲法学(2) 天皇機関説事件

言論弾圧事件として知られる天皇機関説事件について、当時の政治状況や彼自身の学説との関連において検討する。

第15回 総括

明治期以降の憲法制定史および憲法学史が、今日の憲法に対してどれほどの影響力を有しているのかを考える。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
英米法	1・2・3年次	選択必修科目2	前期	火曜・3時限	金原恭子

【科目のねらい】

大学で英米法を履修しなかった者を対象とするこの授業では、英米法についての基礎知識を与えることが主たるねらいとなる。そして、実際の判例を読むことによってその基礎知識を確実なものにすることが、この授業の最低到達目標である。内容的には、英米法という概念や英米法の歴史と諸制度といった総論的部分と、民事訴訟や私法の特定分野等の各論的部分とに分かれるが、判例法主義という英米法の特徴を考慮して、できるだけ具体的判例を参照し、従来の学部段階での英米法より実践的色彩の強い授業にしていきたい。

【授業の方法等】

授業は、各回の内容に対応する教科書の一定範囲あるいは事前配布資料を学生が予習していることを前提として、講義形式を中心としつつ、学生からのリアクション・ペーパーの記載内容にも配慮して行いたい。授業で取り上げる内容・範囲は、「英米法」という概念、英米法を代表する英国法と米国法との対比、英米法の特徴とその具体例としての裁判手続や実体法のあり方、英米法の資料とその利用方法等である。そして、英米両国法の対比や英米法と日本（法）との関係にもできるだけ留意して授業を進めていきたい。授業はオンデマンド型のメディア授業方式を予定している。

【教材等】

必要に応じて判例等の事前配布資料を教材として用いることもあるが、主たる教科書は田中英夫著『英米法総論 上・下』（東京大学出版会・1980年）である。日本語判例教材としては、藤倉皓一郎他編『英米判例百選（第3版）』（有斐閣・1996年）、樋口範雄他編『アメリカ法判例百選』（有斐閣・2012年）を用いる。また、英米法の基本的用語を選択して編集された辞典として、田中英夫編集代表『BASIC英米法辞典』（東京大学出版会・1993年）がある。

【成績評価】

平常点（毎回設定される期限までに提出するリアクション・ペーパー及び課題の提出状況）を40%、学期末試験（またはレポート）を60%として成績評価を行う。

【各回の内容】

第1回 英米法とは何か

英米法とは多数の法体系の総称であり、それと対比されるもう一つのグループである大陸法と比較して、いくつかの顕著な特徴（歴史的影響の強さ、判例法主義、法曹一元、陪審制など）があることを説明する。

第2回 英国法と米国法

英米法を構成する法体系のうち最も重要な地位を占める英国法と米国法とを対比する。その際のポイントは、国家形態、統治機構、法学教育も含めた法曹制度である。

第3回 英米法の資料

英米法の資料についてリーガル・リサーチの方法という観点から説明する。判例法主義を特徴とする英米法では判例集は特に重要であるが、それ以外にも法令集、百科事典、著書・論文等、さらには現在ではそれらを網羅的に取り込んでいるオンライン・データベース・サービスなど様々の資料がある。これらの概要を理解するのがここでのねらいである。

第4回 判例の読み方

米国の合衆国裁判所の判決を素材として、実際の判例の体裁、構成及び読解方法を説明する。

第5回 コモン・ローとエクィティ（1）

英米法の源である英国法の歴史を軸として、英米法を構成する主要な判例法体系であるコモン・ローとエクィティの成立・発展という流れを把握する。

第6回 コモン・ローとエクィティ（2）

英国法のその後の展開をコモン・ローとエクィティの‘融合’等に留意しつつ概観する。

第7回 コモン・ローとエクィティ（3）

両判例法体系の区分が現代もなお意義を有すること等について、救済方法に関する判例を参照しつつ説明する。

第8回 米国法の多元性

連邦国家である米国では、法のあり方も日英のような単一国家とは異なって多元的である。このことを、立法権、裁判管轄権、裁判所における適用法の選択という3つの側面に分けて考察する。

第9回 米国における「法の支配」（1）

合衆国憲法の概要と合衆国最高裁判所を中心とする司法部の役割に重点を置いて、米国における「法の支配」の原理のあり方を概観する。

第10回 米国における「法の支配」（2）

米国の違憲立法審査制の成立経緯と特色とを、‘米国における法と政治との交錯’という観点に留意して把握する。

第11回 米国における「法の支配」（3）

人権保障における合衆国裁判所の役割、現代型訴訟、司法の自己抑制等の観点から、米国の司法審査制のあり方を考察する。

第12回 米国における「法の支配」（4）

違憲立法審査制のもつダイナミズムを理解するのに適した重要判例を1つ選び、原文（英語）で読む。受講者は、事前に指定された判例を予習し、事実の概要・争点・判旨の把握に努めておくこと。

第13回 司法制度（1）民事訴訟手続

英米法の民事訴訟手続の代表として米国の合衆国地方裁判所における民事訴訟手続を取り上げ、手続の基本構造とその特色とを概観する。

第14回 司法制度（2）陪審制度

同じ英米法に属していても、陪審のあり方は法域によって様々である。ここでは、植民地時代以来、陪審の民主主義的側面を高く評価してその制度を発展させてきた米国の陪審に焦点を当て、その得失と現状等を考察する。

第15回 英米法と日本法

法科大学院制度や裁判員制度、さらには近時の裁判手続のIT化といった日本の司法制度改革に対して英米法（特に米国法）が与えた影響は顕著であることから、法学教育・法曹養成・法律実務等の点を中心に、英米法と日本法との比較検討を行う。本来、この授業は、英米法グループに属する国（主として米国）での留学・研修等の経験を有する実務法曹が、自らの経験に基づく講演を行い、その後に質疑応答を行う形式で実施することを予定したものであるが、それが可能ではない場合には、これまでの授業で扱った問題に関する判例を1件選んで、それを読解し、当該問題領域の理解を深めることとする。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法律英語	1・2・3年 次	選択必修科目	後期	木曜・2時限	金原恭子

【科目のねらい】

今日では英語が事実上の世界共通語である。また、国際化（あるいは場合によってはアメリカ化）の波は政治・経済・社会・教育・文化等多分野に及んでおり、種々の状況下での紛争の解決を主要機能とする法の実務・研究において、高度の実践的英語力が必要とされる度合いは極めて高くなっている。このような状況にかんがみ、この授業では英米法の基礎知識を必要に応じて与えながら、特に米国に重点をおいて、判例等の英文法律文献を原語で読み、少しでも法律英語に慣れるよう訓練することが主なねらいである。そして、どのような英文法律資料であっても、抵抗なく自力で読解しようとする姿勢が持てるようになることを最低到達目標としている。

【授業の方法等】

英米法の基礎知識に関しては講義形式の授業となる。それ以外は、学生が毎回事前に配布されていた英文資料を予習し、授業では、理解困難だったところを中心に出席者同士で議論することによって資料の正確な理解に達するような、対話的な授業方法を採用したい。授業の内容・範囲としては、法律英語を学ぶために最小限必要な英米法の基礎知識の獲得及び英文法律資料の精読訓練ということになる。授業は対面式を予定している。

【教材等】

英米両国（特に米国）の判例集・法律雑誌・書評誌・新聞等から、受講者にとって過度の負担にならない程度の分量の素材を選び、教材として事前に配布する。参考文献として、田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会・1991年）。教材の選択に際しては、受講者の関心分野にも配慮したい。

【成績評価】

平常点（出席時の発言状況・受講態度・提出物の提出状況）を概ね50%、テスト及びそれに関連したレポートを概ね50%として成績評価を行う。

【備考】

毎回必ず予習し、わからないところがあっても辞書等を活用して粘り強く考える姿勢が不可欠。

【各回の内容】

第1回 はじめに：授業の全体像の提示とミニ英文読解訓練

英語の法律関係文献の読解力向上をめざすこの授業の全体像をまず提示する。実際には英文文献のほとんどは英米法関係の資料であるので、読解に必要な最低限の英米法の基礎知識にも触れておく。

また、第2回目以降の授業の具体的なイメージを掴めるよう、第1回の授業時に若干の英文読解を行う予定であるので、受講希望者は事前に第1回授業のための英文資料を査収し、必ず予習しておくこと。

第2回 判例（1）

合衆国憲法は判例憲法として制定以来発展を遂げてきた。ここでは注目度の高い分野の代表的憲法判例を正確に読解する訓練を行う。必要に応じ、ケースブック等で関連判例も参照していく。判例はまず法廷意見から読み始め、時間的余裕があれば個別意見（特に反対意見）も取り上げる。

第3回 判例（2）

前回に引き続き判例を精読する。

第4回 判例（3）

前回に引き続き判例を精読する。

第5回 判例（4）

前回に引き続き判例を精読する。

第6回 判例（5）

前回に引き続き判例を精読する。

第7回 判例（6）

前回に引き続き判例を精読する。

第8回 判例（7）

前回に引き続き判例を精読する。

第9回 判例（8）

前回に引き続き判例を精読する。

第10回 判例（9）

前回に引き続き判例を精読する。

第11回 判例（10）

第10回までの判例読解に関わる学修内容を踏まえたテストを実施する。また、次回提出するレポートの課題を示す。

第12回 判例（11）

受講者からレポートの提出を受けた上で、前回のテスト及びレポート課題の解説と講評を行う。

第13回 英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（1）

法の第一次資料や専門的な学術的著作以外に、日常多くの人が目にする新聞や雑誌にも法律関連の記事が載ることが少なくない。ここでは英米の代表的新聞や高級雑誌に載ったタイムリーな記事を選んで、より一般的な法律関連の文章を読むことにする。まず1件目の記事を読解する。

なお、記事の長さや難易度により、必ずしも毎回異なる記事を取り上げていくことはできないかもしれないので、第14回以降の予定は希望的目安であることに留意されたい。

第14回 英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（2）

2件目の記事を読解する。

第15回 英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（3）

3件目の記事を読解する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
政治学	1・2・3年次	選択必修科目	後期	火曜・4時限	宮崎文彦

【科目のねらい】

日本における大学の学部においては同じ学部に同居していることの多い法学と政治学ではあるが、その実、扱う問題は同じもしくは近似しているものが多いが、学問の方法論の違いもあり、それぞれに考え方、問題の扱い方は異なる。本講義においては、政治哲学者マイケル・サンデルの講義録を通して、現代正義論における功利主義、リバタリアニズム、リベラリズム、コミュニタリアニズムについて、それぞれの立場の考え方を学んだうえで、法哲学者ジェレミー・ウォルドロンによる政治理論の著作を取り上げ、扱われている問題について受講生との、また受講生間の議論を行い、特に「正解がひとつではない、もしくは存在しない」問題について、いかに考えるべきかを学ぶ。

【授業の方法等】

参加人数にもよるが、前半はマイケル・サンデルの白熱教室に沿った形での対話型の講義、後半はゼミ形式による輪読を行う。前半では、受講生各位が予め該当の箇所を読んでくる（精読を求めるものではない）ことを前提として、扱われている道徳的ディレンマについて、参加受講生の間での議論を中心に進められる。後半の輪読では、担当者によるレジュメの報告、ついで参加受講生の間での議論を中心に進められる。いずれも、参加受講生の積極的な参加、発言が求められることに留意されたい。なお、本授業は、G Suite (Google Meet) を使って同時双方型で実施する予定である。

【教材等】

教科書：マイケル・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』（上・下）早川書房

J・ウォルドロン『立法の復権——議会主義の政治哲学』岩波書店

参考文献：

<https://scholar.harvard.edu/sandel/justice>（ハーバード大学におけるサンデル講義について）

Jeremy Waldron "The Dignity of Legislation" Cambridge University Press (1999)

菊池理夫・小林正弥編『コミュニタリアニズムの世界』（勁草書房、2013年）

小林正弥『サンデルの政治哲学』（平凡社新書、2010年）

【成績評価】

平常点40%（うち、授業への貢献度（発言）20%、レジュメ作成20%）、および学期末試験60%の総合点によって評価する。

【各回の内容】

第1回 「法学」と「政治学」の違いはどこにあるのか。

初回授業ではイントロダクションとして、法科大学院において「政治学」を学ぶ意義について、両者の学問のアプローチの違いから探求していく。

第2回 マイケル・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』上①

「第1回 殺人に正義はあるか」「第2回 命に値段をつけられるのか」

政治哲学というものは、教養として過去の思想家の考え方を学ぶということに留まらず、実のところ私たちの生活、より正確に言うならば何かしらの判断、決断の背後には、何かしらの政治哲学が存在していることにまずは気づいてもらう。この回では、ベンサム、J・S・ミルによる「功利主義」そして「帰結主義」について学ぶ。

第3回 マイケル・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』上②

「第3回 「富」は誰のもの?」「第4回 この土地は誰のもの?」

この回では、前回の功利主義におけるその限界を克服すべく「個人の自由・権利」を最大限尊重し

ようとする考え方であるリバタリアニズムについて学ぶ。現代アメリカの哲学者ロバート・ノージックによる「最小国家論」、そしてその源流とされるジョン・ロックの「所有権」論を学ぶ。

第4回 マイケル・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』上③

「第5回 お金で買えるもの 買えないもの」「第6回 なぜ人を使ってはならないのか」

サンデル講義の前半最後は、ロックの所有権論における「自分を所有するのは自分である」という考えの限界から、カントの人間の尊厳を重視するリベラリズムの展開について学ぶ。とくに前半の徴兵制の議論について、受講生間の議論を中心に展開される。

第5回 マイケル・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』下①

「第7回 嘘をつかない練習」「第8回 能力主義に正義はない？」

サンデル講義後半の最初は、真に「道徳法則」にかなった行為とは何かを考えることを通して、人間の自律、さらに人間の尊厳とは何かを考える。そのうえで、カントの道徳理論を、現代における正義論に応用したジョン・ロールズの『正義論』が取り上げられ、その「普遍主義」の特徴を学ぶ。

第6回 マイケル・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』下②

「第9回 入学資格を議論する」「第10回 アリストテレスは死んでいない」

前回の後半で扱われるジョン・ロールズによる『正義論』に見られる道徳的にふさわしいことと、正当な期待に対する権限の理論の問題について、アリストテレスにまでさかのぼり分配の正義の問題を考える。アリストテレスの特に政治学における今日的な意義について学ぶ。

第7回 マイケル・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』下③

「第11回 愛国心と正義 どちらが大切?」「第12回 善き生を追求する」

サンデル講義を扱う最後の回では、ロールズに代表される普遍主義的なリベラリズムの限界を、アリストテレスを通じて学び、今日の議論として展開しているアラスデア・マッキンタイア、そしてマイケル・サンデル自身によるコミュニタリアニズムについて学び、個人と国家、個人と社会の関係について考える。

第8回 ハーバード白熱教室総括

前半の総括として、グループでのディスカッションを中心に全体を振り返る。今日の正義論における功利主義、リバタリアニズム、リベラリズム、コミュニタリアニズムの各立場について、その違いを確認する。

第9回 ウォルドロン『立法の復権』①「第一章 序言」

後半の授業は、前半で学んだ政治哲学そして現代正義論の考え方をベースに、法哲学者による政治理論であるジェレミー・ウォルドロンの『立法の復権』を読み進めていく。進める方法については、参加人数にもよるので受講生との相談のうえで決める。

第10回 ウォルドロン『立法の復権』②「第二章 立法の悪評」

イギリスにおける「コモン・ロー」の伝統と法の果たす役割について、H・L・A・ハート、マイケル・オクショット、フリードリヒ・ハイエクらの議論を手掛かりに、ベンサム、J・S・ミルにも遡り考える。

第11回 ウォルドロン『立法の復権』③「第三章 カントの実証主義」

カントの自律の議論から、実定法を重視するカントの「政治哲学」について、トマス・ホブズの自然状態・社会契約論との関係などについても議論する。

第12回 ウォルドロン『立法の復権』④「第四章 ロックの立法府（とロールズの立法府）」

ジョン・ロールズの『正義論』における「秩序ある社会において立法府の決定が憲法的制約と違憲に服するのは明白」とする考えと、それとは逆の節を展開するジョン・ロックの『統治二論』の違いを通して、立法権、立法府の役割を再考する。

第13回 ウォルドロン『立法の復権』⑤「第五章 アリストテレスの多数者」

アリストテレス『政治学』における「多数者の英知」と呼ばれる議論の検討を通して、デモクラシーや主権者の政治的判断力について再考をする。

第14回 ウォルドロン『立法の復権』⑥「第六章 同意の自然学」

最後の章では、ジョン・ロックの「同意」を手掛かりに。多数決原理の「恣意性」について検討し今日における「討議民主主義 deliberative democracy」についても議論する。

第15回 改めて「法学」と「政治学」の違いを問う

授業の最後に総括として、改めて法科大学院において「政治学」を学ぶ意義について再確認を行う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
経済学	1・2・3年次	選択必修科目	後期	水曜4・5時限 (隔週)	榊原健一

【科目のねらい】

経済学の研究対象は社会における生産・分配・消費である。現代社会においてこれらの行為は主にモノやサービスの交換の場である市場を通じて行われる。本講義ではこの市場に関する重要な概念である「競争市場」と「競争均衡」の意味を、多面的に検討することにより深く理解することを目的とする。

【授業の方法等】

講義による。適宜、宿題を課す。

【教材等】

講義ノートを配布する。参考資料等については適宜指示する。

【成績評価】

平常点（発言状況・宿題）30%，期末試験70%

【各回の内容】

- 第1回 経済学の視点その1（社会契約説）
- 第2回 経済学の視点その2（合理性）
- 第3回 競争市場の意味その1（経済的な環境）
- 第4回 競争市場の意味その2（完全競争）
- 第5回 合理的な選択その1（順序）
- 第6回 合理的な選択その2（効用関数）
- 第7回 競争均衡の定義その1（予算制約と満足最大化）
- 第8回 競争均衡の定義その2（需給の一致とワルラス法則）
- 第9回 競争均衡の存在その1（いくつ存在するか）
- 第10回 競争均衡の存在その2（存在しない場合）
- 第11回 競争均衡の評価その1（パレート最適性）
- 第12回 競争均衡の評価その2（厚生経済学の第一命題）
- 第13回 外部性と競争均衡その1（外部性の意味）
- 第14回 外部性と競争均衡その2（公共財）
- 第15回 総括

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
労働法基礎	2・3年次	選択必修科目1	前期	月曜・3時限	皆川宏之

【科目のねらい】

労働法は、①個別的労働関係法、②集団的労使関係法、③労働市場法、④労働紛争処理法といった分野から構成される。本講義では、雇用・労働関係の実態と法的問題についての基礎的な理解に資するよう、特に基幹的な領域である前記①と②を中心に、基本となる法制の内容を講述し、法の解釈適用に関する学説および重要判例を紹介し、その内容を検討する。本講義を通じて、後期に開講される労働法科目に向けての基礎を学ぶと同時に、現代労働法の基礎の修得を目指す。

【授業の方法等】

講義形式で行い、質疑応答の形式を適宜取り入れる。講義内容は、学部等では4ないし8単位で実施される内容を2単位により修得することを目指すものであるため、教科書、参考書、配布資料による十分な予習、復習が必要となる。授業では、事前に各回の講義テーマにそった設問形式の検討課題資料を配布し、当該検討課題に基づき教員と受講者が質疑を行いつつ講義を進める。教員とのやり取りにおける受講者の回答ないし質問の内容を平常点評価の一部（20点）とする。また、講義期間中、2回の小レポート（事例に基づく法律判断の論述）を予定しており、当該小レポートの評価を平常点評価の一部（20点）とする。

事前課題の提示、小レポートの提出等は千葉大学のMoodleを通じて行う。

本授業は対面式での実施を予定する。対面式での実施が困難な事情がある場合、G Suite(Google Meet)を使って同時双方向型で実施する。

【教材等】

教科書：山川隆一編『プラクティス労働法〔第2版〕』（信山社，2017年），村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第9版〕』（有斐閣，2016年）

参考書：菅野和夫『労働法〔第12版〕』（弘文堂，2019年），水町勇一郎『詳解労働法』（東京大学出版会，2019年），西谷敏『労働法〔第3版〕』（日本評論社，2020年）。

追加講義資料は、事前または当日に配信・配布する。

【成績評価】

学期末試験 60%，平常点（発言状況・小レポート） 40%

【各回の内容】

下記の予定で講義を行う。受講者は事前に、教科書の該当箇所を確認、および関連する重要判例についての予習を要する。内容は目安であり、進捗によって変更・調整がありうる点に留意されたい。

第1回 労働法の基礎

労働法の総論，労働契約・雇用関係の当事者，労働契約上の権利義務，労働憲章

第2回 労働契約の成立

職業紹介・募集，採用の自由とその制約，労働条件の明示，採用内定，試用期間

第3回 賃金

賃金の種類と体系，労基法上の賃金・平均賃金，賃金請求権，賃金の支払方法，休業手当

第4回 労働時間

労働時間規制の原則，休憩・休日，時間外・休日労働，割増賃金，柔軟な労働時間制度

第5回 休暇・休業

年次有給休暇，女性・年少者の保護，ワーク・ライフ・バランス

第6回 労働条件の決定と変更

労働条件の決定，就業規則，集団的変更と合意

第7回 労働契約の展開①

人事概説，人事考課，昇進・昇格，降格，配転・出向・転籍

第8回 労働契約の展開②

懲戒，自宅待機・休職

第9回 労働契約の終了

合意解約・辞職，定年，企業組織変動と労働契約の終了，解雇

第10回 非典型雇用

有期労働，期間雇用の規制，無期労働契約への転換，雇止め，パートタイム労働，派遣労働

第11回 雇用平等

雇用平等概説，男女平等，雇用形態に基づく差別的取扱い・不合理な労働条件格差の禁止

第12回 労働災害

労災補償，労災民訴，労災補償と損害賠償の調整

第13回 労働基本権・労働組合

労使関係法総論，労働基本権，労使関係の当事者，労働組合の運営，組合員資格，便宜供与・チェックオフ，労働組合の統制，労働組合の組織変動

第14回 団体交渉・労働協約

団体交渉，団体交渉の当事者・担当者，団体交渉事項，団体交渉の態様・義務違反の救済，労働協約の成立・効力

第15回 団体行動・不当労働行為

団体行動の意義と法的保護，争議行為・組合活動の正当性，正当性のない争議行為と民事責任，争議行為と賃金，不当労働行為総論，不利益取扱い，支配介入，併存組合と不当労働行為，不当労働行為の救済

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
環境法	2・3年次	選択必修科目1	後期	火曜・2時限	小賀野晶一

【科目のねらい】

環境法は環境問題に対して法的アプローチを行う法分野である。環境法は民法や行政法などを基礎にした学際的法分野として形成され、発展してきた。本科目では、環境法の体系、方法及び理論を学習することによって、環境法とは何かを理解しその基本的知識を修得することを目的とする。本科目を履修して受講生が環境法の知識を修得し、環境問題にアプローチすることが期待される。

【授業の方法等】

コロナ渦が収束しない場合、本授業は、G Suite (Google Meet) を使って同時双方向型で実施する。

授業は第1にシラバスに沿って各回、環境法の仕組みと内容を体系的、重点的に解説するとともに、第2に、受講生が各回の授業に主体的に参加することができるように課題を与え、分担報告を求めて全員で討論する。

【教材等】

小賀野晶一『基本講義 環境問題・環境法 (2版)』(成文堂, 2021年)を使用する。毎授業時、「環境六法」を持参すること。参考書として、大塚直『環境法 (4版)』(有斐閣, 2020年), 同『環境法 B A S I C (2版)』(有斐閣, 2016年), 北村喜宣『環境法 (5版)』(弘文堂, 2020年), 同『プレップ環境法 (2版)』(弘文堂, 2011年), 佐藤泉ほか『実務環境法講義』(民事法研究会, 2008年), 松村弓彦ほか『ロースクール環境法 (2版)』(成文堂, 2010年), 人間環境問題研究会編・環境法研究各号 (最新号は45号), などを推薦する。

【成績評価】

環境法に関する基本的知識を修得しているかどうかを成績評価の基準にする。平常点 (課題の準備を含む予習状況、授業時の発言や討論への参加状況) 40%, 学期末試験 60%。

【各回の内容】

- 第1回 環境法の概観 (環境法の体系, 環境法学習の要点)
- 第2回 環境問題の出現 (教科書 I 章1~13頁)
- 第3回 環境訴訟 四大公害 (同 II 章15~27頁)
- 第4回 環境訴訟 都市環境訴訟 日照, 景観など (同 II 章27~56頁)
- 第5回 環境法理論 環境権, 人格権 (同 III 章 57~73頁)
- 第6回 環境法理論 受忍限度論, 環境配慮義務論 (同 III 章 73~103頁)
- 第7回 環境立法 環境基本法 (同 IV 章 105~117頁)
- 第8回 環境立法 環境影響法評価法 (同 IV 章 117~131頁)
- 第9回 環境立法 典型7公害 大気汚染防止法など (同 IV 章 132~153頁)
- 第10回 環境立法 典型7公害 土壌汚染対策法など (同 IV 章 153~175頁)
- 第11回 環境立法 典型7公害以外 廃棄物処理法, 自然公園法など (同 IV 章 175~218頁)
- 第12回 環境立法 補償法, 費用負担法, 紛争処理法 (同 IV 章 218~228頁)
- 第13回 環境政策 (同 V 章 229~253頁)
- 第14回 環境問題の意思決定 地球環境問題 (同 VI 章 255~271頁)
- 第15回 環境法の使命 (同 VI 章 271頁~274頁)

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
倒産法基礎	2・3年次	選択必修科目1	前期	水曜・1時限	松下祐記

【科目のねらい】

この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる。）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法及び再建型手続の基本法である民事再生法に関する基礎的な概念、規律及び手続について一通りの学修を行う（ただし、いわゆる倒産実体法に関しては概説に留め、本格的な内容については「倒産法」での学修に委ねる）。なお、「基礎」とはいえ、特に各手続に関する規律については詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものだと理解されたい）。

【授業の方法等】

この講義では、倒産法分野における破産法・民事再生法を扱う。受講者が下記の教材等により十全な予習を行ってくることを前提に、レジュメに沿って講義を行う。詳細な予習内容等については、ガイダンスまたは「千葉大学 Moodle」を通じて伝える。

*新型コロナウイルス感染症終息の目途が立たない場合には、本授業は、Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップし、オンデマンド型で実施する。

【教材等】

- ・講義レジュメ、関連資料等を Moodle 上で配布する。
- ・主教材として山本和彦『倒産処理法入門[第5版]』（有斐閣、2018年）を指定する（変更の可能性はある）。さらに、松下淳一=菱田雄郷編『倒産判例百選[第6版]』（有斐閣、2021年）を副教材として指定する。その他、参考文献等については、講義中に随時指示する。

【成績評価】

平常点（40%）、及び学期末試験の成績（60%）による。平常点は、授業中の質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト(またはレポート)を行うことがある(行った場合、平常点のうち50%を占める)。

【各回の内容】

第1回 倒産法序論、破産手続・再生手続の概要（破産免責手続及び個人再生を含む）；破産手続の開始

前半は、倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続・個人再生を含む。）の概要を検討する。後半は、破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続を取り扱う。この手続の流れ及び規律を概観した後で、特に保全措置、破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。

第2回 破産手続の機関、利害関係人および破産財団

破産手続において登場する利害関係人及び機関として、裁判所、破産管財人、債権者集会及び債権者委員会を取り扱う。後半は、破産債権者への配当の原資となる、破産財団について取り扱う。

第3回 破産債権・財団債権

前半は、破産債権の概念、要件、種類及びその行使を取り扱う。後半は、財団債権の概念、種類及び行使について取り扱う。

第4回 破産債権の届出・調査・確定、配当、破産財団の管理・換価、破産手続の終了

破産債権の届出・調査・確定の手続から配当手続までの規律を検討するとともに、破産財団の管理・換価、破産手続の終了について扱う。

第5回 破産管財人への管理処分権の移転に伴う効果；取戻権

破産管財人への管理処分権の移転に伴う効果のうち、破産管財人の管理処分行為によらない権利取

得、及び係属中の手続関係の処理について説明する。後半は、取戻権の概念及び規律を扱う。

第6回 別除権

破産手続及び再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。担保権の実行に対処する制度についても言及する。

第7回 人的担保(多数債務者関係と破産債権)；免責及び復権

破産手続における人的担保の処遇に関して複数債務者関係に関する規律である現存額主義を中心に検討する。後半は、個人債務者(自然人, 消費者)の破産手続における免責制度及び復権制度を取り扱う。その過程で、個人破産事件において特徴的な、同時廃止事件、さらには破産財団と自由財産の振分けについても説明する。

第8回 契約関係の処理(総論)

破産破産手続開始前に破産者が第三者と契約関係を結んでいた場合の取扱い、特に双方未履行双務契約の処理に関する破産法の規律を説明する。

第9回 契約関係の処理(各論)

前講で取り扱った双方未履行双務契約の処理に関する規律は、一般原則として機能する一方で、各種の双務契約について特則がある場合には、その特則が優先的に適用されることになる。そこで、各種の双務契約につき、一般原則の射程が及ぶか、どのような特則があるかを見ていくことにする。

第10回 相殺権

民法上の相殺権が破産手続上どのように取り扱われるか、民法の規律がどのように変容されるかを見ていく。再生手続上の相殺権の取扱いにも言及する。

第11回・第12回・第13回 否認権

破産手続における否認権の規律について取り扱う。

第14回 民事再生手続の開始, 再生債務者の地位・手続機関；再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権,

まず、再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続を扱う。この手続の流れ及び規律を概観した後で、特に保全措置、再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。次いで、再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律について検討する。併せて、再生手続における他の手続機関(管財人, 保全管理人, 監督委員)についても扱う。

後半では、再生債権、共益債権、一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件について、次いで再生債権の届出・調査・確定の手続について、特に破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ、検討する。併せて、再生手続開始時において係属中の手続関係の処理について、破産手続の場合と比較しつつ概観する。

第15回 再生債権の届出・調査・確定, 係属中の手続関係の処理, 再生債務者財産とその調査及び確保—財産評定, 営業・事業譲渡, 法人役員等の責任追及；再生計画—再生計画の条項, 再生計画案の作成・提出

前半では、再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・事業譲渡に関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。

後半では、再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討した後、再生計画案の作成・提出に関する手続規律について検討する。次いで、再生計画の成立・遂行までに至る手続規律を扱い、併せて再生手続の終了、破産手続への移行についても検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
土地・住宅法	2・3年次	選択必修科目1	後期	金曜・4時限	舟橋 哲

*本授業科目は、令和3年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目1であるが、令和3年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目である。

【科目のねらい】

市民生活と切り離すことのできない、土地及び住宅に関する権利関係を規律する法律（借地・借家法、区分所有法、不動産登記法、都市計画法、建築基準法等）をとりあげて、その基本的な考え方を理解し、個別の制度や事項について学修する。また、学修事項を踏まえて、判例・設例を用い、法を適用して紛争を解決する具体的方法を修得する。私法だけではなく関連する行政法（宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法、農地法、マンション管理適正化法、マンション建替え円滑化法等）および実務関連文書（不動産登記簿、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書、マンション標準管理規約等）等も取り上げ、不動産をめぐる法律の総合的理解を図る。さらに、不動産をめぐる法制度や法律紛争の背景にある社会・経済的問題についても考えていくこととする。

【授業の方法等】

基本的には民事法の応用演習の要素を持たせつつ、関連行政法規（都市計画法、建築基準法等）や標準的な契約書等にも配慮し、「展開・先端科目」として双方向・多方向方式で授業を進める。取り上げる判例・事例の多くは民事紛争であるが、努めて行政法規も視野に入れて検討する。なお、本授業は対面形式での実施を予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況が深刻化した場合にはMoodleに動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型での実施に切り替えることがある。

【教材等】

次の教科書（2冊）については、授業の前に読んでおくこととし、授業はこれを前提に、判例等を教材としつつ具体的な不動産をめぐる紛争解決のための応用力を養うこととする。

【教科書】

- ・鎌野邦樹『不動産の法律知識 第2版』（日経文庫）
- ・鎌野邦樹『マンション法案内 第2版』（勁草書房）

【参考書】

- ・鎌野・花房・山野目『マンション法判例解説』勁草書房

【成績評価】

平常点 40%（出席・発言状況・小テスト等）、および学期末試験 60%の結果を総合的に評価する。

【各回の内容】

第1回 土地・住宅法の概観（1） 土地・住宅の概念整理・借地借家法（1）

土地・住宅法の体系を理解したうえで、具体的な事例を掲げて関連する法律関係を検討する。また、借地借家法を読み込み、特に借地権についての理解を深める。

第2回 借地借家紛争と法（2）

建物の賃借権について、賃借権の譲渡・転貸、敷金等をめぐる判例を検討する。また、罹災都市借地借家臨時措置法等特別法にも言及する。

第3回 借地借家紛争と法（3）

建物の賃借権についての理解を深める。定期借家、賃料改定、サブリース等をめぐる判例を検討する。また、不動産税制（固定資産税等）に関しても触れる。

第4回 土地・住宅法の概観（2）・不動産取引の法と実務

標準的な不動産売買契約書を読みながら、土地・住宅に関する法と実務との関連を理解する（2020年施行の民法改正にも触れる）。また、宅地建物取引業法との関係にも留意しながら、不動産取引に関する判例等を検討する。

第5回 不動産瑕疵をめぐる紛争と法

住宅の瑕疵に関して、平成29年改正前後民法規定を比較しつつ、改正の意義と実務上の注意点等を理解する。

第6回 不動産取引をめぐる紛争と法

住宅の瑕疵に関連する法律（住宅品質確保促進法、瑕疵担保責任履行確保法等）を理解し、また、建物の瑕疵に関する判例等を検討する。

第7回 不動産登記制度

不動産登記法を読み込み、不動産登記制度の全体・要点を理解し、また、実際の不動産登記簿を参照しながら具体的理解を図る。さらに、境界をめぐる紛争及び筆界確定制度についても学ぶ。

第8回 土地・住宅をめぐる私法と公法

土地所有権の意義と、都市計画法、建築基準法等による不動産所有権の制限の状況について理解する。

第9回 隣地紛争と法

判例を素材として、相隣関係における私法上の所有権制限、公法上の所有権制限およびその交錯の状況について理解する。

第10回 不動産登記制度

不動産登記法を読み込み、不動産登記制度の全体・要点を理解し、また、実際の不動産登記簿を参照しながら具体的理解を図る。さらに、境界をめぐる紛争及び筆界確定制度についても学ぶ。

第11回 不動産登記をめぐる紛争と法

不動産登記法の全体像、不動産登記手続き、不動産登記に関連する判例を検討する。

第12回 所有者不明土地問題と民法・不動産登記法

所有者不明土地問題について理解するとともに、その解消に向けた民法、不動産の改正の動向等について検討する。

第13回 マンション紛争と法（1）

建物区分所有法を読み、その全体像を把握する。

第14回 マンション紛争と法（1）

マンションの共用部分等をめぐる紛争に関する判例を検討する。また、マンション管理の実態やマンション管理適正化法についても理解する。

第15回 マンション紛争と法（3）

マンションの復旧・建替え・団地等をめぐる紛争に関する判例を検討する。また、区分所有建物再建特別措置法（被災マンション法）やマンション建替え円滑化法についても理解する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
消費者法	2・3年次	選択必修科目1	前期	月曜・2時限	瀬戸和宏

*本授業科目は、令和3年度2年コース入学者および令和2年度以前入学者に対する選択必修科目1であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目である。

【科目のねらい】

近代市民社会は、「人」が合理的な判断のできる自然人であることを前提とし、自由平等を指導原理としている。しかし、「人」は抽象的な存在ではなく、具体的な生活者であり、性別、年齢はもちろん、知識、経験、判断力、経済力の違いもある。障害を抱えている人もいる。誰もが、何時でも合理的な判断ができるわけでもない。何かの拍子に消費者被害に遭う。したがって、民法をはじめとする近代市民法の形式的なあてはめによっては、現在社会が相当と考える適正妥当な解決が得られない。

この授業では、消費者法の必要性、民法と消費者法の相違、消費者法の基本的知識の習得とその応用による消費者トラブルへの対応力の獲得を目指す。また、消費者市民としてどのような行動を取るべきかについても考える。

なお、本科目では、民法、商法、民事訴訟法などの知識を前提とするので、これらの法律の理解を確認しながら、消費者分野における修正の必要性とその実際を学ぶ。

【授業の実施等】

消費者関連法などの解説については講義形式が中心となるが、適宜、質疑応答、受講生間でのディベートを交え、消費者法の解釈・適用の理解のほか、具体的な消費者被害事案における解決手法について考える。知識の確認のため、消費生活相談員資格試験の問題などを取り入れる。

【教材等】

使用するレジュメ、教材や資料は、各回の授業の前の週に配布する。

消費者法関係の法令は、改正が頻繁に行われているので、可能な限り、最新の情報を提供するように努める。

なお、教科書としては使用しないが、的なものとしては、

日本弁護士連合会編『消費者法講義 第5版』（日本評論社）

中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法 第4版』（日本評論社）

参考文献として

司法研修所編『現代型民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争（1）消費者紛争』（法曹会）

大村敦志『消費者法 第4版』（有斐閣）

甲斐道太郎＝松本恒雄＝木村達也編集代表『消費者六法』判例・約款付（民事法研究会）

廣瀬久和＝河上正二編『消費者法判例百選 [第2版]』（有斐閣）

※逐条解説書：消費者関連の法律については、法律ごとに解説書が出されているが、基本となる『消費者契約法』『特定商取引に関する法律（特定商取引法）』については、消費者庁のHP、『割賦販売法』については、経済産業省のHPで逐条解説を閲覧できる。

※法令：講義では、手持ちの六法に掲載されていない法令（法律、政令、規則（省令））に触れるので、できれば、判例等も豊富な『消費者六法』を推薦する。ただ、必要となる法令は、その都度、配布する。

※学期末試験においては、判例の掲載のない六法の持ち込みは可とするが、消費者六法の持ち込みは不可。必要となる法令は、配布する。

【成績評価】

40%を授業における発言等、60%を学期末試験の成績により評価する。

【各回の内容】

第1回 消費者法の概要と消費者基本法

消費者問題の歴史を概観したうえで、「消費者法」はどのような背景から生まれ、成立し、成長してきたのか、民法などの市民法との違いから、どのような法分野なのかを学ぶ。

あわせて、消費者基本法、行動経済学などに触れる。

第2回 消費者契約法1 消費者契約法の概要と総則

消費者契約法の成立過程や改正状況を確認し、消費者契約法の目的と適用範囲を確認する。

第3回 消費者契約法2 契約締結過程における規律

契約の締結過程における民法と消費者契約法の適用の結果を、具体的な事案をとおして検討し、民法と消費者契約法の違いを理解する。

第4回 消費者契約法3 契約内容に関する規律

契約内容に関する消費者契約法の適用を、具体的な事案をとおして検討し、民法の契約自由の原則がどのように影響を受けるのかを理解する。

第5回 特定商取引に関する法律1

法律の概要並びに訪問販売、電話勧誘販売につき、規制内容を学ぶ。

第6回 特定商取引に関する法律2

訪問買取、通信販売、特定継続的役務提供、ネガティブオプション（送りつけ商法）について規制内容を学ぶ。

第7回 特定商取引に関する法律3

連鎖販売取引（マルチ商法）及び業務提供誘引販売取引（いわゆる「サイドビジネス商法」）の規制内容を学ぶ。

第8回 特定商取引に関する法律4

具体的な事例に基づき、特定商取引法の民事的効力と民法や消費者契約法での解決とを比較することにより、それぞれの法律の理解を深める。

第9回 決済・与信取引1（割賦販売法、貸金業法・利息制限法・出資法、資金決済法）

多様な決済手段と法規制の関係を俯瞰する。

割賦販売法の規制対象となる取引と規制内容を理解する。

第10回 決済・与信取引2

割賦販売法の規制、特にクレジット取引（信用購入あっせん）における民事的効力（取消と抗弁対抗）について検討する。

第11回 決済・与信取引3

クレジットカード利用を巡るトラブル、資金決済法の規制内容を理解する。

与信規制を概観する。

第12回 安全・安心に関する法規制（製造物責任法・消費生活安全法）

「安全」に関する法制度全般を学ぶ。

製造物責任法と民法との違いを理解する。また、消費者安全法を学ぶ。

第13回 投資取引に関する規制

投資取引における消費者（一般投資家）保護の理論や制度（取引適合性、説明義務、助言義務、信認関係等）について理解する。

第14回 取引にかかる消費者被害の救済を巡る諸問題 1

- ・ 消費者関係法に基づき契約が解消された場合の効果について検討する。
- ・ 消費者被害により被った損害の取り戻しのために取り得る様々な手段を検討する。
- ・ 民事訴訟法の理解を前提として、消費者訴訟事件における問題点（消費者被害の救済を阻む要因と解決への工夫）を検討する。

第15回 取引にかかる消費者被害の救済を巡る諸問題 2

- ・ 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判特例法）」及び「適格消費者団体」に認められる「差止請求」概要を理解する。
- ・ いわゆる「特殊詐欺」「悪質な出会い系サイト（サクラサイト）被害」、「後からマルチ」やその被害を救済するための取り得る法的手段を、具体的な事例をもとに、検討する。
- ・ 最後に、消費者教育基本法が目指す消費者市民社会及び消費者教育について理解をする。

【備考】

授業については、同時双方向型のメディア授業（G Suite Enterprise）とし、使用する資料については、予めMoodle上にUPする。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
独占禁止法基礎	2・3年次	選択必修科目	前期	月曜・1時限	徳力徹也

*本授業科目は、令和2年度2年コース学生および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目である。

【科目のねらい】

経済社会における企業活動の基本ルールを定める独占禁止法について、違反成立要件（行為要件＋弊害要件）に関する基礎的知識を学ぶ。特に、検討対象となる行為・適用条項を適切に選択し、弊害要件の検討（①市場画定＋②反競争性（競争停止型／他者排除型）＋③正当化理由）を確実にできる基礎能力の修得を目指す。

【授業の方法・内容・計画等】

本授業は、Moodleに音声付きPowerPointをアップし、オンデマンド型で実施する（フォーラム等を通じた質疑応答を実施したいので、質問を多数寄せてほしい）。

授業では、基本的な行為類型を順次取り上げて、それに適用される条項の違反成立要件を学習する（各行為類型を講義し、中間段階で又は進捗に応じて、独占禁止法の体系的理解が得られるように整理したい）。

なお、実際の相談事例・仮説事例等を用いて基礎知識の修得状況の確認を適宜行う。

【教材等】

授業用に作成するレジメを用いる。授業は、レジメ記載の泉水文雄『経済法入門』（有斐閣・2018年）（以下「泉水入門書」という。）の該当頁を一読していることを前提とする。

最近刊行された基本書等のいずれも有益であるが、ここでは、金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法〔第6版〕』（弘文堂・2018年）を挙げておく。また、事例集としては、金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『ケースブック独占禁止法〔第4版〕』（弘文堂・2019年）、金井貴嗣・泉水文雄・武田邦宣編『経済法判例・審決百選〔第2版〕』（有斐閣・2017年）を挙げておく。

【成績評価】

平常点20%、レポート提出20%、学期末試験60%の成績により総合評価する。

【備考】

新聞、雑誌等で報道される企業間競争をめぐる事例・紛争に関心を持つことが重要である。次の公正取引委員会のHPも有用であり、実際にアクセスすることを勧める。<http://www.jftc.go.jp>

受講者の関心を高めるために、審査中の事件や新たな排除措置命令等を積極的に取り上げることとする。

【各回の内容】

第1回 水平制限①：価格カルテル（泉水入門書79～100頁）

独占禁止法の総論的解説に続いて、独占禁止法の典型的な違反行為（ハードコア型）である「価格カルテル」を取り上げて、適用条項（法2条6項・不当な取引制限）の違反成立要件（行為要件＋弊害要件）を学習する。違反成立要件の基本構造は、他の行為類型でも概ね同様であり、ここでの理解は、次回以降の学習の基礎となる。

第2回 水平制限②：入札談合その他カルテル（泉水入門書101～126頁）

前回に引き続き、ハードコア型である「入札談合」を取り上げて、その適用条項（法2条6項・不当な取引制限）の違反成立要件を復習するほか、入札談合に特有の諸論点を検討する。また、その他ハードコア型カルテル（市場シェアカルテル・市場分割カルテル等）も取り上げる。

第3回 水平制限③：業務提携（泉水入門書127～141頁）

共同研究開発・共同生産・共同物流等の競争者間の業務提携を取り上げて、これまで学習した適用

条項の違反成立要件該当性の観点から検討する。これらは、直ちには独占禁止法違反とならない行為類型（非ハードコア型）であり、その弊害要件該当性の検討手法を修得する。

第4回 水平制限④：共同ボイコット（泉水入門書193～210頁）

共同ボイコットを取り上げて、適用条項（主として法2条9項1号／一般指定1項）の違反成立要件を学習する。価格カルテル・入札談合が競争者間の競争停止をもたらすことに対して、共同ボイコットが他者（競争者等）の排除をもたらすこと、競争停止型／他者排除型のそれぞれで考慮される事実が相違することに注意してほしい（これらは、今後の行為類型でも注意すべき点となる）。

第5回 垂直制限①：再販売価格拘束（泉水入門書288～304頁）

再販売価格拘束を取り上げて、適用条項（法2条9項4号）の違反成立要件を学習する。再販売価格拘束は、競争停止型垂直制限の典型例であり、その理解は、垂直制限に関する学習の基礎となる。

第6回 垂直制限②：テリトリー制・販売方法の制限（泉水入門書310～319頁）

その他の競争停止型垂直的制限（テリトリー制、販売方法の制限等）を取り上げて、適用条項（主として一般指定12項）の違反成立要件を学習する。ブランド内競争・ブランド間競争等を考慮するなどの競争停止型垂直制限の検討手法（考慮要因等）を修得する。

第7回 垂直制限③：排他取引・抱き合わせ（泉水入門書273～280／261～273頁）

典型的な排他条件付取引・抱き合わせ販売を取り上げて、適用条項（一般指定10項・11項）の違反成立要件を学習する。これらは、市場閉鎖による他者排除型の垂直制限の典型例であり、その理解は、垂直制限に関する学習の基礎となる。

第8回 垂直制限④：その他排他取引（泉水入門書212頁／305～306頁／336～338頁）

市場閉鎖による他者排除型の垂直制限にその他条項（一般指定2項，4項，12項，14項等）が適用された事例を取り上げて、それらの各条項の違反成立要件を学習する。適用条項の選択と弊害要件の検討手法（考慮要因等）を修得する。

第9回 単独行為①：単独・直接の取引拒絶（泉水入門書213～226頁）

単独・直接の取引拒絶を取り上げて、適用条項（一般指定2項）の違反成立要件を学習する。

第10回 単独行為②：略奪的価格設定（不当廉売・差別対価）（泉水入門書226～256頁）

不当廉売・差別対価を取り上げて、適用条項（法2条9項2号・3号，一般指定3項，6項）の違反成立要件を学習する。

第11回 単独行為③：私的独占（泉水入門書173～192頁）（+補論：優越的地位濫用（泉水入門書321～333頁））

私的独占（法2条5項）の違反成立要件を実際の事例を通じて学習する。

併せて優越的地位濫用規制（法2条9項5号）を簡単に上げたい。

第12回 事業者団体の活動（泉水入門書157～172頁）

事業者団体の違反行為類型を取り上げて、適用条項（法8条各号）の違反成立要件を学習する。また、事業者団体の諸活動は、多様であり、その弊害要件該当性判断の検討手法を修得する。

第13回 水平結合（企業結合①）（泉水入門書17～62頁）

競争者間の水平的な企業結合（合併，株式保有，企業分割等を通じた結合）を取り上げて、適用条項（法10条，15条等）の違反成立要件を学習する。特に、弊害要件該当性（市場の画定，競争停止による市場支配力）の検討手法が重要であり，事例検討等を通じてその確実な修得を図りたい。

第14回 垂直結合（企業結合②）（泉水入門書63～73頁）

取引先等との垂直的な企業結合（合併，株式保有，企業分割等を通じた結合）を取り上げて，適用条項（法10条，15条等）の違反成立要件を学習する。特に，最近の重要な企業結合事例で取り上げられていることから，その弊害要件該当性（市場の画定，市場閉鎖を通じた他者排除による市場支配力）の検討手法について，事例検討等を通じて丁寧に学習し，その確実な修得を図りたい。

第15回 独占禁止法のエンフォースメント

独占禁止法違反に対する行政的規律・刑事的規律・民事的規律の在り方を簡単に説明する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
知的財産法 1 (知的財産法基礎)	2・3年次	選択必修科目	前期	水曜・2時限	北島志保

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する知的財産法1（選択必修）であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては知的財産法基礎（選択必修1）である。

【科目のねらい】

主に著作権法を取り扱う。著作権法は企業法務の中核の一つであるとともに、日常生活にも関係する法律であり、インターネット関連の技術の進歩等に伴い、日々新たな問題が生じている法改正の頻繁な分野でもある。

本科目は、第1に、実務家として著作権法上の問題に的確に対応できる能力を養成することを目指す。第2に、著作権法の基本構造、条文、各種論点に関する十分な知識を身につけ、その知識を用いて具体的事例に即した柔軟な事案解決能力を獲得することを目指す。

【授業の方法等】

本授業はメディア授業として Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型で実施する。授業開始時点において著作権法の知識は不要であるが、授業範囲の予習は必須である。授業は3部構成であり、第1部では早期に著作権法の全体像を把握するため、基本書を通読することで著作権法全般の基本的知識を獲得し（第1回～第5回）、第2部では判例百選を網羅して事例に即した法律の理解を深め（第6回～第11回）、第3部では起案演習を通じて法的知識を文章化して具体的事例を解決する訓練を行う（第13回～第15回）。また、著作権に関する実務や他の知的財産法についても概説する（第12回）。

レジュメとしてパワーポイントのスライド資料を配布する。第1部と第2部では授業内容の確認のための小テスト（短文記述式）を複数回行い、第3部では起案演習（60分間の論文記述式）を行う。

【教材等】

第1部の教科書として、島並良・上野達弘・横山久芳/著「著作権法入門（第3版）」（有斐閣、2021/3/31発売予定）を用いる。発売予定日は授業開始の直前だが、2021/4/7の第1回授業までに準備されたい。2021/4/2までに第1回～第5回の授業範囲を Moodle にアップして教科書の予習範囲を通知する予定である。また、第2部の教科書として「著作権判例百選（第6版）」（有斐閣、2019）を用いる。第6回授業までに準備されたい。ただし、各教科書の最新版が出版された場合は最新版に変更する可能性がある。また、教科書に記載されていない新たな法改正や重要判例が出た場合は別途資料を配布する。

【成績評価】

平常点40%（小テスト・演習の成績を基準とし、出席状況・質疑応答等を加味して評価する。）、学期末試験（オンライン試験又は期末レポート）60%とする。なお、小テストは20点満点、演習の成績はA（「秀」・「優」相当）、B（「良」相当）、C（「可」相当）、D（「不可」相当）の4段階で評価する。ただし、受講者数が少ないときはこの限りでない。

【各回の内容】

- 第1回 島並等「著作権法入門（第3版）」（1）
- 第2回 島並等「著作権法入門（第3版）」（2）
- 第3回 島並等「著作権法入門（第3版）」（3）
- 第4回 島並等「著作権法入門（第3版）」（4）
- 第5回 島並等「著作権法入門（第3版）」（5）
- 第6回 「著作権判例百選（第6版）」（1）1-18事件

- 第7回 「著作権判例百選(第6版)」(2) 19-36事件
- 第8回 「著作権判例百選(第6版)」(3) 37-54事件
- 第9回 「著作権判例百選(第6版)」(4) 55-72事件
- 第10回 「著作権判例百選(第6版)」(5) 73-90事件
- 第11回 「著作権判例百選(第6版)」(6) 91-109事件
- 第12回 著作権実務と意匠法、商標法及び不正競争防止法の概要・起案の基礎
- 第13回 演習1 問題(1)
- 第14回 演習2 問題(2)
- 第15回 演習3 問題(3)

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
知的財産法 2 (知的財産法)	2・3年次	選択必修科目	後期	火曜・4時限	北島志保

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する知的財産法2(選択必修)であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては知的財産法(選択必修1)である。

【科目のねらい】

主に特許法を取り扱う。特許法は知的財産法の中でも特に企業活動における重要性が高く、専門的な知識が要求されるため、特許実務に携わる実務家の養成が望まれている。

本科目は、第1に特許侵害訴訟等の代理人として活躍できるような人材の育成を目指す。第2に特許法の基本構造、条文、各種論点に関する十分な知識を身につけ、その知識を用いて具体的事例に即した事案解決能力を取得することを目指す。

【授業の方法等】

本授業はメディア授業として Moodle に動画ビデオ(動画付き PowerPoint)をアップするオンデマンド型で実施する。授業開始時点において特許法の知識は不要であるが、授業範囲の予習は必須である。授業は3部構成であり、第1部では早期に特許法の全体像を把握するため、基本書を通読して特許法全体の基本的知識を獲得し(第1回～第5回)、第2部では判例百選を網羅して事例に即した法律の理解を深め(第6回～第11回)、第3部では起案演習を通じて法的知識を文章化して具体的事例を解決する訓練を行う(第13回～第15回)。また、特許侵害訴訟等の実務についても概説する(第12回)。

レジュメとしてパワーポイントのスライド資料を配布する。第1部と第2部では授業内容の確認のための小テスト(短文記述式)を複数回行い、第3部では起案演習(60分間の論文記述式)を行う。

【教材等】

第1部の教科書として高林龍/著「標準特許法 第7版」(有斐閣、2020/12)を用いる。後期開始時までに第1回～第5回の授業範囲を Moodle にアップして教科書の予習範囲を通知する。なお、島並良・上野達弘・横山久芳/著「特許法入門」(有斐閣、2014)も教科書として非常に読みやすいが出版年が古いため改訂版が出ればこちらもおすすめする。また、第2部の教科書として「特許判例百選(第5版)」(有斐閣、2019)を用いる。ただし、各教科書の最新版が出版された場合は最新版に変更する可能性がある。教科書に記載されていない新たな法改正や重要判例が出た場合は別途資料を配布する。

【成績評価】

平常点40%(小テスト・演習の成績を基準とし、出席状況・質疑応答等を加味して評価する。)、学期末試験(オンライン試験又は期末レポート)60%とする。なお、小テストは20点満点、演習の成績はA(「秀」・「優」相当)、B(「良」相当)、C(「可」相当)、D(「不可」相当)の4段階で評価する。ただし、受講者数が少ないときはこの限りでない。

【各回の内容】

- 第1回 高林「標準特許法(第7版)」(1)
- 第2回 高林「標準特許法(第7版)」(2)
- 第3回 高林「標準特許法(第7版)」(3)
- 第4回 高林「標準特許法(第7版)」(4)
- 第5回 高林「標準特許法(第7版)」(5)
- 第6回 「特許判例百選(第5版)」(1) 1-17事件
- 第7回 「特許判例百選(第5版)」(2) 18-34事件

- 第8回 「特許判例百選（第5版）」（3）35-51事件
- 第9回 「特許判例百選（第5版）」（4）52-68事件
- 第10回 「特許判例百選（第5版）」（5）69-85事件
- 第11回 「特許判例百選（第5版）」（6）86-103事件
- 第12回 特許侵害訴訟の実務・起案の基礎
- 第13回 演習1 問題（1）
- 第14回 演習2 問題（2）
- 第15回 演習3 問題（3）

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
知的財産法演習	3年次	自由選択科目	後期	金曜・2時限	北島志保

【科目のねらい】

知的財産法のうち著作権法と特許法について、具体的事例に基づく実践的な事例分析能力及び問題解決能力を涵養することを目的とする。特に法的争点を的確に把握し、結論に至るまでの思考過程を論理的に分かり易く文章化することは法曹実務家として必須の技能である。

【授業の方法等】

本授業はメディア授業として Moodle に問題文と解説用の動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型で実施する。授業科目「知的財産法基礎(知的財産法1)」及び「知的財産法(知的財産法2)」で扱う内容と近時の重要判例を踏まえて事例演習を行う。具体的には90分間の論文起案、起案された文書に関する講評、解説及び関連する諸問題の検討、質疑応答等を行う。

【教材等】

パワーポイントのスライド資料等のレジュメを配布する予定である。参考図書としては以下のものがある。

- ・島並良・上野達弘・横山久芳/著「著作権法入門（第3版）」（2021）
- ・高林龍/著「標準著作権法 第4版」（有斐閣、2019）
- ・島並良・上野達弘・横山久芳/著「特許法入門」（有斐閣、2014）
- ・高林龍/著「標準特許法 第7版」（有斐閣、2020）
- ・別冊ジュリスト「著作権判例百選〔第6版〕」（有斐閣、2019）
- ・別冊ジュリスト「特許判例百選〔第5版〕」（有斐閣、2019）

【成績評価】

平常点（出席・質疑応答等）10点、文書起案（4回）90点とする。起案の成績はA（「秀」・「優」相当）、B（「良」相当）、C（「可」相当）、D（「不可」相当）の4段階で評価する。ただし、受講者数が少ないときはこの限りでない。

【備考】

本授業科目は2・3年次に開講される授業科目「知的財産法基礎」、「知的財産法」とは独立して行われるが、著作権法および特許法の学習を段階的・有機的に進められるよう、これらの科目と併せて履修することを勧める。また、主に特許法を扱う「知的財産法」の進行を考慮し、本授業科目の第1回～第4回は2021年9月～10月に実施し、第5回～第8回は2021年12月に実施する予定である。

【各回の内容】

第1回（問題1：起案）

主として著作権法に関する事案問題(問題1)について、受講生が文書起案を行う。

第2回（問題1：解説）

問題1の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。

第3回（問題2：起案）

主として著作権法に関する事案問題(問題2)について、受講生が文書起案を行う。

第4回（問題2：解説）

問題2の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。

第5回（問題3：起案）

主として特許法に関する事案問題(問題3)について、受講生が文書起案を行う。

第6回（問題3：解説）

問題3の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。

第7回（問題4：起案）

主として特許法に関する事案問題(問題4)について、受講生が文書起案を行う。

第8回（問題4：解説）

問題4の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
国際法 (国際法基礎)	2・3年 次	選択必修科目	後期	金曜・1時限	藤澤 巖

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する国際法（選択必修科目）であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度2年コース入学者に対しては国際法基礎（選択必修科目1）である。

【科目のねらい】

国際紛争および国内紛争における国際法の解釈適用について理解を深める。

【授業の方法等】

本授業は、対面形式で実施する。授業は主として事前の予習を前提とした対話形式で行う。

【教材等】

岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020年）および、『国際条約集』（有斐閣）を持参すること。また適宜講義資料を配布する。

【成績評価】

国際裁判例（英文の場合がある）についてのレポート（40%）及び学期末試験（60%）で評価する。

【各回の内容】

第1回 国際法概念：ガイダンス

イントロダクションとして国際法概念を説明し、今後の各回の授業内容の見通しを得る。授業の進め方と合わせてガイダンスとする。

第2回 国際紛争の平和的解決（1）

国際紛争の司法的解決の主要な機関である国際司法裁判所における訴訟手続きについて概観する。

第3回 国際紛争の平和的解決（2）

国際裁判における請求の主要な形式である国際責任の要件および効果について検討する。

第4回 国内裁判と国内法

国際法と国内法の関係について、特に国内裁判所における国際法の解釈適用を中心に議論する。

第5回 国際法の存在形式（1）

主権国家が併存する国際社会には統一的な立法機関が存在しない。このような国際社会における国際法の存在形式としての、慣習国際法、法の一般原則などについて理解する。

第6回 国際法の存在形式（2）

国際法における主要な法律行為形式である条約に関する規律について、条約法条約を中心として概観する。特に、条約の締結および条約への留保について検討する。

第7回 国際法の存在形式（3）

前回到引き続き、条約法について検討する。特に、条約の解釈適用の方法について説明する。

第8回 国家管轄権（1）

国家主権の重要な構成要素である国家の統治権能すなわち国家管轄権の意義および、その国際法による規律について概観する。

第9回 国家管轄権（2）

国家管轄権の例外である、国家の裁判権免除について検討する。

第10回 国家管轄権（3）

国家管轄権の例外である外交使節の特権免除を含む、外交関係法について概観する。

第11回 国際法の空間秩序

国際法における空間秩序を概観した上で、領土紛争の解決の法的枠組みについて検討する。

第12回 海洋法（1）

領海および接続水域について検討する。

第13回 海洋法（2）

公海に関する規律について概観する。

第14回 海洋法（3）

天然資源開発の制度として排他的経済水域、大陸棚および深海底について解説する。

第15回 海洋法（4）

海洋紛争の処理手続について、国連海洋法条約第15部を中心に検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
国際私法基礎	2・3年次	選択必修科目	前期	木曜・1時限	大村芳昭

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目1である。

【科目のねらい】

複数の法域（国・地域など）にまたがる私法上の問題（渉外的私法問題）を何れの法域の法によって解決するかを定める法を「（狭義の）国際私法」という（ただしこの説明には異論があるがとりあえずこのように説明しておく）。また、渉外的私法問題を裁判所が扱う際の様々な手続上の問題、たとえば、特定国の裁判所はいかなる範囲の渉外的私法問題につき管轄権を行使できるのか（国際裁判管轄）、他国の裁判所が下した法的判断につきいかなる範囲で国内での効力を認めるのか（外国判決の承認）、などの問題を扱う法を「国際民事訴訟法」という。そして、「狭義の国際私法」と「国際民事訴訟法」をあわせて「広義の国際私法」という。

他の法分野と異なり、国際私法では、法律問題の実体的な解決（損害賠償請求の認容など）そのものではなく、その前提となる「当該法律関係に適用すべき法（準拠法）は何法か（日本法、大韓民国法など）」という問題の解決が意図される。そして、その点が解決されれば国際私法の任務は終了し、あとは決定された準拠法（たとえば大韓民国法）に基づいて事案が処理されることとなる。このような、「事案に適用すべき法を決定するための法（間接規範とも言われる）」という特色を理解することが、国際私法の学習にとってまずは必要不可欠である。

この授業は、「基礎」という性格に鑑み、狭義の国際私法を中心とし、そこに国際民事訴訟法上の一部の問題を加えて、広義の国際私法を理解するために特に必要な基本的事項に関する知識および思考力を養成することを目的とする。

【授業の方法等】

授業方法は、原則として対面授業とする予定だが、欠席者の便宜のため、Moodle を通してのオンデマンド型メディア授業との併用を予定している。ただし、新型コロナウイルスの感染状況により、対面で授業を行うのが困難な場合には、Moodle を通してのメディア授業のみとする。

授業中は、質疑応答やケーススタディを採り入れることにより、双方向的で刺激のある授業づくりに努めていきたい。対面で授業を行うことが困難な場合でも、メディアやメールを用いて、可能な限り同様の効果を狙いたい。

【教材等】※購入時期に最新版が出版されていたときはそちらを用いる。

テキスト：櫻田嘉章著『国際私法〔第7版〕』（有斐閣・2020年）

参考書1：松岡博編『国際関係私法入門 第4版』（有斐閣・2019年）

参考書2：櫻田嘉章、道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣・2012年）

上記テキスト（全員購入）は、授業の際に利用するとともに、受講生各自が予習・復習時に最大限活用するものとする。また、上記参考書（購入は任意）は、受講生が各自の判断により予習・復習時に活用するものとする。なお、ここでの紹介は割愛するが、上記以外にも有用な文献があるので、必要に応じて参照するとよい。

【成績評価】

学期末試験の成績（60%）と平常点（40%）をあわせて総合的に評価する。

平常点とは、授業中の発言や受講態度を評価するものであり、発言等の積極性により20%、発言内容（授業理解度）により20%を評価するものとする。

【各回の内容】（授業の進行状況次第では若干の調整があり得る）

第1回 国際私法の必要性と基礎的観念（テキスト1～2章）

冒頭に自己紹介を行う。

第2回 国際私法の性質と隣接法分野（テキスト3～5章）※沿革はほぼ割愛

第3回 国際私法上の法源、法律関係の性質決定（テキスト6～7章）

第4回 連結点の確定と不統一法（テキスト8～9章）

第5回 反致（テキスト10章）

第6回 外国法の適用、公序（テキスト11～12章）

第7回 先決問題と適応問題（テキスト13章）

第8回 自然人、法人（テキスト14～15章）

第9回 法律行為、物権法（テキスト16～17章）

第10回 債権法（テキスト18章）

第11回 婚姻、離婚（テキスト19章）

第12回 親子関係（テキスト20章）

第13回 親族関係その他（テキスト21章～23章）

第14回 相続、遺言（テキスト24章～25章）

第15回 国際民事手続法（テキスト26章）

【予習について】

予習は次のように行うこと。

1. 毎回の授業範囲についてテキストに一通り目を通す。
2. 専門用語や難しい言い回しをチェックし、辞書などで可能な限り調べメモしておく。
3. テキストに登場する条文はすべて六法で確認し、わかりにくい個所をメモしておく。

【復習について】

復習は次のように行うこと。

1. 授業中にとったノートとテキストを照らし合わせながら、授業内容につき疑問点が残っていないか確認する。
2. 疑問点が残っていた場合には、参考書などを調べてその解消に努め、それでも残った疑問点については大村に質問する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
法医学	2・3年次	選択必修科目	前期	木曜・5時限	岩瀬博太郎

【科目のねらい】

法医学の目的，及び法医学で実施される業務について理解する。

【授業の方法等】

G suite を使った同時双方向型で実施する予定である

【教材等】

開講時に指示する。

【成績評価】

各授業での平常点（発言状況・コメントシート記載内容・受講態度）40%，学期末テスト60%

【各回の内容】

第1回

法医学の本来の目的，法医学で行われている各種業務に，特に死因究明について，概要を理解する。

第2回

日本及び諸外国の死因究明制度の歴史について理解する。

第3回

死後に実施されるCTなどの画像診断について，その利点・欠点，使用上の注意点を理解する。

第4回

薬毒物の検出方法について，その概要を理解する。

第5回

歯牙や白骨体における個人識別について，その方法を理解する。

第6回

DNA検査の方法について理解する。

第7回

児童虐待を含む子供の死因究明や生体診察に関わる法医学を理解する。

第8回

医療事故・過誤発生後の死因究明で生じている諸問題を理解する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
医事法	2・3年次	選択必修科目	前期	金曜・2時限	磯部哲・小谷昌子・松尾剛行

*本授業科目は、令和2年度2年コース学生および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目である。

【科目のねらい】

医事法は「医療に関する法律問題とそれを考究する学問を総称する語」（『ブリタニカ国際大百科事典〔第3版〕 2巻〕67頁、TBS ブリタニカ、1995年〔唄孝一〕）ともいわれる学問領域です。本科目では、医療関係法規および医療事故訴訟を中心に、医療と法が交錯する主要論点を取り上げる他、先端生命科学の発達により惹起される倫理的・法的・社会的諸問題を含め、近時の重要なトピックスを取り扱うこととします。これにより、

- ・民法や刑法、行政法、憲法などの知識や理解をさらに深める
- ・社会において医療に関するいかなる法的問題が存するのかわかる
- ・そのような諸問題について検討・考察する

ことを目指します。

【授業の方法等】

主に講義形式で行いますが、覚えることよりも考えることを主眼に置きたいと考えます。したがって、判例や事例（事前に指示・配布等します）を事前に読み考えていただいていることを前提として、授業中に発言を求めることがあります。

【教材等】

毎回テーマに応じて担当者が指示します。

（参考文献）

○入門・標準的な教科書として

手嶋豊『医事法入門〔第5版〕』（有斐閣アルマ、2018年）ISBN：978-4-641-22113-0

甲斐克則編『ブリッジブック医事法〔第2版〕』（信山社、2018年）ISBN：978-4-797-22355-2

○より研究的な体系書として

米村滋人『医事法講義』（日本評論社、2016年）ISBN：978-4-535-52175-9

○判例集

甲斐克則＝手嶋豊編『医事法判例百選〔第2版〕』別冊ジュリスト219号（2014年）ISBN：978-4-641-11519-4

【成績評価】

平常点30%、期末試験（レポートの形で代替することがあります）70%による総合評価。

平常点は授業内での発言や小課題などによって評価します。

【各回の内容】

第1回 医事法の全体像、医事法学の目的・対象・方法、隣接諸科学との関係（磯部）

医事法の体系や全体像、学問的な特徴や参考文献等についてオリエンテーション的な解説をした上で、およそ誰もが不可避的に関わらざるを得ない医療という営みの特徴、医事法を学ぶ上での留意点等を概観すると同時に、医事法と隣接諸科学との関係も俯瞰する。名古屋高裁金沢支判H17・4・13〔金沢大学病院無断臨床試験事案〕をベースに医療と医学研究の違いなどを検討する。

第2回 医療提供体制と法（磯部）

医療機関法制は、医療従事者法制とともに医制（1874年）に起源を有する。我が国の医療機関（病院、診療所、助産所を扱う）について、その開設要件や医療政策との関係（病床の数・区分に関する

規制等)、病院開設者・管理者の義務、行政庁による監督権限など、医療法に関する解説を中心に、我が国における医療提供体制に関する仕組みを概観し、必要な医療が十分に、かつ、効率的に行き渡り、人々の生命や健康を維持すべく機能しているのかを検討することとしたい。救急医療体制についても言及したい。

第3回 医療従事者の資格と業務分担 (小谷)

医療の担い手である医療従事者の資格について定める諸法律(医師法や保健師助産師看護師法など)につき概観し、医師と他の医療スタッフの業務分担がどのようになされているのかを説明します。いわゆるタトゥー事件でも問題となった医師法17条の問題についても触れます。

第4回 民事医療事故訴訟(1)訴訟実務 (松尾)

典型的な民事医療事故訴訟を念頭に置いて、民法や民事訴訟の原則が、どのように医療事故事案に適用されていくのかをご説明します。その際は、民事医療事故訴訟に関する統計データ等に基づき、「なぜ民事医療事故訴訟の原告勝訴率は他の種類の民事訴訟よりも低いのか」等の実務的な問題についても触れます。

第5回 民事医療事故訴訟(2)医療事故訴訟における過失 (小谷)

いわゆる輸血梅毒事件最高裁判決(最判S36・2・16 民集15-2-244)、未熟児網膜症事件最高裁判決(最判H7・6・9 民集49-6-1499)、腰椎麻酔ショック事件最高裁判決(最判H8・1・23 民集50-1-1)などを用いて、医療水準論の展開などを踏まえつつ医師の過失判断基準について検討します。

第6回 民事医療事故訴訟(3)説明義務違反・インフォームド・コンセント (小谷)

医師の説明義務違反が問題とされた事案の最高裁判決、たとえば信仰に基づく輸血拒否事件(最判H12・2・29 民集54-2-582)乳房温存療法説明義務違反事件(最判H13・11・27 民集55-6-1154)などを用いて、医師が負う説明義務の意義について解説します。そのうえで、なぜインフォームド・コンセントが重要とされるのか、患者の自己決定との関係を考えます。

第7回 民事医療事故訴訟(4)因果関係、権利論 (小谷)

いわゆるルンパール・ショック事件最高裁判決(最判S50・10・24 民集29-9-1417)、いくつかの不作為型因果関係が問題となった事案に関する判決(最判H11・2・25 民集53-2-235や最判H12・9・22 民集54-7-2574)を参照しつつ医療事故訴訟における因果関係の判断の特徴を確認します。そのうえで、そのような議論から発生することとなった相当程度の可能性論をはじめとする医療事故における権利(法益)論についても概説します。

第8回 民事医療事故訴訟(5)その他の問題 (小谷)

民事医療事故訴訟にまつわるその他の問題について取り扱います。たとえば、医師の転医転送義務や、救急患者の受け入れ拒否が問題となった事案に関する裁判例を用いて、具体的に検討します。

第9回 民事医療事故訴訟(6)事例検討、解説(松尾)

事前に民事医療事故に関する事例を配布し、この事例について、これまでの講義に基づきどのように考えるべきか、考えて頂きます。講義では、学生の皆様とソクラテス・メソッドを用いてやり取りし、より深い理解につなげていきます。

第10回 刑事医療過誤、医療事故調査(松尾)

刑事法に特有の医療過誤の問題を検討します。大野病院事件判決(福島地判H20・8・20 判時2295-3)等を踏まえた、刑事と民事で「過失」の基準を同様のものとして取り扱うべきかの問題に加え、医療過誤刑事事件における患者・被害者の同意、正当行為等、刑法の基本原則・基本論点が、どのように医療事故事案に適用されていくのかをご説明します。

第11回 リプロダクティブ・ライツ(仮)(小谷)

リプロダクティブ・ライツは「性と生殖に関する個人の自由・権利」と訳されることがありますが、近年様々な意味で注目を集めています。中心的には日本において1948年から1996年まで存続していた旧優生保護法に基づく強制不妊手術の問題と、この不妊手術を強制された被害者が国に対し賠償を求めた事件(仙台地判R1・5・28 判時2413=2414-3)を取り扱う予定ですが、子どもを産むことにまつわる意思決定にかかわる他の医事法学的トピックスも含め、この権利について検討します。

第12回 終末期医療（磯部）

患者に治癒の見込みがなく死期が切迫している「終末期」における医療をめぐる問題を取り上げる。安楽死、尊厳死、治療中止・差控えなど、様々な言葉ないし切り口で論じられてきた重要な論点であるが、人の生命を短縮する／しかねない行為は、いかなる意味で必要とされ、法的にはしかしどのような問題があり、「尊厳死法」をもたない我が国ではいかなるルールが適用されていて（法律とガイドラインの異同等）、過去の裁判例ではどのように扱われてきたのか等について検討する。

第13回 感染症と法（磯部）

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、感染症対策法制に関心が集まった。わが国の感染症対策法制を概観し、その制度設計ないし解釈運用にあたって留意すべき点（ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別を惹起したことなど過去への反省が重要であること等）、令和3年の感染症法・新型インフルエンザ等対策特措法改正の意義や限界を検討する。積極的疫学調査やCOCOAの利用など感染情報の収集とプライバシー保護との関係、ワクチン副反応情報など収集した情報の安全管理と適切な利活用のあり方など、医療と情報をめぐる問題も併せて検討する。

第14回 医療情報と法（松尾）

情報に関する法令の全体像を前提に、その全体像の中で、医療情報に関する法令がどのように位置づけられ、どのような問題があるのかを、個人情報保護条例2000個問題と令和3年個人情報保護法改正等の新しいトピックを含めて検討します。（なお、感染症と医療情報法の問題も興味深い問題ですが、13回で扱う予定です。）

第15回 AI/ロボットと医事法（松尾）

これまで学んできたことの総合的な振り返りを含め、AI やロボットが医療に活用されることで、医事法にどのような影響を及ぼすのかについて解説します。AI やロボットという目新しいものが登場しても、基本的には、これまでの医事法に関する「基本」の理解を基に、それを応用することになります。そこで、いわば、AI やロボットを通じて基礎が身につけているかを復習する回となります。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
租税法	2・3年次	選択必修科目	後期	水曜・2時限	佐藤香織

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目1である。

【科目のねらい】

個人や法人の活動に密接に関係するのが租税であり、その租税を規律する租税法の基本的な考え方を理解することを目的とする。履修生には租税法を初めて勉強する者が多いことを前提に、租税法の基本原則、所得税（個人の所得に対する租税）及び法人税（法人の所得に対する租税）が授業内容の中心となる。

第1回の授業では、租税について、納税者の不服申立ての方法として、訴訟に至るまでの手続きの流れを説明する。第2回以降の授業では、租税に関する重要な裁判例を取り上げながら、所得税と法人税の基本について理解を深める。

【授業の方法等】

G Suite (Google Classroom) を使って同時双方型のメディア授業で実施する。毎回の授業終了後、次の授業の範囲をMoodle上で告知する。

【教材等】

①金子宏『租税法』（弘文堂）

②金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘『ケースブック租税法』（弘文堂）

※①及び②は、後期の授業開始時の最新版を使用する。第1回授業で教材の説明を行うので、第1回授業には教材の用意は必要ない。

【成績評価】

学期末のレポート60%、その他（平常の小テスト、授業での発言、等）40%、により評価する。

【各回の内容】

第1回 イン트로ダクション

授業内容及び教材についてのガイダンス、不服申立て及び税務訴訟の概要。

第2回 租税法の基本原則

租税法と憲法の関係、租税法の基本原則である租税法律主義、等。

第3回 租税法の解釈と適用（1）

租税法の法源、租税法の解釈、等。

第4回 租税法の解釈と適用（2）

租税法と私法、私法上の法律行為と租税法の関係、租税回避、等。

第5回 租税法の解釈と適用（3）

信義則の適用の有無、納税義務の成立要件である課税要件総論、等。

第6回 所得税（1）

所得の意義（包括的所得概念、等）、等

第7回 所得税（1）

所得税額算出の仕組み、10種類の所得のうち数種の所得、等。

第8回 所得税（3）

前回に続き、10種類の所得のうち数種の所得。

第9回 所得税（4）

前回に続き、数種の所得。

第10回 所得税（5）

前回に続き，数種の所得。

第11回 所得税（6）

前回に続き，数種の所得。

第12回 所得税（7）

所得金額の計算における収入金額及び必要経費，等。

第13回 法人税（1）

法人税の意義，所得金額の計算における益金及び損金の意義，等。

第14回 法人税（2）

企業会計との関係，年度帰属，益金の額の計算，等。

第15回 法人税（3）

損金の額の計算，等。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
犯罪者処遇法	2・3年次	選択必修科目	後期	火曜・1時限	後藤弘子

*本授業科目は、令和2年度2年コース学生および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目である。

【科目のねらい】

犯罪の予防は、国家に課せられた重要な任務の一つである。犯罪の予防には、一般予防と特別予防があるが、特に、一度犯罪を行った者に対して、再犯の防止を行うことは、社会の安全を守るための最重要課題となる。他の先進諸国と比較して犯罪が極めて少ないわが国においても、一定数いる犯罪者に対して、より適切な処遇を行うことは、更なる被害者を生まないという犯罪被害者支援の観点からも重要となる。

本講義では、最近相次ぐ根本的な法改正により、新たな様相を見せている犯罪者処遇について、正しく理解することを目的としている。

【授業の方法等】

本講義では、犯罪者処遇の2つの場面である施設内処遇と社会内処遇に関連する2つの法律、つまり刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と更生保護法を中心として、犯罪者処遇の仕組みについて学ぶことを中心とする。さらに、一方の事件当事者である犯罪被害者に対する施策についても学び、国の犯罪対策の全体像を把握する。

なお、事情が許せば9月に千葉県にある刑務所の参観を行うことで、刑事施設の理解を深める。原則として、後期の前半に授業を行う。授業の方法はリモートで同時双方向の形で時間割通りに授業を行う。

【教材等】

教科書として、川出敏裕・金光旭『刑事政策（第2版）』（成文堂、2018）、『令和2年版犯罪白書』、及び『令和2年度版再犯防止推進白書』を使用するほか、適宜それ以前の犯罪白書を使用する。なお、犯罪白書及び再犯防止推進白書はネットで閲覧することができる。参考書として、武内謙治・本庄武『刑事政策学』（日本評論社、2020）、守山正・安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策（第3版）』（成文堂、2017）をあげておく。

【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（40%）、学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは、授の最後に出された課題について、次の授業の前までに提出する形で行う。

【各回の内容】

第1回 犯罪者処遇の流れ

犯罪者処遇の流れに沿って、施設内処遇と社会内処遇がどのように行われているのか、そこでの原則は何かについて理解する。加えて、最近の犯罪動向についても学ぶ。

第2回 犯罪被害者に対する支援

犯罪被害者について、どのような対応がなされているのかを、犯罪被害者等基本法、同基本計画を中心に理解する。さらには、2000年以降の犯罪被害者に関する刑事法改正の動きについても概観する。

第3回 施設内処遇（1）

名古屋刑務所事件を発端とした行刑改革の動きを概観し、その結果成立した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事収容施設法）における犯罪者処遇の内容について、監獄法の下でも施設内処遇との違いを中心に理解する。

第4回 施設内処遇（2）

刑事収容施設法の内容について学ぶ。特に重要だとされる改善指導の実際について理解を深める。さらには、現在の課題について検討することで、施設内処遇についての理解を更に深める。

第5回 社会内処遇（1）

奈良少女誘拐殺人事件等を発端とした更生保護改革の動きを概観し、その結果成立した更生保護法における犯罪者処遇の内容について、犯罪者予防更生法・執行猶予者保護観察法の下での社会内処遇との違いを中心に理解する。

第6回 社会内処遇（2）

社会内処遇においては、施設内処遇との連携、地域との連携が欠かせない。犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けて、何が行われているのか、今後何が必要なのかを、実際の事例を検討しながら理解する。

第7回 犯罪者処遇の新たな潮流（1）

刑の一部執行猶予の制度（2016）や犯罪対策閣僚会議「再犯防止にむけた総合対策」といった、再犯予防にむけた犯罪者処遇の新たな制度が提案されている。2016年には再犯防止推進法も成立し、2017年には再犯防止推進計画が策定された。再犯が特に多い薬物事犯については、ピアサポートグループが実際には犯罪者処遇の重要な役割を果たしている。この新しい犯罪者処遇の流れの中で、特に薬物事犯の処遇や世界的潮流であるハーム・リダクションについて学ぶ。

第8回 犯罪者処遇の新たな潮流（2）

すべての犯罪者処遇は社会への再統合を目指して行われる。その場合に、社会において何ができるかが問題となる。新しい犯罪者処遇の流れの中で、この回では、社会内における犯罪者処遇の新たな施策について理解する。加えて、修復的司法や治療的司法という新たな思想の基づいた刑事司法における試みについても触れる。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
現代法の諸問題	2・3年次	選択必修科目	前期	水曜日・4/5限	後藤弘子ほか

【科目のねらい】

現代社会が直面する先端的な法的問題について、複数の法分野を素材にしながら、法的アプローチの仕方及び具体的な問題解決に向けての考え方を修得することを目的とする。

基礎的な実定法に関する知識を前提として、未知の問題領域における解釈論とその限界、歴史的・比較法的な視点からの分析等を踏まえて、立法論ないし政策論的な課題を検討する。これにより、問題の実態に即した法的解決を考える力を涵養する。

【授業の方法等】

授業は、講義の形式を基本としながら、質疑応答の方式を適宜取り入れながら実施する。本授業は金沢大学法科大学院との共同による授業である。授業の方法は、リモートで同時双方向の形で行う。

授業の日程と授業開始時刻（金沢大学との関係で14時45分から）が変則的であることに注意すること。

【教材等】

各回の授業担当者が事前に資料を配付し、参考資料等もその際指示する。

【成績評価】

授業担当者ごとに毎回課す課題レポートの合計点数を100点満点に換算したものにより評価する。

【各回の内容】

第1回（担当：金沢大学・尾島茂樹）4月14日

「ネガティブ・オプションをめぐる問題について」

ネガティブ・オプションは、特定商取引法59条により規制されているが、保管義務や所有権の所在について問題が残り、さらには役務についての課題がある。近時、立法の議論がされている問題について、外国法も参照しつつ、あるべき規制を考える。

第2回（担当：千葉大学・小林俊明）4月28日

「会社訴訟の現状と課題」

近年、上場会社・中小企業を問わず株主総会決議の瑕疵を争う裁判例が増加している。本授業では、株主総会決議取消訴訟、無効確認訴訟および不存在確認訴訟の沿革や構造を踏まえ、総会決議取消訴訟と新株発行無効訴訟・合併無効訴訟との関係等、裁判例に現れた法的問題について考える。

第3回（担当：金沢大学・小島陽介）5月12日

「経済活動と刑法」

現代の複雑な経済活動においては、「伝統的」な刑法の解釈が現実には合わないように見える一方、だからこそ「伝統的」な刑法解釈が必要であるともいえる。そこで、刑法典および特別法上の犯罪からケースを取り上げ、各特別法の基本的な枠組みを理解した上で、従来行われてきた刑法上の解釈を経済関係の特別法に適用するにあたり、どの点が堅持され、どの点が経済刑法の特質に合わせ変容されるべきなのかを受講者との討議を中心に考える。

第4回（担当：千葉大学・西貝吉晃）5月26日

「デジタル刑法学・序論」

コンピュータ及びネットワーク技術の普及により、デジタルデータを基本とした社会基盤形成がなされようとしている。多くの法律で、電磁的記録の概念が使われ、刑法も例外ではない。技術発展の著しいデジタルの分野において、刑法その他の罰則による規制はすぐに時代遅れになるか、批判の対象になり得る。授業では、デジタル時代の罰則の在り方を質疑応答を交えながら考えていきたい。

第5回（担当：金沢大学・鶴澤 剛）6月9日

「行政訴訟制度の日独比較」

日本とドイツの行政訴訟制度について、裁判所制度や訴訟類型を中心に、比較検討し、日本の現行制度のあり方を相対化するとともに、日本の現行制度やその立法的課題について理解を深めることを目的とする。現時点での比較にとどまらず、歴史的な視点もとりいれ、現行のドイツの制度を日本の制度と比較する際の留意点についても論及する。

第6回（担当：千葉大学・白水隆）6月23日

「同性婚と憲法」

2019年2月に同性婚訴訟が各地で提起され、そのうちの一つである札幌の事案については、本年3月に判決が下される見込みである。第6回目の授業では、同判決において、裁判所が同性婚の憲法適合性についてどのように判断したのか、判決文を読みながら、憲法学の観点から検討する。

第7回（担当：金沢大学・犬塚雅文）7月7日

「遺言・遺産分割事件の諸問題」

超高齢化社会を背景に遺言・相続に関する相談が年々増加している。

遺言・相続の分野は数多くの弁護士が取り扱う分野であるが、非常に奥が深くて専門性の高い分野である。遺言と異なる遺産分割協議を巡る論点、遺産分割審判では解決し難い付随問題など実務上問題となる論点を取り上げる。

第8回（担当：千葉大学・後藤弘子）7月21日

「児童虐待とドメスティック・バイオレンス（DV）」

児童虐待の相談件数が増加する中、実母と実父・養父による致死事件が耳目を集めている。たとえば、東京・目黒事件では、実母がDVの被害を受けており、養父に逆らうことができないにも関わらず、保護責任者遺棄致死罪に関しては、その事実が適切に評価されず、実母に重い刑が科せられている。家庭内の犯罪に対する刑事裁判の意義と限界を検討する。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
少年法	3年次	選択必修科目1	後期	火曜・3時限	後藤弘子

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目1であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目である。

【科目のねらい】

少年法を学ぶに当たっての最大の障害はその「不透明さ」にある。少年審判が非公開で行われ、さらには、家庭裁判所が収集する少年の要保護性に関する情報が外部に明らかにされたりすることが少ないことなどから、少年審判の実際を外からの確に理解することにはかなりの困難が伴う。加えて、裁判官の裁量権の広さや条文の少なさがそれに拍車をかける。

しかし、それは同時に少年法を学ぶ魅力でもある。少年法は正に「生きている法」であり、実務が法を形成していく。少年事件に関与することは、少年に対する支援を行うにとどまらず、少年法の形成に関与していくことを意味する。

刑事特別法である少年法は、少年であることを理由として、非行少年に対して特別な取扱いを規定している。その特別な取扱いは、捜査・裁判のみならず、処遇にも及んでいる。そのため、少年法は、「なぜ少年を成人とは異なる取扱いを行うのか」という問を常に突きつけられるのである。この絶えざる自問こそが、少年法を学ぶということなのである。

さらに、少年法の学習は、刑事司法の特徴を再確認するのに役立つだけでなく、犯罪検挙人員の2割を占めている少年非行への対応を検討することで、刑事政策のあるべき姿を模索することにもつながる。このように、少年法を通じて刑事法の役割を総合的に検討することも、本授業の目的の一つである。

【授業の方法等】

授業は、大きく二つのパートに分かれる。まず、総論として、少年司法の前提となっている理念や少年非行の現状についての理解を深める。少年法における子ども観や少年法の理念、非行少年の現状、最近やっと注目されてきた少年法と被害者について理解する。その上で、少年司法手続の流れに沿って、少年法を学んでいく。まず、大まかな手続の流れを刑事司法との対比の中で理解し、その後、具体的な判例を取り上げながら、少年法とその実務を理解していく。

本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお、少年法の理解には実務との交流も欠かせない。事情が許せば少年院参観を行うこともありうる。また、ゲストスピーカーを呼ぶことで、少年法の理解を深めることも予定している。なお、ゲストスピーカーを呼んだ場合、授業内容が変更されることがある。

本授業はリモートで同時双方向の形で時間割通りに授業を行う。

【教材等】

教科書として、守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法第3版』（成文堂・2020）を使用する。なお、その他の教科書として、川出敏裕『少年法』（有斐閣、2015）、武内謙治『少年法講義』（日本評論社、2015）、教科書に準ずるものとして田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法（第4版）』（有斐閣・2017年）を挙げておく。

【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（30%）中間レポート（10%）、学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは、授業の最後に出された課題について、次の授業の前日までに提出する形で行う。

【備考】

少年法を学ぶためには、「いまどきの子ども」の理解が欠かせない。子どもをめぐる様々な社会の言説に興味をもってもらいたい。たとえば、阿部彩『子どもの貧困』『子どもの貧困Ⅱ』（岩波新書）、仁

藤夢乃『難民高校生』（英治出版）、鈴木大介『家のない少年たち』（太田出版）など。また、少年法が置かれている状況を理解するために、少年事件被害者の手記（例えば、土師守『淳』（新潮社））や少年被害者たち取材した本（例えば、黒沼克史『少年にわが子を殺された親たち』（草思社）、川名壮志『謝るなら、いつでもおいで』（集英社）など）を必ず読んでほしい。

【各回の内容】

第1回 少年法入門

少年法は子どもであることを理由として特別扱いをしている。そのため少年法について考えるに当たっては、少年法が「子ども」をどのような存在として措定しているのかが重要になってくる。子どもについての基本法である子どもの権利条約をも参考としながら、少年法における子ども観を検証する。さらには、現在の子どもの置かれている状況について、子どもと貧困を中心や成人年齢の引下げの議論に関連付けながら検討する。

第2回 非行少年とは誰か

少年法の対象となる非行少年とはどのような少年なのかを、官庁統計によって見ていくだけではなく、最高裁や法務省の調査などから具体的な非行少年像を明らかにする。また、被害者としての非行少年についても検討することで、より多角的に非行少年をとらえていく。さらには、不良行為少年との違い、年齢による違い、新たに導入される予定の特定少年についても検討する。

第3回 少年司法手続の流れ（1）

少年司法は、刑事司法（広義）の一部でありながら、その手続の各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の手続の流れを実際の少年事件に沿って追いながら、少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて、理念的な側面も含めて検討する。特に、付添人弁護士の役割について検討する。

第4回 少年司法手続の流れ（2）

少年司法手続について、実際のケースを前提に、それぞれが作成した「流れ図」を前提として、少年司法手続の流れについて確認する。その場合、犯罪少年と触法少年との違い、罪名による手続の違いについても検討する。

第5回 少年法改正

少年法は、1947年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして、その圧力が1970年代の少年法改正の動きや2000年の改正少年法へとつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として、2000年、2007年、2008年、2014年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。現在国会に上程されている第5次の少年法改正案についても触れる。

第6回 少年法における被害者の地位

刑事司法において、被害者は「忘れられた存在」であったと言われるが、審判が非公開であり、少年の再教育に焦点を当てた少年司法はその傾向がより顕著であった。2000年にやっと発見された被害者を少年司法の中にどのように位置付けるのかが現在の少年法の最大の課題である。2008年から実施されている被害者傍聴制度についても触れながら、少年法における被害者への配慮を確認することで、少年法における被害者の保護と支援について検討する。

第7回 少年法の理念と少年司法手続

少年法は、保護主義を前提とし、非行少年の健全育成を目的としている。この目的は達成目標として存在するだけでなく、少年司法手続の各段階における行動基準として常に参照されなければならない。しかし、「少年の健全育成」という内容は必ずしも明確ではない。「保護主義」「少年の健全育成」という少年法において重要な概念を検討することで、少年法の指導理念を明らかにする。

第8回 犯罪少年の捜査と身柄

少年法において中心としているのは犯罪少年に対する対応である。したがって、犯罪少年の発見は主に警察によって行われる。犯罪少年に対する捜査については、基本的には刑事訴訟法が適用されるが、少年に対する特別な取扱い指針としては、犯罪捜査規範のほか、2003年の少年警察活動規則が存

在する。警察における少年非行の予防活動と犯罪捜査活動について学ぶ。さらには、少年の身柄についても検討する。

第9回 少年審判と非行事実の認定

全件送致主義の下、すべての少年事件は家庭裁判所に送られる。しかし、すべての少年事件に対して審判が開かれるわけではない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請がどのように考慮されているのか、具体的な判例を検討することにより確認する。審判が開かれる基準、審判対象、審判における証拠法則、審判における少年の権利、審判における事実認定、検察官関与などについても触れ、審判について総合的に検討する。

第10回 調査と家庭裁判所調査官の役割

少年事件において重要な役割を果たすのが家庭裁判所調査官である。少年の抱えている問題を多角的に調査し、検討する調査官は少年事件におけるキーパーソンである。さらには少年鑑別所の技官も、調査官と同様に重要な役割を果たす。家庭裁判所調査官による要保護性についての調査の実際を学ぶことにより、少年法の指導理念を確認する。

第11回 終局処分

家庭裁判所は少年に対して保護処分を言い渡す。家庭裁判所が少年に対してのみ言い渡すことができる保護処分について、その実際も含めてそれぞれの保護処分の内容について理解する。保護処分と検察官送致以外にどのような終局決定が可能なのか、また終局決定や家庭裁判所が行った決定に対してどのような不服申立が可能かについて検討する。さらに、少年の再審請求や少年補償法についても触れる。

第12回 保護処分としての少年院送致

少年院送致は、保護処分としてのみ可能である。このことは、少年院が少年法の理念を実現する場所であることを意味する。2009年の広島少年院事件以降、少年院における教育、少年の人権について、議論されるようになってきた。2015年6月1日から施行された少年院法・少年鑑別所法に触れながら、少年院のあるべき処遇について検討する。

第13回 検察官送致（逆送）決定とその問題点

家庭裁判所は、終局決定の1つとして、検察官送致決定を行うことができる。2000年の改正少年法においては、検察官送致年齢の引き下げとは原則逆送制度が導入された。原則逆送制度導入がもたらした波紋と実務の変化について確認するとともに、少年司法における逆送制度について検討する。

第14回 少年の刑事事件・死刑

2000年の少年法改正において、検察官送致に関する改正が行われたことで、刑事手続に送られる少年の数が増大した。これまで数の少なさからあまり問題とされてこなかった逆送後の刑事手続において、少年であることの配慮がどのような形で行われるべきなのか、現在の対応も含めて検討する。さらには、裁判員制度や被害者参加人制度との関係、少年の死刑判決についても触れる。

第15回 少年事件報道

少年の事件報道については、推知報道を禁止する61条が存在する。しかし、メディアにおいては顔写真・実名報道を行うことによって、61条に違反する報道が行われている。推知報道をめぐる判例を検討することにより、少年事件報道のあり方を検討する。さらには、最近問題となった前歴報道、死刑確定後の報道の在り方、特定少年に関する改正についても触れる。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
ジェンダーと法	3年次	選択必修科目1	前期	月曜・4時限	後藤弘子

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目1であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目である。

【科目のねらい】

法は、ニュートラルな言葉でものごとを語る。そのため、人（自然人）という言葉は、一見女性もLGBTも除外していないように見える。しかし、近代法の形成の歴史を紐解けば、フランス人権宣言における人には実は女性もセクシャル・マイノリティも含まれていなかったという事実に突き当たる。そこまで遡らなくとも、日本の民法典や刑法典は、女性に参政権がなかった時代の産物であるだけでなく、21世紀になっても、家父長制や異性愛を前提とした家族観を前提とした法制度が維持され続けている。

このことは、近代法が前提としている「人」や「合理的人間」が、実は人・人間＝男性でヘテロセクシャルであったことを示している。そして、このような法そのものが持つ性格は、その解釈や運用にも反映し、法は女性やセクシャル・マイノリティを周縁的な存在として扱いつつ続けている。このような法のあり方に異議申立てを行ったのが、1960年代以降の第2派フェミニズムであり、そこで発見され、再定義されたジェンダーという概念であった。フェミニズムやジェンダーという新たな視点の導入は、アカデミズムにも影響を与え、法律学においても「フェミニズム法学」（法女性学）や「ジェンダー法学」という分野が形成されるに至った。

法は差別を是正し正義を実現するためのものであるが、法が女性にとって差別を是正する役割を果たしておらず、女性にとっての正義が実現されていないという問題を解決するためにジェンダー法学は存在する。そのため、本授業では、中立・公正であるべき法のジェンダーに関する偏り（バイアス）を問題とし、法の立法・解釈・運用がジェンダー・バイアスに基づいて行われることによる差別的取扱いを是正する方法を模索することを目的としている。

【授業の方法等】

授業は、大きく二つのパートに分かれる。まず、総論として、法を分析する道具概念としてのジェンダーについての理解を深める。フェミニズムにおけるジェンダーの再発見から最近までの歴史を概観し、その上で、ジェンダー法学の形成と現状について理解する。次に、各論として、実際法がジェンダーに関してどのような態度で望んでいるのかを、各分野別に判例を取り上げながら検討を加えていく。取り上げる分野は、婚姻、離婚、性愛、生殖、雇用、暴力、犯罪といった分野である。

授業は、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお、ゲスト・スピーカーによる授業が行われることもある。その場合、シラバスの内容や順番が変更されることがある。授業は、リモートで同時双方向の形で時間割通りに行われる。

【教材等】

教科書は特に使用しない。参考書として、内閣府男女共同参画局『令和元年版男女共同参画白書』、辻村みよ子『概説ジェンダーと法（第2版）』（信山社、2016年）、三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵編著『ジェンダー法学入門第3版』（法律文化社、2019年）、犬伏由子・井上匡子・君塚正臣編著『レクチャージェンダー法第2版』（法律文化社、2021年）など。

【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（30%）、セクシャル・ハラスメントに関する中間レポート（10%）、学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは、授業の最後に出された課題について、次の授業の前日までに提出する形で行う。

【備考】

ジェンダーを理解するには、フェミニズムに対する理解も必要である。開講時までにフェミニズムに関する本を何冊か読んでおくこと。ベル・フックス『フェミニズムはみんなのもの』（エトセトラブックス、2020年）が手頃である。もちろん古典的な文献も重要で、シモーヌ・ド・ボーヴォワール『決定版 第2の性』（新潮文庫・2001年）をまだ読んでいない人は一読を勧める。なお、ジェンダー・バイアスに対する感覚をつかむには、若桑みどり『お姫様とジェンダー』（ちくま新書・2003年）が最適である。

【各回の内容】

第1回 ジェンダー法学入門

近代法は女性を排除する形で成立した。近代法が前提としている人間像を再検討することで、法の「普遍性」、「中立性」の意味を明らかにする。さらには、近代が前提としている公私二分論についても検討を行い、フェミニズム法学やジェンダー法学を学ぶ意味について確認する。また、女性に対する差別を論じる上で不可欠となるデータについてみていくことで、日本のジェンダーギャップ指数や女性の貧困問題についても検討する。

第2回 女性の権利と女子差別撤廃条約

女性の権利の保障について考える場合、女性の権利の歴史的な側面の検討が欠かせない。女性が法的権利を獲得してきた歴史を振り返ることにより、女性に対する差別や権利の意味を確認する。さらには、1979年に採択された女子差別撤廃条約の意義と同委員会による日本に対する最新の最終見解（2016）についても検討する。

第3回 男女共同参画社会基本法とその後の動き

1999年に男女共同参画社会基本法が制定された。この法律の制定の経緯、意義や内容を明らかにすることで、我が国における男女平等のあり方について考える。また、2015年に改定された第4次男女共同参画基本計画についても触れる。さらには、2015年に成立した「女性活躍推進法」や2018年に成立した「候補者男女均等法」におけるポジティブ・アクションについても検討する。

第4回 セクシャル・マイノリティと法

法は、ジェンダーには男性と女性しか存在しないこと、性的パートナーは、異性であることを前提として制度を構築している。しかし、実際には、男性でも女性でもないセックス、ジェンダー、セクシャル・オリエンテーションを有する人たちが多数存在する。法において、周縁化させられている性同一性障害者、ホモセクシャル、インター・セックスといったセクシャル・マイノリティと法について考える。特に同性婚やパートナーシップ条例について考える。

第5回 ドメスティック・バイオレンス/ストーカー

暴力は他者に対する権力支配の道具として最も有効なものである。特に、この暴力が私的な領域、特に性愛関係間で行われた場合には、それが犯罪として認識されないことによる暴力の正当化や、公的な領域の男性支配をさらに強化することにもつながる。また、3度にわたって行われた配偶者暴力防止法改正についても触れることで、暴力がジェンダーに関する権力構造を強化する女性に対する差別であることを明らかにする。加えて、DV型ストーカーを中心にストーカー規制法についても学ぶ。

第6回 婚姻という制度

婚姻制度をめぐっては、ジェンダーの視点から問題となることは多い。婚姻制度が一定の価値観を前提としており、社会の意識にもバイアスが存在するため、規定自体はジェンダー・ニュートラルでも、実際には夫婦の平等が実現しているとは言い難い。ジェンダーの視点から問題となる再婚禁止期間、夫婦別姓、離婚等について具体的検討することで、婚姻制度が前提としている家父長制の存在を明らかにする。特に2015の最高裁判決等にもみる「家族のかたち」について考える。

第7回 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性と男性の最大の違いは、女性が「産む性」であるところにある。少子化の日本において、「産む性」は時には人口問題として議論されることがある。女性の権利の一つとして、「産む・産まない」を

決める権利や自分の体に対する権利をどのように認めるのかについて、主に人工妊娠中絶に関連して検討する。また、まだ残る墮胎罪についての最新の安全な中絶技術との関係で考える。さらに、生殖補助医療によって生じる様々な法的問題、特に母子関係、父子関係について検討する。

第8回 雇用における性差別

雇用の現場においては、未だに女性差別が大きな問題として存在している。この差別は、労働者像を固定することによって生じている。固定化された労働者像とそれによって生じる差別の態様と法との関係について検討する。特に、労働形態の多様化が女性にどのような不利益を与えているのかについて考える。また、3回の雇用機会均等法や多くの雇用差別に関する裁判例を検討するだけでなく、最近のハラスメントに関する改正についても検討する。

第9回 セクシャル・ハラスメント

職場における暴力として、セクシャル・ハラスメントが問題とされるようになって、20年以上経過し、雇用機会均等法において、セクハラ防止義務が法律で規定されてからも15年以上が経過した。しかし、未だに職場におけるセクハラは後を絶たない。また、最近では、新たなセクシャル・ハラスメントの場としての大学が注目されている。授業では、各人が重要だと考えた裁判例を検討することで、これまでの判例法の集積を振り返った上で、法的社会的論点を検討する。

第10回 性暴力とジェンダー（1）強姦性交等罪・強制わいせつ罪

暴力の中でも性暴力は最も深刻な暴力である。特に強姦は自己決定権を侵害するばかりではなく、PTSDなどの被害をも誘発する。強姦という性暴力における保護法益をジェンダーの観点から再検討する。さらには、男性の性暴力被害の存在と対応の必要性についても触れる。また、2017年の刑法の性犯罪規定や現在行われている再度の改正の動きについても検討する。

第11回 性暴力とジェンダー（2）無罪事例から学ぶ

性暴力については、痴漢や強姦に関して無罪判決が注目されることが少なくない。性暴力の無罪判決を検討することで、裁判所が「強姦神話」とらわれている状況について見ていく。また、刑事裁判の大原則と被害者の救済をどのように両立させていくのかについて、性犯罪被害者の立場から検討を行う。

第12回 性暴力とジェンダー（3）売買春・商業的性的搾取

売買春は、性が商品化されるという点で、ジェンダーをめぐる権力構造がもっとも明確になる領域の一つである。売買春をめぐる様々な議論を検討することによって、売買春と法的対応について考える。また、人身売買罪や人身取引議定書の批准、さらには児童買春・ポルノ禁止規制法など子どもの買春についても触れる。

第13回 性暴力とジェンダー（4）ポルノグラフィ

ポルノグラフィは、従来もわいせつ罪の成立や表現の自由との関係で問題とされてきた。しかし、ポルノグラフィの問題は性暴力を映像化することや、映像が転々流通することで性被害が拡大するところにある。性被害としてのポルノグラフィを考えることにより、社会のジェンダー秩序を再検討する。また、「AV強要」問題についても検討する。

第14回 犯罪とジェンダー

刑事法の分野では伝統的に女性犯罪研究が行われてきた。その中で、女性犯罪の稀少性が注目を集め続けている。女性犯罪研究をレビューすることにより、犯罪とジェンダーとの関係を明らかにする。さらには、男性犯罪、特に男子少年の非行についてもその特徴を明確にする。加えて、女性刑務所における処遇のあり方についても検討する。

第15回 まとめ：司法におけるジェンダー・バイアス

法自体がジェンダー・ニュートラルであっても、運用においてジェンダーに基づく差別がある場合には、ジェンダーの平等は実現されない。圧倒的な男性の担い手たちと法のもつ男性的思考によって、女性は常に司法において周縁化される。これまでの授業のまとめとして司法におけるジェンダー・バイアスを再検討することにより、ジェンダー平等について考える。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
倒産法	3年次	選択必修科目	後期	月曜・5時限	松下祐記

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目1である。

【科目のねらい】

経済的破綻に陥った企業・個人をめぐる法律関係を適正に処理しつつ、権利者への分配を整然かつ公平に行うことを主たる目的とする倒産法制度に関し、「倒産法基礎」で基礎的知識を習得済みであることを前提に、その理解を確認しつつ、より掘り下げた内容を取り扱う。

【授業の方法等】

受講生が教材の設問に対する解答を準備し、授業ではその準備を前提として質疑応答を行う。

*新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない場合には、本授業は、G Suite (Google Meet) を使って同時双方向型で実施する。

【教材等】

三木浩一=山本和彦編著『ロースクール倒産法』の最新版を主たる教材とする。松下淳一=菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』(有斐閣, 2021年)を副教材とする。また、適宜、千葉大学 Moodle を通じて資料を配布することがある。

教材の設問への解答を行うための基本文献として、例えば以下のものがある。

【概説書】伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』(有斐閣, 2018年)、山本和彦ほか『倒産法概説〔第3版〕』(弘文堂, 2021年出版予定)、山本克己編著『破産法・民事再生法概論』(商事法務, 2012年)。

【入門書】山本和彦『倒産処理法入門(第5版)』(有斐閣, 2018年)、松下淳一『民事再生法入門〔第2版〕』(有斐閣, 2014年)。

【注釈書】伊藤眞ほか『条解破産法〔第3版〕』(弘文堂, 2020年)、園尾隆司ほか編『条解民事再生法〔第3版〕』(弘文堂, 2013年)。

【成績評価】

平常点(40%)、及び学期末試験の成績(60%)による。平常点は、授業中の質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。

【各回の内容】主教材の章立てに従って授業を進める。

第1回 倒産手続の選択及び手続相互の関係

私的整理と法的整理それぞれの特徴、法的整理のうちの手続選択(破産、再生、更生)、手続競合時の優先関係、再建型手続挫折時の処理等を、設例を題材に学習する。

第2回 倒産手続の開始

倒産能力、管轄、倒産手続開始原因、保全措置、手続開始決定の効果について、設例を題材に学習する。

第3回 手続機関

再生債務者の地位(第三者性など)・権限・義務(公平誠実義務など)、監督委員の地位・権限・役割、債権者集会・債権者委員会・債権者説明会の組織と機能、破産管財人の地位・権限・義務(善管注意義務など)について、設例を題材に学習する。

第4回 契約関係の処理

破産者が破産手続開始決定後にした法律行為、破産手続開始決定時に双方未履行の双務契約(請負契

約、継続的供給契約、雇用契約、委任契約等)の処遇を、設例を題材に学習する。

第5回 貸借関係の取扱い

貸借契約の一方当事者に破産または再生手続が開始された場合における、契約関係の帰趨、賃料債権の処遇、敷金返還請求権の取扱いを、設例を題材に学習する。

第6回 担保権の処遇

担保は一般に債務者が倒産した場合にこそその威力を発揮すべきものであるから、担保権付き倒産債権を有する者には、倒産処理手続において一定の優先的地位が与えられる。ただその地位の表れ方は、各手続の趣旨・目的に即して異なる。破産手続・再生手続における「別除権」、会社更生手続における「更生担保権」がそれである。ここでは再生手続における担保権の処遇を中心に取り扱う。すなわち、再生手続における「別除権」の内容、担保権制限のための制度(担保権実行中止命令、担保権消滅許可制度)、別除権協定、商事留置権や動産売買先取特権の処遇、非典型担保(所有権留保、リース契約など)の取扱い等につき、設例を題材に学習する。

第7回 債権の優先順位

債務者に対し、倒産手続開始前後に債権を取得した者で、(取戻権・別除権・相殺権など)手続外で行使可能な権利を有する者以外の権利が、手続においてどのように処遇されるかを検討する。すなわち、破産債権ないし再生債権としての取扱いの原則、例外的な手続外弁済(少額債権など)、再生計画における優先・劣後、財団債権・共益債権の種類・弁済、財団債権・共益債権を代位弁済した者の地位、DIPファイナンス等につき、設例を題材に学習する。

第8回 否認権(1)

倒産債務者が倒産手続開始直前に行った詐害行為・偏頗行為の効力を倒産手続上否定し、処分された財産を回復し、あるいは債権者間の平等を確保するという、倒産処理制度にとって伝家の宝刀とも言うべき否認権について検討する。まず、詐害行為取消権との異同(債権法改正も視野に)、詐害行為取消訴訟との調整、詐害行為否認の要件、適正価額売買の否認、否認の登記、否認権の行使方法、否認の効果につき、設例を題材に学習する。

第9回 否認権(2)

引き続き否認権を取り扱う。すなわち、偏頗行為否認の要件(支払不能、支払停止など)、無償行為否認、対抗要件否認等について、設例を題材に学習する。

第10回 相殺権

相殺権は、その担保的機能に鑑み、倒産手続においても基本的に尊重される。しかし、各手続の趣旨・目的・性質に則し、その行使は制限ないし拡張を受けることがある。特に相殺権の制限は、相殺の担保的機能に対する期待をどこまで合理的なものとして尊重するかの問題であり、円滑な金融の確保という政策的観点とも絡んで、昨今重要な論点である。かかる論点を中心に、設例を題材に学習する。

第11回 破産債権の届出・調査・確定

破産債権の原則的行使方法である、届出・調査・確定につき、設例を題材に学習する。併せて、全部の履行をする義務を負う者が数人ある場合に、そのうちの一部ないし全部が破産したとき、誰がどのような形で破産手続に参加できるかについても、学習する。

第12回 破産財団の管理・換価・配当

破産管財人による破産財団の管理につき、破産財団に関する訴訟の当事者適格の移転を含め、設例を題材に学習する。併せて、破産財団の換価及び処分について、破産法上の担保権消滅許可制度を含め、学習する。更に、中間配当・最終配当を中心とした、配当手続のあり方についても、取り扱う。

第13回 再生計画の成立・変更・履行の確保

再生手続中の事業譲渡について扱った後、再生計画案の提出、その内容、決議、認可、再生計画の効力、履行確保につき、設例を題材に学習する。

第14回 消費者の倒産1 消費者の破産

ここまでの授業は企業の倒産を念頭においてきたが、今回からは消費者の倒産特有の問題を取り扱う。まず、消費者破産の諸問題、すなわち同時廃止、自由財産、免責、復権について、設例を題材に学習する。

第15回 消費者の倒産2 個人再生、裁判外の倒産処理

定期的な収入を有する消費者にとっては、現在の資産(例えば住宅)を保持しつつ、将来の収入を計画に従った弁済に充てることで再生を図る手続も、選択肢として望まれよう。そのようなニーズを満たす個人再生手続(給与所得者等再生、小規模個人再生)につき、破産手続・通常再生手続との対比を踏まえ、設例を題材に学習する。個人再生における利用を主に念頭に置いた、住宅資金貸付債権に関する特則についても学ぶ。併せて、裁判上の倒産処理(消費者破産・個人再生)との対比で、裁判外の倒産処理(私的整理、倒産ADR)を取り扱う。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
労働法	3年次	選択必修科目	後期	月曜・2時限	皆川宏之

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目1である。

【科目のねらい】

労働法は、①個別的労働関係法、②集団的労使関係法、③労働市場法、④労働紛争処理法といった分野から構成される。本講義では、特に基幹的な領域である前記①と②を中心に、「労働法基礎」を受講したレベルの者を対象として、労働法基礎と同様のテーマに関し、教員が事前に提示する検討事項に沿った受講生の事前学習を前提とした質疑を行い、重要判例における法解釈のあり方を確認しながら労働法上の論点に関する適切な理解を得ることをねらいとする。なお、「労働法基礎」の講義内容について、上記のレベルの修得があれば、本科目のみの受講も可とする。

【授業の方法等】

講義形式で行い、質疑応答の形式を適宜取り入れる。講義内容は、学部等では4ないし8単位で実施される内容を2単位により修得することを目指すものであるため、教科書、参考書、配布資料による十分な予習、復習が必要となる。授業では、事前に各回の講義テーマにそった設問形式の検討課題資料を配布し、当該検討課題に基づき教員と受講者が質疑を行いつつ講義を進める。本授業では、受講者が「労働法基礎」科目を受講し、労働法分野の基本的な知識を修得していることを前提とし、労働法分野での法規範の解釈適用に関する応用的な知識の修得を目的として、具体的な判例の分析・検討・解説を中心に講述する。教員とのやり取りにおける受講者の回答ないし受講者からの質問の内容を平常点評価の一部（20点）とする。また、講義期間中、2回の小レポート（事例に基づく法律判断の論述）を予定しており、当該小レポートの評価を平常点評価の一部（20点）とする。

事前課題の提示、小レポートの提出等は千葉大学のMoodleを通じて行う。

本授業は対面式での実施を予定する。対面式での実施が困難な事情がある場合、G Suite(Google Meet)を使って同時双方向型で実施する。

【教材等】

教科書：山川隆一編『プラクティス労働法〔第2版〕』（信山社、2017年）、村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第9版〕』（有斐閣、2016年）

参考書：菅野和夫『労働法〔第12版〕』（弘文堂、2019年）、水町勇一郎『詳解労働法』（東京大学出版会、2019年）、西谷敏『労働法〔第3版〕』（日本評論社、2020年）。

追加講義資料は、事前または当日に配信・配布する。

【成績評価】

学期末試験60%、平常点（発言状況・小レポート）40%

【各回の内容】

下記の予定で授業を行い、教員が事前に提示する検討事項に沿った法律問題の検討を行う。内容は目安であり、進捗によって変更・調整がありうる点に留意されたい。

第1回 労働法の基礎

労働法の総論、労働契約・雇用関係の当事者、労働契約上の権利義務、労働憲章

第2回 労働契約の成立

職業紹介・募集、採用の自由とその制約、労働条件の明示、採用内定、試用期間

第3回 賃金

賃金の種類と体系，労基法上の賃金・平均賃金，賃金請求権，賃金の支払方法，休業手当

第4回 労働時間

労働時間規制の原則，休憩・休日，時間外・休日労働，割増賃金，柔軟な労働時間制度

第5回 休暇・休業

年次有給休暇，女性・年少者の保護，ワーク・ライフ・バランス

第6回 労働条件の決定と変更

労働条件の決定，就業規則，集団的変更と合意

第7回 労働契約の展開①

人事概説，人事考課，昇進・昇格，降格，配転・出向・転籍

第8回 労働契約の展開②

懲戒，自宅待機・休職

第9回 労働契約の終了

合意解約・辞職，定年，企業組織変動と労働契約の終了，解雇

第10回 非典型雇用

有期労働，期間雇用の規制，無期労働契約への転換，雇止め，パートタイム労働，派遣労働

第11回 雇用平等

雇用平等概説，男女平等，雇用形態に基づく差別的取扱い・不合理な労働条件格差の禁止

第12回 労働災害

労災補償，労災民訴，労災補償と損害賠償の調整

第13回 労働基本権・労働組合

労使関係法総論，労働基本権，労使関係の当事者，労働組合の運営，組合員資格，便宜供与・チェックオフ，労働組合の統制，労働組合の組織変動

第14回 団体交渉・労働協約

団体交渉，団体交渉の当事者・担当者，団体交渉事項，団体交渉の態様・義務違反の救済，労働協約の成立・効力

第15回 団体行動・不当労働行為

団体行動の意義と法的保護，争議行為・組合活動の正当性，正当性のない争議行為と民事責任，争議行為と賃金，不当労働行為総論，不利益取扱い，支配介入，併存組合と不当労働行為，不当労働行為の救済

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
独占禁止法	3年次	選択必修科目	後期	金曜・5時限	永口学

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対して（選択必修）であるが、令和2年度3年コース入学者に対しては（選択必修1）である。

【科目のねらい】

経済法の憲法たる独占禁止法について、違反成立要件に関する基礎的知識を修得済みであることを前提に、個別具体的な事例（実際の違反事例・仮説例等）を用いて、適用条項の選択、違反成立要件該当を基礎付ける事実の捉え方、関連する諸論点の検討手法等の実践的能力を修得することを目指す。

【授業の方法・内容・計画等】

本授業では、対話形式による事例演習を主としつつ、適宜講義形式を併用する。数回ごとに本授業の理解度を確かめるため、小テスト（レポート形式を想定）を実施する予定である。

本授業は、対面授業を基本とし、必要に応じてG Suite（Google Meet）を使って同時双方型で実施する。

【教材等】

授業用に作成するレジユメを用いて授業を行うため、特定の教科書は指定しない。各自既に使用している基本書等を適宜参照していただきたい。

第1回の授業時に参考文献については言及する予定であるが、ここでは金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選（第2版）』（有斐閣、2017年）及び菅久修一ほか『独占禁止法〔第4版〕』（商事法務、2020年）を挙げておく。

【成績評価】

学期末試験（60％）のほか、平常点及びレポート（合計40％）の成績により総合評価する。

【備考】

普段から新聞報道における経済法事案に関心を持ち、独占禁止法に当てはめるとどのような解決となるのかについてシミュレーションしておくことが有用である。公正取引委員会のウェブページ（<https://www.jftc.go.jp/>）にも随時目を通すことをお勧めする。

【各回の内容】*シラバス作成後の実務の動きを踏まえ、各回の講義内容の順番及び内容を変更する可能性がある。

第1回 独占禁止法違反成立要件の振り返り

基本的な行為類型ごとに行為要件／弊害要件（市場画定＋反競争性＋正当化理由）の内容等を復習する。併せて、独占禁止法違反のエンフォースメント（課徴金納付命令・民事差止請求等）や令和元年独占禁止法改正の内容について簡単に説明する。

第2回 水平制限①（特にハードコア型）

価格カルテル・入札談合等の具体的事例を対象として、適用条項（法2条6項・不当な取引制限）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第3回 水平制限②（特にハードコア型）

入札談合・共同ボイコット等の具体的事例を対象として、適用条項（法2条6項／法2条9項1号

等)の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第4回 水平制限③(特に非ハードコア型)

競争者間の業務提携(共同研究開発・共同生産・共同販売・共同物流等)に係る具体的事例を対象として、適用条項(法2条6項・不当な取引制限/法10条ほか・企業結合等)の選択やそれらの違反成立要件該当性判断に係る事実の捉え方を検討する。ここでは、市場の画定方法、水平制限の反競争性・正当化理由の検討方法、問題解消措置の検討等に係る総合的・実践的能力が要求される。

第5回 水平制限④(特に非ハードコア型)

前回に引き続き、競争者間の業務提携(共同研究開発・共同生産・共同販売・共同物流等)に係る具体的事例を対象とする検討を行う。

第6回 垂直制限①(競争停止型)

再販売価格拘束等の具体的事例を対象として、適用条項(法2条9項4号)の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第7回 垂直制限②(競争停止型)

販売方法の制限等の具体的事例を対象として、適用条項(一般指定12項等)の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。ここでは、ブランド内競争・ブランド間競争等を始めとする競争停止型垂直制限の検討手法の的確な実践が要求される。

第8回 垂直制限③(他者排除型)

排他取引・抱き合わせ販売等の具体的事例を対象として、適用条項の選択方法、各適用条項の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。ここでは、市場の画定、市場閉鎖を始めとする他者排除型垂直制限の検討手法の的確な実践が要求される。

第9回 垂直制限④(他者排除型)

前回に引き続き排他取引を取り上げるが、やや複雑な排他取引の具体的事例を対象として、適用条項の選択方法、各適用条項の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第10回 垂直制限⑤(搾取濫用型)

優越的地位の濫用を取り上げる。近時、重要な審決・裁判例等が多く出されている分野であり、また、種々の場面での活用が検討されている。そのような最新のトピックを取り上げ、議論する。

第11回 事業者団体①

事業者団体の諸活動について、適用条項(法8条各号)の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第12回 事業者団体②

事業者団体の諸活動について、適用条項(法8条各号)の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第13回 企業結合①

企業結合(合併、株式保有、企業分割等を通じた結合) - 特に水平結合 - について、適用条項(法10条、15条等)の違反成立要件(特に弊害要件該当性)の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、問題解消措置の検討を行う。

第14回 企業結合②

企業結合(合併、株式保有、企業分割等を通じた結合) - 特に垂直結合 - について、適用条項(法10条、15条等)の違反成立要件(特に弊害要件該当性)の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、問題解消措置の検討を行う。

第15回 総まとめ

違反行為主体及び違反行為類型が様々に構成し得るような複雑な事案を基に、事案分析の方法の総まとめを行う。併せて、最新の独占禁止法を中心とする経済法の実務の動きに触れ、今後の展望等にも言及したい。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
国際私法	3年次	選択必修科目	後期	木曜・1時限	大村芳昭

*本授業科目は、令和2年度2年コース入学者および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目であるが、令和2年度3年コース入学者および令和3年度以降の入学者に対しては選択必修科目1である。

【科目のねらい】

この授業では、法の適用に関する法律をはじめとする広義の国際私法に関し、制定法、判例法および学説の客観的な理解を基本として、個別具体的な事実関係にそれらを適切に当てはめ、現実的かつ妥当な結論を導き出すという、法曹に求められる基本的な作業を滞りなく行うために必要な素養を身に着けることをねらいとしている。

この授業を履修するためには、前学期に「国際私法基礎」を履修し単位を取得していることが必要であるが、「国際私法基礎」で養った国際私法に関する基本的知識や条文解釈力を土台として、そこに判例や学説に関するさらなる理解を上乘せすることによって、上記のねらいは初めて達成され得る。そして、この授業で提供される内容を十分に消化することができれば、この授業が扱う分野については、「プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材（本研究科アドミッションポリシーより）」となるために必要な基本的素養を身に着けたと言えるであろう。

他方、本研究科の所在する千葉県、さらには首都圏全体が、その置かれた客観的条件からして、日常的に渉外的法律関係から生ずる法的紛争と縁の深い状況に置かれていることからしても、この分野の学習が「首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となる」（本研究科アドミッションポリシーより）ことの重要な一要素であることも間違いない。

そこでこの授業では、広義の国際私法に関する様々な設例を題材として、事例中心のグループワークを通じて、法曹となるために必要な知識・能力の一部としての国際私法の解釈運用能力、そして事案解決能力の養成を目指すこととしたい。

【授業の方法等】

授業方法は、原則として対面授業とする予定だが、欠席者の便宜のため、Moodle を通してのオンデマンド型メディア授業との併用を予定している。ただし、新型コロナウイルスの感染状況により、対面で授業を行うのが困難な場合には、Moodle を通してのメディア授業のみとする。以下、対面授業を前提として説明する。

この授業では、下記テキストに掲載された設例を題材として、事例演習を行う。事案そのものをいかに適切に解決するか、また、その解決の過程で登場する論点それぞれといかに向き合うか、その両者を意識しつつ取り組むものとする。

授業の手順は以下のとおりである。第1回の前半では、自己紹介の後、このシラバスの【各回の内容】に対応するテキストの設例につき担当者と担当日を決定する。第1回の後半と第2回は国際私法に関する基礎的な内容のおさらいを行い、それ以後はテキストの設例と判例百選を中心とする事例問題に取り組む。各担当者は、担当する問題の解答例と補足説明（重要な概念や規定については丁寧な解説を加えること）を作成し、担当日の2日前の午後6時までにメール等で教員に送付するとともに、対面授業を行う場合には、授業当日にそれぞれ受講生数と同じ部数のコピーを作成して授業開始時に配布する。授業では、解答例等をもとに各担当者が口頭で解説し、それをめぐって適宜質疑応答及び討論を行って理解を深める。

【教材等】

（テキスト・受講者全員購入）

・松岡博編『国際関係私法入門 第4版』（有斐閣・2019年）

(参考書・購入は任意)

- ・ 櫻田嘉章，道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』(有斐閣・2012年)
- ・ 櫻田嘉章著『国際私法〔第7版〕』(有斐閣・2020年)

【成績評価】

学期末試験(60%)を中心とし，出席・発言状況などの授業への参加(40%)を加味して，総合的に成績評価する。

【備考】

「国際私法基礎」履修済みであることを条件とする。

【各回の内容】

進捗状況などを考慮して一部変更することもあり得るので注意すること。

- 第1回 担当者等の決定、国際私法総論に関する基礎的な内容のおさらい
- 第2回 国際私法総論に関する基礎的な内容のおさらい(続き)
- 第3回 準拠法の決定
- 第4回 準拠法の決定・続き(外国法の適用)
- 第5回 人・法人
- 第6回 契約
- 第7回 不法行為等
- 第8回 債権債務関係
- 第9回 債権債務関係(続き)，物権等
- 第10回 婚姻，離婚
- 第11回 離婚，親子
- 第12回 親族関係，相続・遺言
- 第13回 国際裁判管轄
- 第14回 訴訟手続，外国判決の承認
- 第15回 家事事件，仲裁(国際取引)

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
民事執行法	3年次	選択必修科目	後期	水曜・3時限	手賀 寛

*本授業科目は、令和2年度2年コース学生および平成31年度以前入学者に対する選択必修科目である。

【科目のねらい】

民事執行法が定める権利の強制的実現のための手続、また民事保全法が定める仮の救済を与える手続について学び、知識を習得する。あわせて、これらの手続が民事訴訟手続・倒産処理手続を含めた民事手続全体、さらには実体法との関係において果たす役割を理解することで、権利の実現に関する総合的な理解を得る。

【授業の方法等】

民事執行法・民事保全法について、講義ノートほか、下記指定の教材に基づき講義を行う。適宜、質疑応答を行い受講者の理解を確認する。受講者は十分に予習のうえで授業に臨むことを求められる。詳細な講義予定や予習内容は、Moodle等を通じて告知する。

なお、本授業は対面形式で実施することを予定しているが、感染症の収束状況によっては、Zoomを使って同時双方向型で実施することがあり得る。

【教材等】

- ・講義ノートおよび関連資料を、Moodleにより、または印刷して、配布する。
- ・上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法 [第6版]』（有斐閣，2020年）
- ・上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全判例百選 [第3版]（別冊ジュリスト247号）』（有斐閣，2020年）
- ・その他の参考資料は講義中に随時指示する。また、六法は最新のものを各自用意すること。

【成績評価】

学期末試験の成績（60%）および平常点（40%）による。平常点は、授業中の質疑応答その他教員の指示に対する対応を評価する。また、事前通知のうえで小テストやレポート等を実施して、平常点評価の一環とすることがある。

【各回の内容】

第1回 民事執行・民事保全の概要、民事執行手続の理念と基本構造

まず、権利の実現に関する判決手続・強制執行手続・保全手続の関係を確認する。続いて、民事執行法と民事執行の概念、執行手続の種類や理念・手続構造等について学ぶ。

第2回 執行手続の主体、執行機関の処分に対する不服申立て

執行手続の主体たる執行当事者と執行機関の意義や資格、職分、さらには執行機関の処分に対する不服申立て手段（執行抗告・執行異議）について学ぶ。

第3回 強制執行の要件、債務名義

強制執行の実体的要件と手続的要件の区別、債務名義の役割と種類、執行力の主観的範囲について学ぶ。

第4回 執行文、執行の対象

執行文の役割と執行文付与の手続、強制執行における責任財産帰属性の判断および債務者の財産状況の調査について学ぶ。

第5回 執行関係訴訟（1）

執行関係訴訟のうち、請求権の存在・内容または債務名義の成立に関する問題を扱う、請求異議の訴えについて学ぶ。

第6回 執行関係訴訟（2）、執行手続の進行

執行関係訴訟のうち、執行文付与をめぐる訴訟、また執行対象の責任財産帰属性を争う第三者異議の訴えについて学ぶ。その後、執行の開始・停止・取消しに関する規律を確認する。

第7回 金銭執行 - 不動産に対する強制執行（1）

不動産強制競売における開始段階の規律（申立て、開始決定、差押えの効力、二重開始決定）について学ぶ。

第8回 金銭執行 - 不動産に対する強制執行（2）

不動産強制競売における売却準備段階の規律（現況調査、不動産評価、売却基準価格、無剰余措置、物件明細書、不動産価値の維持）と、手続の取消しについて学ぶ。

第9回 金銭執行 - 不動産に対する強制執行（3）

不動産強制競売における売却条件に関する規律（引受主義・消除主義、担保権等の処遇、法定地上権、一括売却）と、売却の手続・効果について扱う。

第10回 金銭執行 - 不動産に対する強制執行（4）、船舶等に対する強制執行

不動産強制競売における債権者の満足に関する規律（優先主義・平等主義、配当要求、配当手続、不服申立手続）について検討した後、不動産強制管理、船舶等に関する強制執行について概観する。

第11回 金銭執行 - 動産に対する強制執行、債権およびその他の財産権に対する強制執行

動産執行の手続について学ぶ。その後、債権執行の手続について、金銭債権に対する強制執行を中心に検討する。

第12回 非金銭執行

物の引渡し・明渡しの強制執行（子の引渡しの強制執行を含む）、作為・不作為の強制執行、意思表示の強制執行について学ぶ。

第13回 担保権実行手続

担保権実行制度の意義および強制執行との類似点・相違点について確認した後、担保不動産競売手続を中心に、各種担保権実行手続を学ぶ。あわせて、留置権による競売・換価のための競売についても概観する。

第14回 民事保全手続

民事保全手続の意義や種類、構造、特性、特徴について、民事訴訟手続や民事執行手続と比較しながら検討した後、保全命令の発令手続、不服申立手続、および保全執行手続について概観する。

第15回 まとめ

第14回までの内容を前提に、民事執行と民事保全、さらには民事訴訟を通して問題となる点を確認し、民事手続による権利の実現過程の全体を示す。

（各回の内容は目安であり、進捗によって、事前通知のうえで調整することがありうる。）

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
自治体と法	3年次	選択必修科目	後期	木曜・5時限	下井康史

【科目のねらい】

自治体の行政活動に関する諸法制を、地方自治法を中心に取り上げ、それらに関する実際の問題についての考察を行う。

第1回授業において、本授業全体の序論をかねて、現行の地方自治法を理解するうえで不可欠な要素となる地方分権改革の意義を概説したのち、第2回以降の授業においては、自治体行政に関する諸制度について、それぞれの基本原理、解釈論上の諸問題、行政実務上の課題、立法論の方向性等を検討する。このような検討を通じ、自治体行政の諸問題について、各分野に固有の法理を用いながら、行政の実態に即した法的思考ができるようになることを目指す。

【授業の方法等】

- ・第1回から第6回までは、Google Classroomを使用した同時進行型メディア授業で実施する。第7回と第8回については追って指示する。
- ・同時進行型メディア授業においては、質疑応答の方式を取り入れながら授業を行う。
- ・第7回・第8回については、千葉県庁の法務担当職員の協力を得ながら授業を行う。

【教材等】

授業で用いる教材・文献等については、原則として開講時に指示ないし指定するが、基本的な参考文献として以下のものがある。

- ・宇賀克也『地方自治法概説（第9版）』（有斐閣，2021年）
- ・別冊ジュリスト「地方自治判例百選〔第4版〕」（有斐閣，2013年）

【成績評価】

平常点（小テスト。40%）と学期末試験（60%）で評価する。

【備考】

なお、小テスト・学期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める。

【各回の内容】

第1回（地方分権改革の意義と今日的課題）

地方自治の基本事項（憲法による地方自治の保障、地方公共団体の意義・種類・事務等）、そして、1999年と2011年以降における地方分権改革一括法の内容を概観したのち、地方分権改革の意義や、同改革がもたらす法的問題について、地方公共団体が直面している法的課題を検討する。

第2回（自治体の行政組織）

地方公共団体の行政組織に関する法制度を概観したのち、議会制度や委員会制度をめぐる法的論点のほか、議会と執行機関との関係や行政主体間関係といった論点を取り上げ、関連する判例を踏まえつつ検討する。なお、必要に応じて、国の行政組織についても言及する。

第3回（条例）

地方公共団体の自主立法である条例を取り上げ、憲法や法令との整合性が争われた裁判例を検討し、今後の地方公共団体における立法実務上の課題を検討する。

第4回（住民訴訟）

地方公共団体に特有の訴訟制度である住民訴訟をとりあげ、訴訟制度としての特色を概観したのち、同訴訟で争われた重要裁判例を検討する。

第5回（自治体の公務員制度①）

地方公務員法の内容について、公務員の義務や権利、不利益処分制度、争訟手続などに関する法的

論点を検討する。なお、必要に応じて、国家公務員法についても言及する。

第6回（自治体の公務員制度②）

第5回の内容を踏まえ、地方公務員法関係の裁判例を検討する。具体的には、公務員に対する不利益処分が問題となった例等である。なお、必要に応じて、国家公務員法関係の判例にも言及する。なお、同授業の最後の30分を用いて小テストを実施する。

第7回（自治体の行政争訟実務①）

自治体の行政争訟実務の全般的な状況について講述したうえで、関連する諸問題について考察する。

第8回（自治体の行政争訟実務②）

第7回に引き続いて、自治体の行政争訟実務に関する各論的なテーマを設定し、具体的な訴訟事例に即した説明を行ったうえで、関連する諸問題について考察する。

科目名	年次	区分	期	曜日	担当教員
精神医学と法	3年次	選択必修科目	後期	火曜・5時限	伊豫雅臣ほか

【科目のねらい】

精神疾患の病態や診断，治療とそれに関わる法律について理解する。

【授業の方法等】

Moodle によるオンデマンド型メディア授業を視聴し、出席票（リアクション・ペーパー）を提出する。講師への質問等は、Moodle のフォーラム機能を利用すること。出席票の提出期間および講師への質問受付期間は、各講義の開講期間内とする。

【教材等】

音声付きパワーポイント等によるメディア教材

【成績評価】

平常点（メディア授業の視聴状況，出席票（リアクション・ペーパー）の提出状況）40%，学期末試験 60%により総合評価する。

学期末試験日：未定

【各回の内容】

第1回 精神医学の基本的な方法－診断・病態（伊豫）

精神医学における精神障害の定義，病態，診断方法や分類などについて学ぶ。

第2回 精神科医療と法・精神鑑定（五十嵐）

精神科医療に関わる法律（精神保健福祉法や医療観察法）や精神鑑定に関して学ぶ。

第3回 精神医学における心理学の役割（東本）

精神医学的診断における心理検査の実際，認知行動療法を始めとした心理療法などについて学ぶ。

第4回 統合失調症・気分障害（金原）

統合失調症・気分障害の病態と診断，治療，ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第5回 不安障害・解離性障害，摂食障害（長谷川）

不安障害やPTSD，強迫性障害，解離性障害，摂食障害の病態と治療，ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第6回 アルコール・薬物関連精神障害，器質・症状性精神障害（椎名）

アルコール・薬物関連精神障害と器質・症状性精神障害（特に認知症）ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第7回 知的障害・発達障害，パーソナリティ障害（佐々木）

アスペルガー症候群などの広汎性発達障害知などの発達障害と知的障害，パーソナリティ障害についての特徴と司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第8回 精神医学の基盤となる神経科学（橋本）

現在の精神医学の基盤となっている神経科学について，また，最近の神経科学の進歩に伴う，新たな検査技術や治療法とその精神科臨床への応用について学ぶ。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
自主研究・論文作成	3年次	自由選択科目	後期	(研究分野に応じて個別に調整)	(当該研究分野の専任教員)

【科目のねらい】

学生が特に関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめる。

【授業の方法等】

学生の自主的・主体的な調査研究があくまでも基本であるが、問題の設定、研究の進め方、資料の収集と整理、論文執筆等の各段階で、学問的な水準を満たす上で必要な「技法」と「作法」について、教員が指導する。

なお、この科目の選択を希望する学生は、事前に教員と十分に相談しなければならない。水準の高い研究成果が見込まれると判断される場合に限り、受講が許可される。

【教材等】

特になし。

【教科書】

特になし。

【参考書】

学生のテーマに応じた適切な参考文献を担当教員が指示する。

【成績評価】

完成した論文を担当教員および他の数名の審査委員が閲読し、評価する。なお、口述審査を行う場合がある。

【各回の内容】

第1回 研究の開始

テーマ設定の当否、研究のアプローチ等について学生と教員が話し合う。必要があると認められる場合には、学生の自主性を損なわない範囲で、最低限度の参考文献等を指示する。

第2回以降 研究経過の報告と指導

学生が進めつつある研究の経過について、逐次報告を求め、必要と認められる限りで指導を行う。教員の考え方を押し付けるのではなく、研究が的確に行われるためのアドバイスを与えるにとどまる。論文を執筆する学生が複数いる場合には、相互に批判させることもあるが、基本的には、研究の専門家である教員と学生との個別的なコミュニケーションによって進められる。